

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年11月29日

【発行者名】 BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
(BNY Mellon International Management Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
(Scott Lennon, Director)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9008、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
ホスピタル・ロード27、ケイマン・コーポレート・センター、
ウォーカーズ・コーポレート・リミテッド気付
(c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre,
27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008,
Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ニッポン・オフショア・ファンズー
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
(Nippon Offshore Funds - Global High Yield Bond Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
60億オーストラリア・ドル（約4,375億円）を上限とする。
(注) オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）およびアメリカ合衆国ドル
（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、
2019年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪
ドル=72.91円および1米ドル=107.93円）による。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ニッポン・オフショア・ファンズ・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

(Nippon Offshore Funds - Global High Yield Bond Fund)

（注１）ニッポン・オフショア・ファンズ・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「**ファンド**」または「**シリーズ・トラスト**」という。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「**トラスト**」という。）のシリーズ・トラストである。

なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

（注２）日本において、ファンドの名称について「**ニッポン・オフショア・ファンズ**」を省略することがある。

（注３）用語の定義については、本書別紙A「**定義**」を参照のこと。

（２）【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券で、豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券から成る。（以下「**ファンド証券**」または「**受益証券**」という。）

ファンド証券は追加型である。

ファンド証券について、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（BNY Mellon International Management Limited）（以下「**管理会社**」という。）の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

（３）【発行（売出）価額の総額】

60億豪ドル（約4,375億円）を上限とする。

（注１）豪ドルおよび米ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝72.91円および1米ドル＝107.93円）による。以下同じ。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行う。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（４）【発行（売出）価格】

取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格

（注１）「取引日」とは、各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

「評価日」とは、各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

「営業日」とは、ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

（注２）受益証券1口当たり純資産価格に関する照会先は、後記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（５）【申込手数料】

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、受益証券が発行された月の翌月１日から５年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される買戻手数料（「条件付後払い販売手数料（CDSC）」）とある。）が、販売会社により請求され、管理会社に支払われる。（条件付後払い販売手数料（CDSC）については、「第二部 ファンド情報、第１ ファンドの状況、４ 手数料等及び税金、（２）買戻し手数料」を参照のこと。）本書の日付現在、日本の消費税および地方消費税（以下「日本の消費税」という。）は条件付後払い販売手数料（CDSC）に対して課せられない。

<u>受益証券の購入後の経過年数</u>	<u>条件付後払い販売手数料（CDSC）</u>
２年以内	４.００％
２年超３年以内	３.００％
３年超４年以内	２.００％
４年超５年以内	１.００％
５年超	０.００％

（注１）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月１日から計算される。

（注２）条件付後払い販売手数料（CDSC）の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料（CDSC）の料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に見直し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

（６）【申込単位】

100口以上10口単位

（７）【申込期間】

2019年11月30日（土曜日）から

2020年11月30日（月曜日）まで

（注１）日本における申込受付時間は、原則として午後３時まで（東京時間）とする。

（注２）申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

（８）【申込取扱場所】

株式会社三井住友銀行

東京都千代田区丸の内一丁目１番２号

ホームページ：<https://www.smbc.co.jp>

電話番号：0120-56-3143（通話料有料）東京：03-5745-5051 大阪：06-6258-0012

平日・土・日・祝日 ９：００～２１：００ ※１月１日～３日と５月３日～５日を除く。

（以下「販売会社」または「日本における販売会社」という。）

（注）上記販売会社の日本における本支店において、申込みの取扱いを行う。

（９）【払込期日】

投資者は、原則として日本における申込日に、日本における販売会社に対して申込金額を支払う。投資者と販売会社との受渡しは、国内約定日（日本における販売会社が申込注文の成立を確認した日をいい、通常、申込みの日本における翌営業日となる。以下「**国内約定日**」という。）から起算して日本における６営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、日本における販売会社によって保管会社であるＳＭＢＣ日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、各取引日後６受渡営業日（日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。以下同じ。）以内に豪ドル貨で払い込まれる。

（１０）【払込取扱場所】

前記「（８）申込取扱場所」に同じ。

（１１）【振替機関に関する事項】

該当事項なし。

（１２）【その他】

（イ）申込証拠金はない。

（ロ）引受等の概要

① 日本における販売会社は、管理会社との間の、受益証券販売・買戻契約に基づき、受益証券の募集を行う。

② 管理会社は、ＳＭＢＣ日興証券株式会社をファンドに関する代行協会員に指定している。

（注）代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、ファンド証券１口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社へ送付する等の業務を行う協会員をいう。

（ハ）申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出する。また、申込金額は、円貨または豪ドル貨で支払うものとする。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。原則として、申込みをした者は、日本における申込日に、日本における販売会社に対して、申込金額を支払う。投資者と日本における販売会社との受渡しは、国内約定日から起算して日本における６営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われる。

申込金額は、日本における販売会社によって、保管会社であるＳＭＢＣ日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンドの口座に、各取引日後６受渡営業日以内に、豪ドル貨で払い込まれる。

（ニ）日本以外の地域における発行

該当事項なし。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ニッポン・オフショア・ファンズ・グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「**ファンド**」または「**シリーズ・トラスト**」という。）は、アンブレラ・ファンドであるニッポン・オフショア・ファンズ（以下「**トラスト**」という。）のシリーズ・トラストである。

なお、アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

信託金の限度額は、定められていない。

シリーズ・トラストの基準通貨は米ドルである。シリーズ・トラストの純資産総額は基準通貨である米ドルにより計算される。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

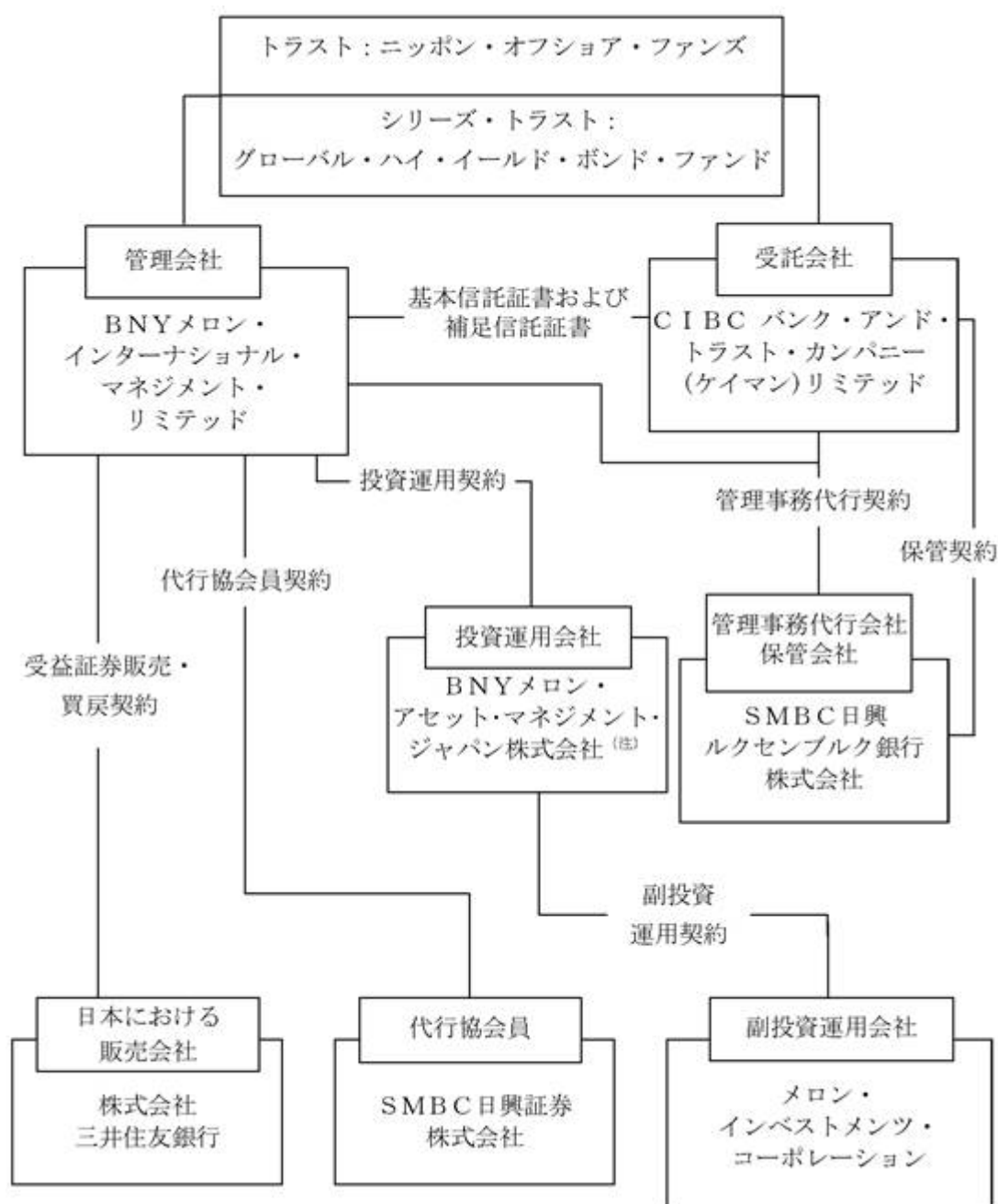
ファンドの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引される派生商品を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。

（2）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年6月30日	トラストに係る補足信託証書締結
2010年8月26日	ファンドに係る補足信託証書締結
2010年9月21日	日本におけるファンドの募集開始
2010年9月30日	運用開始（設定日）
2015年7月31日	ファンドに係る補足信託証書締結
2016年7月25日	トラストに係る補足信託証書締結
2016年7月25日	トラストの名称変更

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



(注) 2020年4月1日をもって、商号を「BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社」に変更する予定である。以下同じ。

② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義される。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定している。
CIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義される。）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。
SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2010年8月26日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することにより管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。また、2010年8月26日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することにより保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2010年9月1日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
メロン・インベストメンツ・コーポレーション	副投資運用会社	2010年9月1日に投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定している。
SMBC日興証券株式会社	代行協会員	2010年9月1日付で管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）（注5）を締結。代行協会員業務について規定している。
株式会社三井住友銀行	日本における 販売会社	2010年9月1日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（改訂済）（注6）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約である。

- (注4) 副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約である。
- (注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表を行い、またファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社へ送付する等代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- (注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概況

(i) 設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

(ii) 事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

(iii) 資本金の額

2018年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約75億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法（2018年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

(iv) 会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

(v) 大株主の状況

(2019年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
エムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション	アメリカ合衆国、デラウェア州、ウィルミントン、ベルビューパークウェイ301	2,000株 ^(注)	100%

(注) 内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（改訂済）（以下「**基本信託証書**」という。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2010年8月26日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（改訂済）（以下「**補足信託証書**」という。）（以下、基本信託証書と併せて「**信託証書**」という。）に基づきグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドをシリーズ・トラストとして設定および設立している。

信託証券はケイマン諸島法に準拠する。グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の保有者（以下「**受益者**」という。）は信託証券の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）（以下「**信託法**」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「**ミューチュアル・ファンド法**」という。）の規制も受ける。

準拠法の内容

① 信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証券に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請される。その場合、信託証券、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取ることができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

② ミューチュアル・ファンド法

後記（6）「監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

③ リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2018年改訂）（以下「**ジャパン・レギュレーション**」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「**CIMA**」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わねばならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域において規制されている保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資家向け投資信託は、保管会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、当該変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、CIMA、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、CIMAに対し、1か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（５）【開示制度の概要】

① ケイマン諸島における開示

（a）CIMAへの開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならない、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ジャパン・レギュレーションに規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けもしくは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすために必要なその他の情報が網羅されていなければならない。目論見書はCIMAに提出されなければならない。

トラストは、CIMAの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内またはCIMAが許可する延長期間内にCIMAに提出しなければならない。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに直ちにその旨および理由を書面で通知する。

- ・その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2018年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後6か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれている年次営業報告書を作成しまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付しまたは交付させなければならない。

当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（i）受託会社に書面で報告し、（ii）その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をCIMAに提出しなければならない。さらに、その書面または相当の概要がトラストの次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合にはその半期または定期報告書に含まなければならない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および（b）トラストを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、トラストの事業を記載した報告書をCIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならない、当該報告書にはトラストに関する以下の内容が含まなければならない。

- (a) トラストの名称（過去の名称を含む。）
- (b) 投資者により保有される各証券の純資産総額
- (c) 前回の報告期間からの純資産総額および各証券の変更比率
- (d) 純資産総額
- (e) 関連する報告期間における新規申込の口数および価額
- (f) 関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- (g) 報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、(a) 受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに(b) トラストが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出するか、またはこれを指示しなければならない。

管理事務代行会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除く。）に通知しなければならない。

保管会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

管理会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

(b) 受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付される。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付される。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができる。

② 日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「**金融商品取引法**」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

日本における販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付しなければならない。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンド

の各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるSMBC日興証券株式会社のホームページにおいて提供される。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、CIMAは、一定の措置を取ることができる。CIMAの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。CIMAは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的と投資方針

ファンドの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引されるデリバティブ（派生商品）を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。債務不履行のリスクを可能な限り回避するため、債券の信用力は、投資時において調査され、ファンドのポートフォリオに保有されている間、管理される。

ファンドのポートフォリオの目標は、長期的なトータル・リターンを提供を狙いつつ、毎月の分配金を安定的に支払うため十分な収益を確保することである。

投資運用会社および／またはその委託先が投資し得る世界のハイ・イールド債券には、現物社債、ゼロクーポン債、PIK債（同種の追加債券の形態で利息を支払う債券）、ユーロ債、ヤンキー債およびこれらの派生商品を含むことがあるが、これらに限定されないものとする。投資運用会社および／またはその委託先はまた、現金および短期金融商品（預金（カストディアン・スウィープ・アカウントを含む。）、コマーシャル・ペーパー、預金証書、米国財務省短期・中期証券およびその他の現金相当金融商品を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。

また、投資運用会社および／またはその委託先は、適宜、米国財務省および政府機関の証券ならびにその他の国および国際機関の発行銘柄を含むその他の証券に投資することができる。

また、投資運用会社および／またはその委託先は、国債に関する上場先物およびオプション、国債に関する店頭取引オプション、短期金融商品の先物、スワップ契約（トータル・リターンおよび金利スワップを含む。）、クレジット・デフォルト・スワップ（個別企業のクレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数契約の両方）ならびにスポットおよび為替先渡契約を含むことがあるが、これらに限定されない金融商品への投資を認められている。

投資運用会社および／またはその委託先は、主に投資適格を下回る格付の証券に投資するが、投資判断を行うにあたり、信用力または残存年数による制限はない。そのため、ファンドの投資対象に対し信用格付の下限は適用されず、当該投資対象は、投資適格に格付されることもあれば、投資適格未満に格付されることもある。債務不履行のリスクを最小限にするため、投資運用会社および／またはその委託先は、投資時および当該投資対象がファンドのポートフォリオに保有されている間、そのハイ・イールド債券の信用力を継続的に管理する。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

投資運用会社は随時、その裁量にて別のまたは追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの資産の全部または一部を、他の集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションが運用する集団投資スキームを含む。）を通じて投資することができる。

為替ヘッジ取引

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない）ため、また、受益証券の豪ドル建ての価値をファンドの表示通貨である米ドルおよび／または投資対象通貨（注）の値下りから保護するため、以下の為替ヘッジ取引を実行する方針である。

管理会社および／またはその委託先は、非米ドル建ての投資対象資産について、米ドル（ファンドの表示通貨）と関連する非米ドル建て投資対象通貨の為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをヘッジするため、為替ヘッジ取引を実施する方針である。管理会社および／またはその委託先は、投資

対象資産の通貨と米ドルの為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す、主として関連する投資対象の将来価値が変動するため、エクスポージャーは必ずしも常に100%ヘッジされるとは限らない。本書の日付現在、この為替ヘッジ取引は副投資運用会社で行っているが、管理会社は下に述べるとおり第三者を為替ヘッジ取引の実行および監視のために指定することができる。

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない。）ため、また、受益証券の価値を（ファンドの表示通貨である）米ドルの受益証券の表示通貨である豪ドルに対する値下りから保護するため、以下の為替ヘッジ取引を実行する方針である。管理会社および／またはその委託先は、豪ドルと米ドルの為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをほぼ完全にヘッジすることを目指す、投資家は、為替ヘッジ取引が行われることにより、豪ドルに対する米ドルの値上りが、これに相当する受益証券1口当たり純資産価格の上昇をもたらさないことに留意するべきである。

管理会社および／またはその委託先は、為替ヘッジ取引のプロセスを運営する。

管理会社は上記の外国為替取引の一つあるいは複数の異なる方法をもって運営することができる。管理会社は、為替ヘッジに関する機能を（i）為替ヘッジの一部を自社および／またはその委託先で運営すること、（ii）残りの部分の為替ヘッジを事前に取り決められた為替ヘッジに関するパラメータに基づき管理および監視する第三者（以下「為替管理会社」という。）を選任することによって分割して運営することができる。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは一定の為替ヘッジ管理契約に基づき為替管理会社を選任されている。当該為替ヘッジ管理契約に従い、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンはかかる契約に基づき外国為替取引について裁量権を有するものではない。

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは同社が為替管理会社として関わる外国為替取引の（本人として自ら行為する）当事者であり、2015年7月16日まで、引き続き当事者として行為していた。この間、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが相手方となる外国為替取引に関して、選任された為替ベンチマークレート提供会社（以下「ベンチマーク提供会社」という。）が価格を表示する通貨については、管理会社は、ザ・WM・カンパニー・ピー・エル・シー（「ベンチマーク提供会社」）が事前に管理会社が選択した一定の時間にロイター上に公表するスポット・レート、あるいは管理会社が選択したその他のベンチマーク提供会社が公表する他のベンチマークレートを、スポット決済されない為替取引については値付けされたフォワード価格、および事前に合意した（スポット・レートに対するベシス・ポイントで適用される）為替管理スプレッドにより調整されて値付けられるものと考えていた。その参照レートが公表されない場合、特定の公表時間が過ぎた場合、あるいはベンチマーク提供会社によってそのベンチマークレートが提供されない場合、他の市場レートに基づく代替的なスポットのビッドとアスクのレートが使用されていた。

2015年7月9日以後、為替管理会社は、慣行に従った報酬を請求し、かかる金額はファンドの資産から支払われる。

本書の日付現在、上に述べられた為替取引に関して、管理会社は外国為替ヘッジ取引の相手方が複数になることを想定している。

（注）投資対象通貨とは、ファンドの投資対象が表示される通貨をいう。

ファンドの投資目的が達成される保証はない。

ファンドの特色

特色
1

■主に世界のハイ・イールド債券に投資を行い、高水準のインカムゲインの確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。

特色
2

■受益証券は豪ドル建てです。

※ファンドは、米ドル建てで（ファンドが組入れる米ドル建て以外の資産については、米ドルへの為替ヘッジを図ります）、米ドルから豪ドルへの為替ヘッジを図ります。

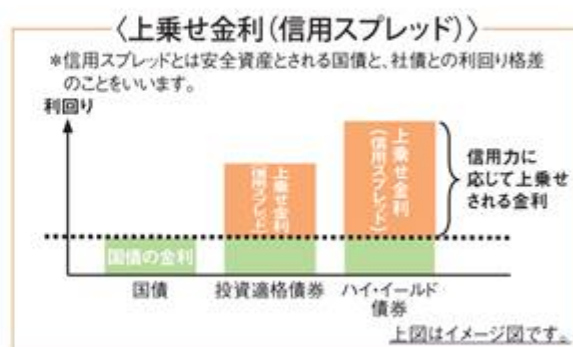
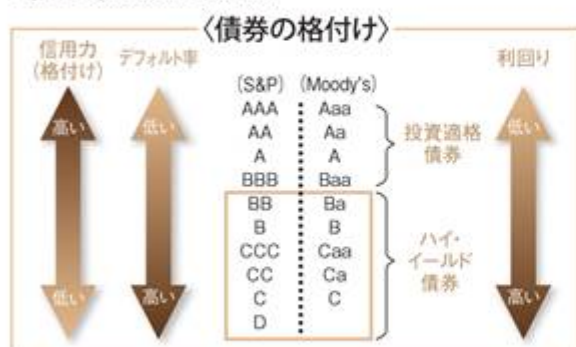
特色
3

■原則として、毎月分配を行います。

※管理会社の判断により、分配を行わない場合があります。

～ハイ・イールド債券とは？～

一般的に、格付機関(S&P/Moody's等)によりBB / Ba格相当以下の格付けを付与された社債をハイ(高い)・イールド(利回り)債券といます。



ハイ・イールド債券は信用力が低い債券です。債券の格付けが引き下げられた場合等には信用力が低下し、通常、債券価格は下落します。また、信用力が変わらない場合でも、金利が上昇すれば債券価格は下落します。S&PおよびMoody'sは代表的な格付機関です。上記格付けは長期債務格付けです。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

(3) 【運用体制】

① 投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であり、金融商品取引法に基づく登録を受けた投資運用業者である。

② 副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、メロン・インベストメンツ・コーポレーションに委託している。

副投資運用会社は、株式公開企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されている。

同社は株式や債券を含む様々な投資対象において、アクティブ運用やパッシブ運用を含む幅広い投資戦略を提供している。

＜ボルカー・ルール＞

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「DFA」という。）は、2010年7月に米国議会により制定された。DFAが定める規定を履行するため、金融規制機関は規則を発議し、採択する必要がある。規則の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、ザ・バ

ンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「BNYメロン」ということがある。）およびファンドのような金融組織に対し、多数の制約を課している。

2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択した。BNYメロンは、当該ルールを、規制に応じて、一般的に2017年7月21日より前に履行しなければならない。ただし、2013年12月31日以降に設定された対象ファンド（カバード・ファンド）への投資またはそれとの関係については2015年7月21日までに遵守する必要がある。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関係する規定につき要約するものである。

ファンド、ファンドの管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社は、ボルカー・ルールの適用対象である。

ボルカー・ルールにより、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じる。また、ボルカー・ルールは、BNYメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびBNYメロン支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制している。

BNYメロン支配事業体のファンド投資への規制

BNYメロン支配事業体は、2017年7月21日までに当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができる（以下「3%ファンド制限」という。）。さらに、BNYメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、BNYメロンのTier1資本の3%を超えることはできない（以下「3%総額制限」という。）。現在、BNYメロン支配事業体は3%ファンド制限に適合しており、BNYメロン支配事業体が3%総額制限によりファンドの保有持分の売却を要求されることはない想定されている。

BNYメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ファンドの持分を取得した時点で直接ファンドに対し投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、2015年7月21日以降、BNYメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととする。したがって、適格でない取締役または従業員による投資はその日までに売却されなければならない。ただし、2013年12月31日以前に行われた投資についての売却期限は2017年7月21日になる。

名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、BNYメロン支配事業体（管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社を含む。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されている。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合がある。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定である。

一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとBNYメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引（カバード取引）」を禁止している。これにより、ファンドとBNYメロン支配事業体との間の既存のサービス提供の取決め（ファンドとザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間の為替ヘッジの取決めを含む。）の変更が必要とされる可能性がある。

保証を行わないことおよびその他の開示

管理会社、投資運用会社、副投資運用会社および為替管理会社を含むいかなるBNYメロン支配事業体も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド（カバード・ファンド）の債務または運用成果について、保証、引受け、またはその他の約束をすることができない。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、BNYメロン支配事業体の預金または債務にあらず、あるいはその保証も受けていない。

いかなるファンドの損失も、BNYメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負う。したがって、BNYメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定される。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要がある。

（４）【配分方針】

受託会社またはその委託先は、管理会社の指示により、各分配期間において管理会社が決定した金額を各受益者に分配する。分配は、次の分配期間中の現地分配日^{（注）}に行われる。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われる。１口当たりの分配金は、0.001豪ドル未満の端数を切り捨てて計算される。原則として、毎月15暦日（当該日がファンド営業日でない場合は直後のファンド営業日）（以下「**現地分配基準日**」という。）時点で受益者名簿に登録されている受益者に対して分配が行われる。分配金は、0.01豪ドル未満は端数を切り捨てて支払いが行われる。

（注）現地分配日とは、各現地分配基準日の後４ファンド営業日目の日またはファンドに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。なお、ファンド営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

投資者は、受益証券に関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点に留意する必要がある。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

〈分配金受取りのイメージ〉

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
月の 分配	月の 分配	月の 分配	月の 分配	月の 分配	月の 分配	月の 分配	月の 分配	月の 分配	月の 分配	月の 分配	月の 分配

※上記はあくまでイメージです。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ

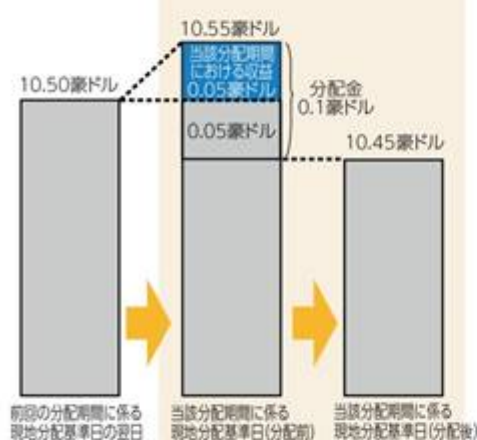


- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日（分配後）における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次の現地分配基準日までの期間をいいます。

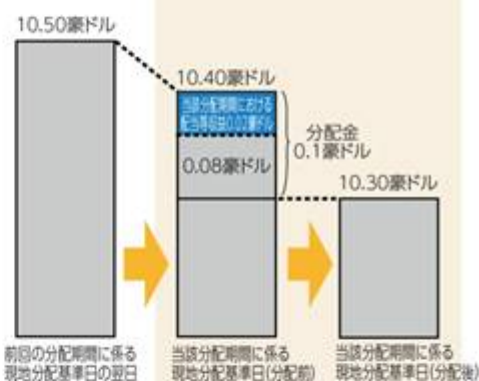
分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



〔注〕当該分配期間に生じた収益以外から0.05豪ドルを取り崩す



〔注〕当該分配期間に生じた収益以外から0.08豪ドルを取り崩す

※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドご購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



④*
⑤*

*購入価格を上回る
部分（分配金④）
に加え、下回る部
分（分配金⑤）も
分配金として課税
対象となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



〔注〕分配金に対する課税については、後記「4 手数料等及び税金(5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

（５）【投資制限】

投資制限

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社は、ファンドに関して次の投資制限に服する。

- （a）会社型の集団投資スキームを含め、いかなる種類の株式も取得してはならない。ただし、投信法第2条第4項で定義される「証券投資信託」（株式に投資しないものに限る。）または投信法第2条第22項で定義される「外国投資信託」のうち証券投資信託に該当するもの（株式に投資しないものに限る。）については、この限りでない。
- （b）取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有する当該投資対象すべての総価値が、その取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超えることになる場合、かかる投資対象を取得してはならない。
- （c）ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資してはならない。ただし、日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）（適宜改正または代替される。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではない。上記の比率は、管理会社の裁量において、当該資産の買付時点基準または時価基準で算定される。
- （d）投資の結果として、ファンドの純資産総額を超える場合、証券の空売りを行ってはならない。
- （e）投資の結果として、ファンドの資産価値の50%以上が、（i）金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる同号に掲げられた権利を除く。）、または（ii）金融商品取引法第2条第20号で定義される「デリバティブ取引」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、ファンドは投資対象を取得または追加取得してはならない。
- （f）管理会社または他の第三者の利益となる取引で、受益者の保護に欠けまたはファンドの資産の適正な運用を害することになる取引を行ってはならない。
- （g）自己またはその取締役と取引を行ってはならない。
- （h）管理会社またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
- （i）下記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行ってはならない。

株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債およびその他の株式関連証券への投資は禁止されており、ファンドが何らかの理由で当該証券を取得した場合、投資運用会社または副投資運用会社（場合による。）は、できる限り早く当該証券を売却するための措置を実行する。

上記の投資制限に適用される法律または規則が変更されるまたはその他の方法で差し替えられる場合でかつ適用される法令に違反することなく投資制限を変更することができると、受託会社と協議した上で管理会社が判断する場合、管理会社は、受益者の同意を得ることなく（ただし、当該変更または削除について21日前までに受益者に通知が付与されることを条件に）、当該投資制限の一部を適宜、変更または削除する権利を有するものとする。

上記の制限に加えて、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行ってはならない。

特に、ファンドの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払い、受益証券の買戻しまたは投資運用会社および／またはその委託先の合理的な支配の及ばないその他の理由の結果としてファンドに適用される制限に違反した場合、投資運用会社および／またはその委託先は、直ちに投資対象を売却する義務はない。ただし、投資運用会社および／またはその委託先は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、受益者の利益に配慮した合理的に実務上可能な措置を講じる。

借入制限

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。ただし、借入総額は純資産総額の10%を超えないことを条件とする（合併、統合等の場合のような特別な緊急事態においては、かかる10%制限を一時的に超過することはできるものとする。）。

3【投資リスク】

① リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴う。投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定であるが、このような戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできない。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができる。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性がある。従って、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要がある。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

ファンドに投資するリスクは、以下を含む。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国資本による投資および通貨の本国送金の制限、為替変動、ならびに投資先の国々における法規制の変更などの不確実性によって影響を受ける可能性がある。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法制度ならびに会計、財務監査および開示基準によっては、主要な証券市場で一般に適用されるものと同程度の投資者保護または投資者に対する情報開示が行われない可能性がある。

新興国市場のリスク

ファンドの勘定で、直接的または間接的に新興国の債券への投資が行われうる。かかる債券には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきである。それらのリスクには、（a）接収、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な安定性のリスクが大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限など、投資機会が制限される場合があること、ならびに（d）民間資本による投資または外国資本による投資および私有財産に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれる。

債券に関する信用リスク

投資運用会社および／またはその委託先は、安定的な収益の確保のため、ファンドの勘定で、ハイ・イールド債券に投資すること、かつ、直接的または間接的に格付の低い債券に投資することができる。このため、信用リスクが増大した場合には、長期的な資産の成長という投資目的は達成できない可能性がある。格付の低い債券とは、ムーディーズによる格付がBaa未満、またはS&Pによる格付がBBB未満の証券をいう。格付の低い債券は、「投資適格」未満であることがあり、継続的な不確実性や、発行体が適時に元利金を支払うことができないことにつながりうる不利な経営状況、財務状況または経済状況にさらされる場合がある。

ファンドが保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済状況またはその両方が悪化し、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体による元利金支払能力が損なわれる可能性が高くなる。かかる債券には、大きな債務不履行のリスクが伴い、当該リスクは、投資対象の価値に影響を及ぼすことがある。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（または支払うことができないことが予想される場合）、債券の価値は、当該債券の取得価格にまで近づくことがある。流動性のある取引市場がない場合、かかる債券の適正価格を設定できないことがある。

ムーディーズまたはS&Pが証券に付与した格付に、債券の市場価格の変動性またはかかる証券投資の流動性の評価は織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、必ずしも換金できるとは限らない。

ソブリン債

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、政府および政府機関（新興国の政府を含む。）が発行した債務証券に投資することができる。新興国市場の政府発行体の証券への投資は、重大な経済的および政治的リスクを伴う場合がある。一部の新興国市場証券の保有者は、当該債務に関する再編（リストラクチャリング）および返済期限の変更（リスケジュールリング）計画への参加ならびに発行体への追加貸付の実行を要請される場合がある。新興国市場証券の保有者の利益は、債務再編協定の過程で悪影響を受ける可能性がある。投資運用会社および／またはその委託先は、過去において、対外債務を返済する際に深刻な困難に陥ったことのある発行体の発行するソブリン債に投資する可能性がある。これらの困難により、特に、かかる国々は債務の元利金の返済期限の変更および負債の再編を余儀なくされたことがある。債務の返済期限の変更および再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を取り決めるか、または残存投資元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利息の支払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことが含まれていた。ムーディーズおよびS&Pにより投資適格を下回る格付を付与されたソブリン債は、発行体が当該債務の条件に従って元利金の支払いを行う能力に関して非常に投機的であるとみなされる。

先物取引

先物の価格は、変動することがある。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっている。その結果として、先物契約における小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがある。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがある。

先物取引は、流動性に欠けることがある。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、投資運用会社および／またはその委託先は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物について、個人またはグループが保有し、またはコントロールすることのできる先物ポジションの数に投機的ポジションの制限を課している。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドの先物ポジションを、投資運用会社もしくはその委託先が所有もしくはコントロールするすべての先物ポジションまたは投資運用会社もしくはその委託先の元本と合計することが求められることがある。その結果、投資運用会社および／またはその委託先は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドの勘定で特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドの勘定で適時に投資対象を売却する投資運用会社および／またはその委託先の能力に関係する。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社および／またはその委託先は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがある。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または

「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合がある。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることも清算することもできない。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社および／またはその委託先は、不利なポジションを迅速に清算することができない場合があり、ファンドが多額の損失を被ることがある。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的に限定する命令を下す可能性がある。流動性不足のリスクは、店頭取引においても発生する。現時点においては店頭取引のための規制された市場は存在しておらず、買呼値と売呼値を設定するのは先物ディーラーのみである。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴う。さらに、かかる証券は評価が困難であり、また投資者保護のための市場を規制するルールが、発行体に適用されない。

外国為替市場とヘッジ

管理会社またはその委託先は、非米ドル建ての投資対象資産について、米ドル（ファンドの表示通貨）と関連する非米ドル建て通貨の為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをヘッジするための為替ヘッジ取引を実施する方針である。ただし、かかるエクスポージャーを完全になくすことはできない。為替レートの変動はファンドの投資対象資産の価値、ひいては受益者が享受する収益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

ファンドは、米ドル（ファンドの表示通貨）と豪ドル（受益証券が表示される通貨）間の為替レートの変動に対するエクスポージャーをも有する。管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減（完全に排除するものではない。）するため、また、豪ドルに対する米ドルの値下がりからファンドの資産の全部または一部を保護するため、為替ヘッジ取引を利用する意向である。管理会社および／またはその委託先は、豪ドルと米ドルの為替レートの変動に対する受益証券の通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指すか、かかるエクスポージャーを完全になくすことはできない。投資者は、為替ヘッジ取引が行われることにより、豪ドルに対する米ドルの値上りが、これに相当する受益証券1口当たり純資産価格の増加をもたらさないことに留意するべきである。

外国為替取引を実行する市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的である。このような市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短時間に発生することがある。外国為替取引のリスクには、為替レートのリスク、金利のリスクおよび現地の為替市場、外国資本による投資または特定の外国取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性を含むが、上記に限定されない。

管理会社および／またはその委託先は、かかる為替リスクをヘッジするために、為替先渡契約、オプション、先物およびスワップなどの金融商品を利用することができる。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、かかるポジションの価値の下落に対してヘッジしても、ポジションの価値の変動を解消することまたは損失を防ぐことはできないが、同じ動向から利益を上げるように組み立てられた別のポジションを設けることで、ヘッジしたポートフォリオのポジションの価値の下落は緩和される。ヘッジ取引では、ポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会も制限されることがある。

ヘッジ取引の成功は、通貨と金利の方向性の動きにかかっている。ヘッジ戦略に使用される金融商品の値動きとヘッジ対象となるポートフォリオの値動きとの相関性の度合いは変化することがあり、管理会社および／またはその委託先は、そうした相関性を完全に保つことができない場合がある。こうした不完全な相関性によって管理会社および／またはその委託先は、意図するヘッジを達成することができないか、または損失リスクにさらされる可能性がある。

管理会社および／またはその委託先が同時に一つ以上の為替ヘッジ手法を採用することにより、間違いや誤りが起こる可能性が高まることがありえる。例えば、為替ヘッジが、管理会社の委託先と事前に取り決められた為替ヘッジ取引パラメータによって為替取引の一部のみを管理および監視する者として

管理会社が選任した他の者とに分かれて実施されることにより、目標とする外国為替ヘッジ比率からの意図しない乖離が生じることがあり得る。

また、複数の外国為替取引の取引相手があり得る。このため同じ時間帯で行われた類似の為替ヘッジ取引が異なる価格となることがおこり得る。

デリバティブ

投資運用会社および／またはその委託先は、効果的なポートフォリオ管理および投資目的のために行われるデリバティブ取引を通じて、ファンドのために様々なポートフォリオ戦略を実行することができる。投資運用会社および／またはその委託先は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々なデリバティブ取引（先物、オプションおよびスワップを含むがこれらに限られない。）について適切なポジションをとることができる。

デリバティブには、価値が一または複数の原証券、金融ベンチマークまたは金融指数にリンクした商品および契約が含まれる。デリバティブによって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマークまたは金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができる。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大幅に依存している。従って、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合デリバティブ取引にも当てはまる。その他にもデリバティブ取引には数多くのリスクがある。一例として、デリバティブでは取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがある。さらに、投資運用会社および／またはその委託先がファンドの勘定で取得を希望するデリバティブを、満足のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていない。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追証が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがある。ファンドの資産価値が急落した場合、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性がある。

加えて、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で先物契約、店頭外国為替先渡し契約およびオプションの空売りを利用することができる。このような空売りは、ファンドを追加的なリスクにさらす可能性がある。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資運用会社および／またはその委託先は、買戻しに必要な資金を調達するために本来望ましいと考えられるペースよりも早くファンドの投資対象を清算せざるを得なくなる可能性がある。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（正当な根拠をもって主張されるものとは限らない。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる出来事が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなる。受託会社、管理会社、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていない。さらに、管理会社、投資運用会社および／またはその委託先は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有していない。受託会社、管理会社、投資運用会社および／

またはその委託先が一もしくは複数の取引相手と取引を行う能力、およびかかる取引相手の財政的能力について有意かつ独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合がある。

ファンドは、非上場デリバティブに関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合がある。これは、取引所決済機関の履行保証のような整備された取引所においてデリバティブの取引参加者に適用されるものと同様の保護が、かかる非上場デリバティブの取引には与えられないことによる。非上場デリバティブ取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社および／またはその委託先がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性がある。受託会社、管理会社、投資運用会社またはその委託先は、ファンドに関して、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性がある。

最近、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含む。）が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながっている。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっている。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もない。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、投資運用会社および／またはその委託先は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負わない。投資運用会社および／またはその委託先は、リサーチまたはサービスを提供するまたはそれらの支払いを行うブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払うことができる。

決済ブローカーの支払不能リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドに関して、上場先物取引および上場証券取引の清算および決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができる。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうちの一家が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性がある。

保管リスク

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合がある。かかる市場で取引され、かつ、副保管業者に委託されたファンドの資産は、当該副保管業者の利用が必要となる状況下では一定のリスクにさらされることがある。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律／財務に関する適切な制度の不存在、および中央預託機関の補償制度／賠償基金の不存在が含まれるがこれらに限らない。

金利の変動

債券の価値は、金利の変動に基づき変動することがある。通常、金利の上昇局面では、債券の価値は下落し、金利の低下局面では、債券の価値は上昇する傾向がある。債券の価格変動は、債券の残存期間

および発行条件を含む多くの要因により異なる。さらに、金利の変動は、投資運用会社および／またはその委託先がファンドの勘定で購入するか、または空売りするデリバティブの価値および価格設定にも影響を与えることがある。

経済状況

その他の経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他の無数の要因を含む。）の変化は、ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる状況は、いずれも投資運用会社および／またはその委託先の支配が及ばない。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および／またはその委託先の能力が損なわれ、ファンドが、損失のリスクにさらされることがある。

為替先渡契約および為替取引

管理会社および／またはその委託先は、ヘッジ目的で、様々な国の通貨と複数の通貨単位との間で店頭為替先渡契約を取引することができる。店頭為替先渡契約は、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で購入または売却して別の通貨と交換するという契約上の合意に基づいて実行される場合が多い。

管理会社および／またはその委託先が店頭為替先渡契約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡し、または引渡しを受ける取引相手に依存することになる。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の日々の値動きに制限はなく、取引相手は、こうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負わない。これまでも店頭為替先渡契約の取引相手が取引の値段を付けることを拒絶したり、買呼値と売呼値の間に異常に広いスプレッドがある値付けをした時期があった。取引相手は、こうした取引の値付けをいつでも拒絶することができる。管理会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭為替先渡契約取引をする際に、取引相手の信用破綻または取引相手の不履行もしくは履行拒絶のリスクにさらされる。取引相手が不履行となった場合、取引から期待された利益が得られない結果となる場合がある。

本書の日付現在、管理会社は為替ヘッジ取引の取引相手が複数になることを想定している。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの勘定で店頭取引を行う。一般論として、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていない。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられない。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされる。投資運用会社および／またはその委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、投資運用会社および／またはその委託先がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることがある。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性がある。こうしたリスクを軽減するため、投資運用会社および／またはその委託先は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手だけに限定する予定である。

本格運用に至るまでのスタート期間

ファンドには、募集による購入資金でポートフォリオを構築する期間に、一定のリスクが伴う可能性がある。さらに、この期間には、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散投資のレベルが、す

でポートフォリオの構築が完成したファンドと比べて低くなるという一定のリスクもある。投資運用会社および／またはその委託先は、ポートフォリオの構築の段階で様々なプロセスを経ることができる。こうした手続の一部は市場の状況にもよるものであり、これらの手続が成功するという保証を与えるものではない。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場およびデリバティブ市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さらに、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の適及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。証券およびデリバティブの規制は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大な悪影響となる可能性がある。

ボルカー・ルール

ボルカー・ルールは、一般に、BNYメロンおよびその関連会社と、BNYメロンおよび／またはその関連会社により運営される一定の合同運用ビークル（ファンドを含む。）との間における信用供与を伴う一定の取引を禁止している。BNYメロン関連会社は、世界各国において証券清算・決済サービスをブローカー・ディーラーに提供している。証券清算・決済プロセスの運用構造上、証券清算機関とファンドとの間に意図しない日中信用供与が生じる可能性がある。その結果、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、BNYメロン関連会社を証券清算機関として利用するブローカー・ディーラーを通じてファンドのために取引を遂行する際に制限を受ける。当該制限を受けた場合、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、当該制限を受けなければ最良執行義務を履行する際に利用したであろうブローカー・ディーラーを通じて取引を遂行することを妨げられる可能性がある。

FATCA

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）により、ファンドがFATCAに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはFATCAに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてFATCAに関連する法令、規制またはガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

② リスクに対する管理体制

リスク管理について、投資運用会社においては、運用部門やコンプライアンス部門など複数の担当部署により、全般的なリスクの監視や管理を行っている。

また、それらの状況は定期的開催されるリスク管理に関する委員会等へ報告され、必要に応じて改善策を審議している。

また、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告する。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価される。

ファンドは、日本証券業協会および一般社団法人投資信託協会の規則に従い、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。）を適正に管理する方法としてあらかじめ管理会社または投資運用会社が定めた合理的かつ適切な方法に反することとなる取引を行わない。

投資運用会社は、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率がエクスポージャーの区分（以下に定義する。）ごとにそれぞれ10%、合計で20%（以下「基準比率」という。）を超えることのないように運用することを決定している。投資運用会社は、基準比率を超えることとなった場合、定められた比率を超えることが判明した日から1か月以内に基準比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で1か月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、出来る限り速やかに基準比率以内に調整を行う。ただし、投資信託の設定当初、買戻し及び償還への対応並びに投資環境等の運用上やむを得ない事情がある場合は、このような調整を行わないことができる。

上記において、エクスポージャーの区分とは、以下を意味する。

- （i）株式及び投資信託証券の保有により生じるエクスポージャー（株式等エクスポージャー）
- （ii）有価証券（（i）に定めるものを除く。）、金銭債権（（iii）に該当するものを除く。）及び匿名組合出資持分の保有により生じるエクスポージャー（債券等エクスポージャー）
- （iii）デリバティブ取引その他の取引により生じるエクスポージャー（デリバティブ等エクスポージャー）

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」という。）については、ヘッジ目的に限定されない取引を行うことができる。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（VaR方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とする。

③ リスクに関する参考情報

参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの年間騰落率および
分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



- ※ 分配金再投資1口当たり純資産価格は分配金(税引前)を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。
- ※ 年間騰落率は2014年10月から2019年9月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※ 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※ 2014年10月から2019年9月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス(円ベース)について表示したものです。

※ ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ ファンドの年間騰落率は、ファンド証券の表示通貨である豪ドル建てで計算されており、円換算されていません。したがって、円換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

○各資産クラスの指数

- 日本株・・・東京証券取引所市場一部に上場する全ての日本企業(内国普通株式全銘柄)を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。
- 先進国株・・・MSCI Kokusei (World ex Japan) Index (配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。
- 新興国株・・・MSCI EM (Emerging Markets) Index (配当込み、円ベース)
MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
野村證券株式会社が算出・公表している、日本の公債債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。
- 先進国債・・・FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし、円ベース)
FTSE Fixed Income LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。
- 新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY Index (円ベース)
J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

FTSE 世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

① 海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

② 日本国内における申込手数料

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、買戻手数料が発生する。本書の日付現在、日本の消費税は買戻手数料に対し課せられない。

（２）【買戻し手数料】

① 海外における買戻手数料

受益証券が発行された月の翌月１日から５年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払い販売手数料（CDSC）が請求され、管理会社に支払われる。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払い販売手数料（CDSC）
２年以内	4.00%
２年超３年以内	3.00%
３年超４年以内	2.00%
４年超５年以内	1.00%
５年超	0.00%

（注１）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月１日から計算される。

（注２）条件付後払い販売手数料（CDSC）の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料（CDSC）の料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

② 日本国内における買戻手数料

受益証券が発行された月の翌月１日から５年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払い販売手数料（CDSC）が、日本における販売会社により請求され、管理会社に支払われる。

条件付後払い販売手数料（CDSC）は、換金（買戻し）時に支払われるもので、管理報酬・販売管理報酬と合わせて、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価となる。

本書の日付現在では、日本の消費税は条件付後払い販売手数料（CDSC）に対して課せられない。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払い販売手数料（CDSC）
２年以内	4.00%
２年超３年以内	3.00%
３年超４年以内	2.00%
４年超５年以内	1.00%
５年超	0.00%

（注１）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月１日から計算される。

（注２）条件付後払い販売手数料（CDSC）の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料（CDSC）の料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。



（３）【管理報酬等】

（ａ）管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.65%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.85%の販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

管理報酬および販売管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、ファンドの販売の管理・促進、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価として管理会社に支払われる。

（ｂ）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

（ｃ）保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計上され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いされる。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として、保管会社に支払われる。

（ｄ）受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.01%（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

（ｅ）販売報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.25%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計算され、毎月後払いされる。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として日本における販売会社に支払われる。

（f）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、同日付で計算され、毎月後払いされる。

代行協会員報酬は、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への送付業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

（4）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（a）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（b）（i）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ii）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（iii）副保管会社の報酬および費用、（iv）政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、（v）借入利息、（vi）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、（vii）保険料（もしあれば）、（viii）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および（ix）ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理に係るすべての経費および費用を負担する。当該経費および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該経費および費用を負担する。

上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合があるため、これらを合計した料率もしくは上限額等を表示することができない。

手数料および費用等の合計額およびその上限額ならびにこれらの計算方法については、ポートフォリオの運用状況や受益証券の保有期間等に応じて異なるため表示することができない。

（注）弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われる。

（5）【課税上の取扱い】

（A）日本

2019年10月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （1）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （2）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （3）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （4）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所

得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（2038年1月1日以後は15%の税率となる。）。)

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

Ⅲ ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

Ⅳ 税制等の変更により上記ⅠないしⅢに記載されている取扱いは変更されることがある。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

5【運用状況】

(1)【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

(2019年9月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
債券	米国	246,221,633.21	69.27
	カナダ	21,935,028.38	6.17
	ルクセンブルグ	18,138,834.02	5.10
	イギリス	14,626,083.71	4.11
	オランダ	11,997,831.65	3.38
	アイルランド	4,978,473.96	1.40
	ドイツ	3,597,561.70	1.01
	フランス	3,419,485.77	0.96
	ケイマン諸島	3,226,665.50	0.91
	イタリア	2,955,583.17	0.83
	マン島	885,529.05	0.25
	ジャージー	843,136.07	0.24
	スペイン	689,657.06	0.19
	デンマーク	596,347.50	0.17
中期債券	ルクセンブルグ	1,554,458.99	0.44
	イタリア	547,100.07	0.15
小計		336,213,409.81	94.59
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		19,244,241.19	5.41
合計（純資産総額）		355,457,651.00 (約38,365百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの米ドル・ベースによる純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（2019年９月末日現在）

順位	銘柄名	国・地域名	種類	額面金額	取得価額 (米ドル)	取得単価 (米ドル)	時価 (米ドル)	時価単価 (米ドル)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	GENESYS GREENEDEN 10 30NOV24 144A	米国	債券	2,600,000米ドル	2,714,400.00	1.04	2,812,888.00	1.08	10.000	2024年11月30日	0.79
2	LADDER CAP FIN 5.25 01OCT25 144A	米国	債券	2,400,000米ドル	2,387,160.33	0.99	2,454,000.00	1.02	5.250	2025年10月1日	0.69
3	VHF PARENT LLC 6.75 15JUN22 144A	米国	債券	2,340,000米ドル	2,383,462.50	1.02	2,420,262.00	1.03	6.750	2022年6月15日	0.68
4	WEST STREET MERG 6.375 01SEP25 144A	米国	債券	2,620,000米ドル	2,567,250.00	0.98	2,397,300.00	0.92	6.375	2025年9月1日	0.67
5	PRESTIGE BRANDS 6.375 01MAR24 144A	米国	債券	2,295,000米ドル	2,300,093.75	1.00	2,386,800.00	1.04	6.375	2024年3月1日	0.67
6	DIAMOND SPORTS G 5.375 15AUG26 144A	米国	債券	2,295,000米ドル	2,295,000.00	1.00	2,381,062.50	1.04	5.375	2026年8月15日	0.67
7	EAGLE HOLDING CO 7.625 15MAY22 144A	米国	債券	2,305,000米ドル	2,319,437.50	1.01	2,322,287.50	1.01	7.625	2022年5月15日	0.65
8	BROOKFIELD PPTY R 5.75 15MAY26 144A	米国	債券	2,180,000米ドル	2,183,600.00	1.00	2,275,375.00	1.04	5.750	2026年5月15日	0.64
9	REYNOLDS GROUP ISS 7 15JUL24 144A	米国	債券	2,130,000米ドル	2,177,090.82	1.02	2,207,212.50	1.04	7.000	2024年7月15日	0.62
10	CCOH SAFARI LLC 5.75 15FEB26 144A	米国	債券	2,045,000米ドル	2,060,262.50	1.01	2,157,475.00	1.06	5.750	2026年2月15日	0.61
11	VALEANT PHARMA 6.125 15APR25 144A	カナダ	債券	2,015,000米ドル	1,668,406.25	0.83	2,088,043.75	1.04	6.125	2025年4月15日	0.59
12	EVERI PAYMENTS 7.5 15DEC25 144A	米国	債券	1,915,000米ドル	1,932,106.25	1.01	2,017,931.25	1.05	7.500	2025年12月15日	0.57
13	ARDAGH PKG FINANCE 6 15FEB25 144A	アイルランド	債券	1,915,000米ドル	1,943,725.00	1.02	1,998,781.25	1.04	6.000	2025年2月15日	0.56
14	HUB INTERNATIONAL LTD 7 1MAY26 144A	米国	債券	1,950,000米ドル	1,950,000.00	1.00	1,996,312.50	1.02	7.000	2026年5月1日	0.56
15	TEMPUR SEALY INT INC 5.5 15JUN26	米国	債券	1,905,000米ドル	1,873,725.00	0.98	1,985,962.50	1.04	5.500	2026年6月15日	0.56
16	ARD SECURITIES FI 8.75 31JAN23 144A	ルクセンブルグ	債券	1,884,716米ドル	1,936,968.63	1.03	1,950,681.06	1.04	8.750	2023年1月31日	0.55
17	H&E EQUIPMENT 5.625 01SEP25	米国	債券	1,885,000米ドル	1,885,000.00	1.00	1,931,540.65	1.02	5.625	2025年9月1日	0.54
18	CENTURYLINK INC 7.5 01APR24 SER Y	米国	債券	1,705,000米ドル	1,740,743.75	1.02	1,903,206.25	1.12	7.500	2024年4月1日	0.54
19	USIS MRGR SUB INC 6.875 1MAY25 144A	米国	債券	1,865,000米ドル	1,865,000.00	1.00	1,881,318.75	1.01	6.875	2025年5月1日	0.53
20	VIRIDIAN GROUP 4.75 15SEP24 REGS	イギリス	債券	1,505,000英ポンド	1,999,757.79	1.33	1,876,832.68	1.25	4.750	2024年9月15日	0.53
21	RELIANCE INTER 6.5 01APR23 144A	カナダ	債券	1,769,000米ドル	1,769,000.00	1.00	1,822,070.00	1.03	6.500	2023年4月1日	0.51
22	ALBERTSONS COS L 6.625 15JUN24 WI	米国	債券	1,735,000米ドル	1,713,062.50	0.99	1,817,412.50	1.05	6.625	2024年6月15日	0.51
23	DCP MIDSTREAM OPERATI 5.375 15JUL25	米国	債券	1,685,000米ドル	1,713,035.55	1.02	1,794,525.00	1.07	5.375	2025年7月15日	0.50
24	EIRCOM FINANCE DAC 3.5 15MAY26	アイルランド	債券	1,520,000ユーロ	1,727,190.11	1.14	1,773,644.46	1.17	3.500	2026年5月15日	0.50
25	FIRST QUALITY FIN 5 01JUL25 144A	米国	債券	1,705,000米ドル	1,675,718.75	0.98	1,760,412.50	1.03	5.000	2025年7月1日	0.50
26	PEABODY NRG CORP 6.375 31MAR25 144A	米国	債券	1,790,000米ドル	1,746,350.00	0.98	1,758,675.00	0.98	6.375	2025年3月31日	0.49
27	BERRY GLB ESC CP 4.875 15JUL26 144A	米国	債券	1,680,000米ドル	1,710,225.00	1.02	1,733,550.00	1.03	4.875	2026年7月15日	0.49
28	UNITED GROUP BV 4.875 01JUL24 REGS	オランダ	債券	1,500,000ユーロ	1,713,224.49	1.14	1,702,213.77	1.13	4.875	2024年7月1日	0.48
29	CSC HOLDINGS LLC 5.50 15MAY26 144a	米国	債券	1,600,000米ドル	1,560,000.00	0.98	1,676,000.00	1.05	5.500	2026年5月15日	0.47
30	TTM TECHNOLOGIES 5.625 01OCT25 144A	米国	債券	1,670,000米ドル	1,678,750.00	1.01	1,670,000.00	1.00	5.625	2025年10月1日	0.47

②【投資不動産物件】

該当事項なし。（2019年９月末日現在）

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（2019年9月末日現在）

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

下記会計年度および2019年9月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

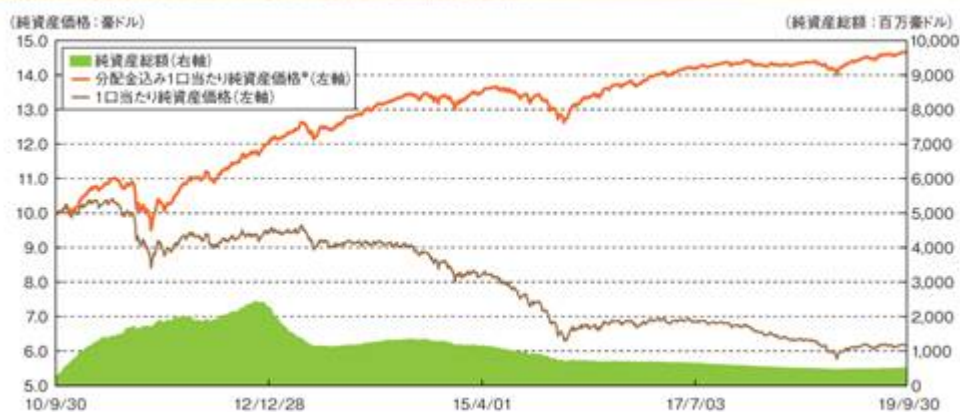
（豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	1,471,876,085.36	107,314,485,384	10.27	749
第2会計年度末 (2012年5月末日)	1,909,086,706.29	139,191,511,756	9.07	661
第3会計年度末 (2013年5月末日)	1,259,022,889.62	91,795,358,882	9.41	686
第4会計年度末 (2014年5月末日)	1,326,515,392.13	96,716,237,240	9.06	661
第5会計年度末 (2015年5月末日)	1,112,346,384.56	81,101,174,898	8.16	595
第6会計年度末 (2016年5月末日)	716,224,023.20	52,219,893,532	6.70	488
第7会計年度末 (2017年5月末日)	665,142,229.70	48,495,519,967	6.91	504
第8会計年度末 (2018年5月末日)	529,020,708.20	38,570,899,835	6.38	465
第9会計年度末 (2019年5月末日)	487,297,973.12	35,528,895,220	6.06	442
2018年10月末日	494,208,402.65	36,032,734,637	6.13	447
11月末日	486,074,201.07	35,439,670,000	5.99	437
12月末日	467,275,356.86	34,069,046,269	5.78	421
2019年1月末日	485,348,102.79	35,386,730,174	6.02	439
2月末日	490,857,878.34	35,788,447,910	6.11	445
3月末日	491,276,687.20	35,818,983,264	6.13	447
4月末日	496,616,785.16	36,208,329,806	6.17	450
5月末日	487,297,973.12	35,528,895,220	6.06	442
6月末日	502,266,621.43	36,620,259,368	6.17	450
7月末日	508,594,214.51	37,081,604,180	6.17	450
8月末日	515,770,047.51	37,604,794,164	6.16	449
9月末日	526,292,050.64	38,371,953,412	6.15	448

（注）ファンドの投資対象は米ドル建てで管理されているが、現在発行されている受益証券は豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券のみである。

＜参考情報＞

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移（2010年9月30日（設定日）～2019年9月末日）



*税引前分配金を加えた1口当たり純資産価格です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

②【分配の推移】

会計年度	1口当たり分配金（合計）	
	豪ドル	円
第1会計年度	0.70	51
第2会計年度	1.20	87
第3会計年度	1.20	87
第4会計年度	1.20	87
第5会計年度	1.20	87
第6会計年度	1.20	87
第7会計年度	0.60	44
第8会計年度	0.60	44
第9会計年度	0.48	35

＜参考情報＞

分配の推移（税引前、1口当たり）（豪ドル）（現地分配基準日ベース）

分配月	2018年10月	2018年11月	2018年12月	2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月
1口当たり分配金（豪ドル）	0.050	0.050	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030
分配月	2019年5月	2019年6月	2019年7月	2019年8月	2019年9月	設定来合計	直近12ヵ月合計
1口当たり分配金（豪ドル）	0.030	0.030	0.030	0.030	0.030	8.500	0.400

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

③【収益率の推移】

会計年度	収益率 ^{（注）}
第1会計年度	9.70%
第2会計年度	0.00%

第3会計年度	16.98%
第4会計年度	9.03%
第5会計年度	3.31%
第6会計年度	－3.19%
第7会計年度	12.09%
第8会計年度	1.01%
第9会計年度	2.51%

(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格（10.00豪ドル））

<参考情報>

収益率の推移



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

※第1会計年度の場合、当初発行価格（10.00豪ドル）です。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度におけるファンド証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在のファンド証券の発行済口数は、以下のとおりである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	160,977,440 (160,977,440)	17,678,840 (17,678,840)	143,298,600 (143,298,600)
第2会計年度	144,047,360 (144,047,360)	76,962,265 (76,962,265)	210,383,695 (210,383,695)
第3会計年度	116,850,710 (116,850,710)	193,425,957 (193,425,957)	133,808,448 (133,808,448)
第4会計年度	45,580,210 (45,580,210)	32,894,121 (32,894,121)	146,494,537 (146,494,537)
第5会計年度	27,398,270 (27,398,270)	37,503,817 (37,503,817)	136,388,990 (136,388,990)
第6会計年度	4,520,500 (4,520,500)	34,061,088 (34,061,088)	106,848,402 (106,848,402)
第7会計年度	17,607,870 (17,607,870)	28,138,987 (28,138,987)	96,317,285 (96,317,285)
第8会計年度	6,585,040 (6,585,040)	19,941,908 (19,941,908)	82,960,417 (82,960,417)
第9会計年度	9,095,280 (9,095,280)	11,614,677 (11,614,677)	80,441,020 (80,441,020)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注２）第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

申込み

以下に記載される場合を除き、各取引日において該当する購入価格で受益証券を申込みことができる。受益証券1口当たりの購入価格は、取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

手続き

受益証券の申込者および受益証券の追加分の申込みを希望する受益者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を添付する。）を関連する取引日の午後3時（東京時間）までに販売会社に送付しなければならない。販売会社は、当該記入済み申込書を該当する取引日の午後5時（東京時間）までに管理事務代行会社へ送付する。申込代金は、関連する取引日後6受渡営業日以内に（ただし、当該第6受渡営業日において決済ができない場合には、当該第6受渡営業日の直後の決済が可能である日までに）または管理会社が絶対的な裁量で決定するそれ以後の日までに、ファンドの口座に受領されなければならない。管理事務代行会社が関連する時間までに関連する買付申込書を受領していない場合、当該申込みは、買付申込書を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券は、かかる取引日の関連する購入価格で発行される。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは、豪ドル貨で行わねばならない。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは、豪ドルに転換され、かつ、転換した収益を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当する。通貨の転換には、遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担する。

受益証券の端数は、発行されない。

管理会社は、その独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合による。）は、申込者のリスクと費用で、できる限り速やかに返金される。

一旦管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は、買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行することができる。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求する。

疑義を避けるため言及すると、管理事務代行会社の裁量により、申込者の身元を確認するために請求したすべての情報および書類を受領し、当該申込者の申込代金が全額精算された旨の通知を販売会社から受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合がある。管理事務代行会社が取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、管理事務代行会社は、申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者のリスクと費用で支払銀行に返金する。上記の規定を前提として、受益証券は、取引日に発行されたとみなされる。

最低当初申込口数と最低追加申込口数

申込者1人当たりの最低当初申込口数は、100口とし、その後は10口以上の口数とする。受益証券について受益者1人当たりの最低追加申込口数は100口とし、その後は10口以上の口数とする。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益証券の券面は、受益者が請求した場合の他、発行されない。発行する場合には、これを請求した受益者の経費と費用で発行される。受益証券は、1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、保有する受益証券の全部もしくは一部の譲渡または買戻しに関して、管理事務代行会社がいずれかの共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動することを許可する義務を負う。受益者は、管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中にトラストの受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は、受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止規則

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島に所在する者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（i）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合には犯罪収益に関する法律に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ii）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2018年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

投資者は、受託会社にEメール（Maylyn.Phillips@cibcfib.com（本書の日付現在））で照会することにより、ファンドの現在のマネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーおよび副マネー・ロンダリング・リポーティング・オフィサーの詳細（連絡先を含む。）を取得することができる。

（2）日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の日本における営業日に、受益証券の募集が行われる。

日本における販売会社は「外国証券取引口座約款」（以下「口座約款」という。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込む旨を記載した申込書を提出する。

受益証券は、以下に定める場合を除き、取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格で申込むことができる。受益証券1口当たり純資産価格は、関係する取引日に該当する評価日における関係する受益証券のクラスに帰属する純資産総額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。申込みは当該取引日の午後3時（東京時間）までに日本における販売会社に対して行い、日本における販売会社は、適用ある取引日の午後5時（東京時間）までに管理事務代行会社へ送付する。

申込金額は、円貨または豪ドル貨で支払うものとする。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

投資者は、原則として日本における申込日に、日本における販売会社に対して申込金額を支払う。日本の投資者と日本における販売会社との受渡しは、国内約定日から起算して日本における6営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、日本における販売会社が定める方法により、精算が行われる。

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料が加算されない。ただし、受益証券の買戻し時に買戻手数料が発生することがある。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、日本における販売会社から申込金額の支払いと引換えに取引報告書を受領する。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は、受益証券は発行されない。

前記「（1）海外における販売手続等」の記載は、適宜、日本における販売手続等にも適用されることがある。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買戻すことができる。

受益証券の買戻しを希望する投資者は、必要事項を記入した買戻請求書を関連する買戻日の午後３時（東京時間）までに販売会社が受領するよう、販売会社に送付するものとする。販売会社は、当該記入済み買戻請求書を、午後５時（東京時間）までにまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付する。管理事務代行会社が関連する時間までに買戻請求書を受領していない場合、買戻請求は、次の買戻日まで持ち越され、受益証券は、次の買戻日の関連する買戻価格で買戻される。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

買戻価格

下記「買戻しの延期」と題する項に定める規定に従い、受益証券１口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券１口当たり純資産価格とする。受益証券１口当たりの買戻価格を計算するために、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議した上で、受益証券１口当たり純資産価格から、買戻請求書を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した財務および販売費用を反映した適当な引当と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができる。

買戻手数料

受益証券が発行された月の翌月１日から５年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に対する比率として計算される条件付後払い販売手数料（CDSC）が、以下の基準に従い請求され、管理会社に支払われる。

受益証券の購入後の経過年数	条件付後払い販売手数料（CDSC）
２年以内	4.00%
２年超３年以内	3.00%
３年超４年以内	2.00%
４年超５年以内	1.00%
５年超	0.00%

（注１）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月１日から計算される。

（注２）条件付後払い販売手数料（CDSC）の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料（CDSC）の料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

決済

英文目論見書に定める規定に従って、買戻代金は、原則として、関係する取引日後６受渡営業日以内に（ただし、当該第６受渡営業日において決済ができない場合には、当該第６受渡営業日の直前の決済が可能である日までに）支払うものとする。例外的に買戻しの決済手続は延期されることがある。かかる例外には、管理会社の絶対的な裁量によって、当該日に決済を行うことが合理性をもって実務的でないと扱われる日が含まれるが、かかる場合には、決済は合理的な実務に従い可能な限り早く行われる。支払いは、受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って豪ドル貨で直接送金されるものとする。

買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買戻することができる受益証券の最低口数は1口で、それ以上は受益証券1口の整数倍とする。

買戻しの延期

受益者の利益を保護するため、管理会社は、受託会社と協議した上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数を、管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができる。買戻されることができる受益証券の口数を限定するか否かを決定する際、管理会社は、現行純資産総額およびファンドの投資対象に関する市場流動性を含むが、これらに限られない考察事項を考慮することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却（後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとする。）し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とする。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は、日本における販売会社に対して行われる。

買戻請求は、買戻日の午後3時（東京時間）までに日本における販売会社に対して行い、日本における販売会社は午後5時（東京時間）までにまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社へ送付する。買戻代金の支払いは、円貨または豪ドル貨により、日本における販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされる。買戻代金が円貨で支払われる場合における豪ドル貨からの換算は、買戻約定日（買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日。通常、買戻申込日の日本における翌営業日となる。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とする。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される条件付後払い販売手数料（CDSC）が、日

本における販売会社により請求され、管理会社に支払われる。本書の日付現在、条件付後払い販売手数料（CDSC）に対して日本の消費税は課せられない。

受益証券の購入後の経過年数

条件付後払い販売手数料（CDSC）

2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

（注1）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

（注2）条件付後払い販売手数料（CDSC）の金額は、最も低い条件付後払い販売手数料（CDSC）の料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

日本における販売会社は、買戻しにかかる国内約定日（日本における販売会社が買戻注文の成立を確認した日。通常、買戻申込日の日本における翌営業日。）から起算して日本における6営業日目（買戻注文の申込日から起算して日本における7営業日目）から、買戻代金を支払う。

買戻しの延期

受益者の利益を保護するため、管理会社は、受託会社と協議した上で、買戻日に買戻されることができ、ファンドの受益証券の口数を、管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができる。買戻されることができ、受益証券の口数を限定するか否かを決定する際、管理会社は、現行純資産総額およびファンドの投資対象に関する市場流動性を含むが、これらに限られない考察事項を考慮することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、後記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、② 純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却（後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとする。）し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した受益証券1口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券1口当たり価格とする。

前記「（1）海外における買戻し手続等」の記載は、適宜、日本における買戻し手続等にも適用されることがある。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 純資産総額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産総額を計算する。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後3時（ルクセンブルグ時間）とする。円建の純資産総額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算する。純資産総額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分する。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算する。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

- (a) 下記(e)および(h)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている株式（クローズド・エンド型投資信託および上場投資信託の持分を含む。）の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点またはその直前における次の価格を参照して行われるものとする。(A) (i) 該当する証券市場がアジア、オセアニアまたは南北アメリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の最終取引価格、(ii) 該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該株式の主要な証券取引所または証券市場の始値、(B) (場合に応じ) 最終取引価格または始値が利用可能でない場合は、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な最終取引価格、または管理会社および受託会社が別途決定する、当該株式の主要な証券取引所もしくは証券市場の直近の利用可能な取引買呼値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (b) 下記(e)および(h)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている先物およびオプションの価格に基づくすべての計算は、次の価格を参照して行われるものとする。(i) 該当する証券市場が南北アメリカの場合は、関係評価日の直前の取引日における直近の清算価格、(ii) 該当する証券市場がアジアまたはオセアニアの場合は、当該評価時点またはその直前における直近の清算価格、(iii) 該当する証券市場が欧州またはアフリカの場合は、当該評価時点またはその直前における始値。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- (c) 下記(e)および(h)の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている債券の価格に基づくすべての計算は、当該評価時点における直近の利用可能な買呼値を参照して行われるものとする。
- (d) 下記(e)および(h)の規定に従い、いかなる証券市場においても値付け、上場、取引または取扱われていない投資信託の各持分の価格は、直近に公表された当該投資信託の1口当たり純資産価格とするが、当該価格は、管理事務代行会社または当該投資信託のために公式価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (e) 純資産総額もしくは該当する建値が、上記(a)、(b)、(c)もしくは(d)に規定されるとおりに利用できなかった場合、または該当する投資対象が、(a)、(b)、(c)、(d)、(f)もしくは(g)に規定する投資対象でない場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (f) 上記(d)が適用される投資信託の持分の場合を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、管理会社によって、または当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家によって誠実に決定される公正な推定市場価値とする。

- (g) 手持ち現金ならびに売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価は、その全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその公正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。
- (h) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公正な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (i) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

② 純資産総額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖（通例の週末および休日の休場を除く）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになるかと管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知される。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（もしあれば）は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書（もしあれば）は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間存続するが、後記「（5）その他 ②ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがある。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年5月31日である。

（５）【その他】

① 発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

② ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがある。

（a）ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。

（b）ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。

（c）受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。

（d）管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。

（e）適用法により要求される場合。

（f）純資産総額が10,000,000米ドルを下回った場合。

（g）受託会社および管理会社が、その絶対的な裁量によりファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

③ 信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、

（i）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ii）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを基本信託証書締結日以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

受益証券販売・買戻契約において、管理会社に故意または重過失ある場合を除き、受益証券販売・買戻契約に関連してもしくは付随して生じる受益証券販売・買戻契約に基づく管理会社の（契約上またはその他の）責任は、管理会社がファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて、日本における販売会社に対して負う義務の補償のために、ファンドの資産から支払いを受け、払戻しを受け、または補償を受けることができる正味額に限定されるものとし、その結果、管理会社が日本における販売会社に対する義務の補償のためにファンドの資産から受け取ることができる正味額が零となり、またはファンドの資産が存在しなくなった場合、ファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて負う管理会社の日本における販売会社に対するすべての責任は消滅するものとするとして

いる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（1）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできない。日本の投資者は、日本における販売会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来る。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができる。

投資者の有する主な権利は次のとおりである。

（i）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

（ii）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

（iii）残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

（iv）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（v）議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の

1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （i）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ii）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- ① ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- ② ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- ③ ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。なお、豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の情報に関しては、豪ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算が併記されている。円換算による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.93円および1豪ドル＝72.91円）を使用して換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【2019年５月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ニッポン・オフショア・ファンズ
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
純資産計算書
2019年５月31日現在
(米ドルで表示)

		グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	
	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券			
取得原価		329,600,104.11	35,573,739
時価評価額	2.2	327,148,294.64	35,309,115
現金預金		9,565,692.89	1,032,425
債券にかかる未収利息	2.6	5,140,343.67	554,797
未収投資有価証券売却代金		4,207,389.72	454,104
受益証券発行未収金		1,550,739.82	167,371
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,10	406,190.17	43,840
資産合計		348,018,650.91	37,561,653
負債			
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,10	5,009,713.84	540,698
未払投資有価証券購入代金		4,415,413.44	476,556
未払買戻支払額		582,398.99	62,858
未払販売管理報酬	3	242,409.39	26,163
未払管理報酬	3	185,452.26	20,016
未払販売報酬	6	71,299.34	7,695
未払代行協会員報酬	7	28,514.32	3,078
未払印刷および公告費		27,448.00	2,962
未払弁護士報酬		24,185.10	2,610
未払専門家費用		18,596.47	2,007
未払管理事務代行報酬	4	17,112.50	1,847
未払保管報酬	5	11,402.60	1,231
未払受託報酬	8	1,297.92	140
その他の負債		12,890.87	1,391
負債合計		10,648,135.04	1,149,253
純資産総額		337,370,515.87	36,412,400
純資産額			
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券		487,297,973.12 豪ドル	35,528,895,220 円
発行済受益証券口数			
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券		80,441,020.00 口	
1口当たり純資産価格			
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券		6.06 豪ドル	442 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

ニッポン・オフショア・ファンズ
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2019年5月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドル	千円
収益			
債券にかかる利息	2.6	22,587,968.54	2,437,919
預金利息		175,206.87	18,910
その他の収益		41,436.24	4,472
収益合計		22,804,611.65	2,461,302
費用			
販売管理報酬	3	3,049,323.46	329,113
管理報酬	3	2,332,783.35	251,777
販売報酬	6	896,883.93	96,801
代行協会員報酬	7	358,684.08	38,713
管理事務代行報酬	4	215,261.65	23,233
保管報酬	5	143,431.90	15,481
印刷および公告費		44,845.58	4,840
保護預り費用		40,361.55	4,356
取引手数料		23,382.55	2,524
弁護士報酬		20,456.39	2,208
専門家費用		18,223.38	1,967
受託報酬	8	7,541.06	814
その他の費用		18,083.80	1,952
費用合計		7,169,262.68	773,779
投資純利益		15,635,348.97	1,687,523
以下にかかる実現純損益：			
外国為替	2.3	8,061.18	870
投資有価証券	2.2	(8,400,630.19)	(906,680)
為替先渡契約	2.5	(26,907,652.30)	(2,904,143)
当期投資純利益および実現純損失		(19,664,872.34)	(2,122,430)
以下にかかる未実現評価損益の純変動：			
投資有価証券	2.2	1,424,486.32	153,745
為替先渡契約	2.5	(5,337,147.90)	(576,038)
運用による純資産の純減少		(23,577,533.92)	(2,544,723)
資本の変動			
受益証券発行手取額		39,821,513.67	4,297,936
受益証券買戻支払額		(51,647,561.47)	(5,574,321)
資本の変動、純額		(11,826,047.80)	(1,276,385)
支払分配金	11	(28,029,530.11)	(3,025,227)
期首現在純資産額		400,803,627.70	43,258,736
期末現在純資産額		337,370,515.87	36,412,400

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ
統計情報(未監査)

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券

期末現在発行済受益証券口数

2017年5月31日	96,317,285 口
2018年5月31日	82,960,417 口
発行口数	9,095,280 口
買戻口数	(11,614,677)口
2019年5月31日	80,441,020 口

期末現在純資産総額

	豪ドル	千円
2017年5月31日	665,142,229.70	48,495,520
2018年5月31日	529,020,708.20	38,570,900
2019年5月31日	487,297,973.12	35,528,895

	豪ドル	円
--	-----	---

期末現在1口当たり純資産価格

2017年5月31日	6.91	504
2018年5月31日	6.38	465
2019年5月31日	6.06	442

ニッポン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2019年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

注記1. 活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2010年8月26日および2015年7月31日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券（以下「受益証券」という。）が発行されている。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引される派生商品を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。債務不履行のリスクを可能な限り回避するため、債券の信用力は、投資時において調査され、ファンドのポートフォリオに保有されている間、管理される。

シリーズ・トラストのポートフォリオの目標は、長期的なトータル・リターンを提供を狙いつつ、毎月の分配金を安定的に支払うため十分な収益を確保することである。

投資運用会社および／または委託先が投資し得る世界のハイ・イールド債券には、現物社債、ゼロクーポン債、PIK債（同種の追加債券の形態で利息を支払う債券）、ユーロ債、 Yankee債およびこれらの派生商品を含むことがあるが、これらに限定されないものとする。投資運用会社および／または委託先はまた、現金および短期金融商品（預金（カストディアン・スウィープ・アカウントを含む。）、コマーシャル・ペーパー、預金証書、米国財務省短期・中期証券およびその他の現金相当金融商品を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。

投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

投資運用会社は随時、その裁量にて別のまたは追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない）ため、また、受益証券が表示される通貨である豪ドルに対する（シリーズ・トラストが表示される）米ドルの値下りから受益証券の価値を保護するため、為替ヘッジ取引を使用する予定である。

管理会社は、上記に詳述した外国為替取引を1つあるいは複数の手段をもって運営することができる。管理会社は、為替ヘッジに関する機能を（i）為替ヘッジの一部を（自社またはその委託先を通じて）運営すること、および／または（ii）残りの部分の為替ヘッジを事前に取り決められた為替ヘッジに関するパラメータに基づき管理および監視する第三者（以下「為替管理会社」という。）を指名することによって分割して運営することができる。

注記2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券への投資の評価

- （a）下記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記（c）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- （b）下記（c）および（e）の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- （c）純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記（a）または（b）に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- （d）上記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- （e）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

シリーズ・トラストは米ドルで表示されている。活動中の受益証券のクラスは豪ドル建てである。米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費はすべて償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注記3. 管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.85パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.25パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記７．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記８．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記９．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10. 為替先渡契約

2019年5月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1ーポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
ユーロ	920,000.00	米ドル	1,029,800.16	2019年6月28日	2,358.79
ユーロ	1,230,000.00	米ドル	1,377,571.71	2019年6月28日	3,927.27
ユーロ	4,000,000.00	米ドル	4,471,940.00	2019年6月28日	4,803.59
ユーロ	6,360,000.00	米ドル	7,110,383.33	2019年6月28日	7,636.44
ユーロ	6,400,000.00	米ドル	7,155,097.60	2019年6月28日	7,679.34
ユーロ	10,450,000.00	米ドル	11,683,936.00	2019年6月28日	13,542.12
英ポンド	5,420,000.00	米ドル	6,857,264.76	2019年6月28日	7,208.53
英ポンド	5,510,000.00	米ドル	6,972,684.60	2019年6月28日	8,882.05
米ドル	358,643.20	ユーロ	320,000.00	2019年6月28日	(1,272.29)
米ドル	617,279.30	ユーロ	550,000.00	2019年6月28日	(3,048.05)
米ドル	1,000,000.00	英ポンド	790,070.33	2019年6月28日	(1,471.19)
米ドル	1,030,584.00	ユーロ	920,000.00	2019年6月28日	(3,142.63)
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					47,103.97

10.2ー豪ドルの米ドルへの換算および豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
豪ドル	367,475.20	米ドル	255,176.98	2019年9月4日	100.34
豪ドル	4,289,067.84	米ドル	2,981,403.97	2019年9月4日	4,212.84
米ドル	19,497.50	豪ドル	28,243.00	2019年9月4日	106.60
米ドル	303,783.77	豪ドル	437,126.00	2019年9月4日	(359.60)
米ドル	924,066.76	豪ドル	1,329,020.70	2019年9月4日	(1,546.65)
米ドル	64,346,880.40	豪ドル	93,200,563.14	2019年9月4日	345,732.26
米ドル	282,038,000.00	豪ドル	400,000,000.00	2019年6月13日	(4,998,873.44)
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(4,650,627.65)
為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(4,603,523.68)

注記11. 支払分配金

2019年5月31日に終了した年度中にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券			
0.05 豪ドル	2018年6月15日	2018年6月18日	2018年6月21日
0.05 豪ドル	2018年7月17日	2018年7月18日	2018年7月23日
0.05 豪ドル	2018年8月16日	2018年8月17日	2018年8月22日
0.05 豪ドル	2018年9月18日	2018年9月19日	2018年9月25日
0.05 豪ドル	2018年10月15日	2018年10月16日	2018年10月19日
0.05 豪ドル	2018年11月15日	2018年11月16日	2018年11月21日

0.03 豪ドル	2018年12月17日	2018年12月18日	2018年12月21日
0.03 豪ドル	2019年1月15日	2019年1月16日	2019年1月22日
0.03 豪ドル	2019年2月15日	2019年2月19日	2019年2月22日
0.03 豪ドル	2019年3月15日	2019年3月18日	2019年3月22日
0.03 豪ドル	2019年4月15日	2019年4月16日	2019年4月23日
0.03 豪ドル	2019年5月15日	2019年5月16日	2019年5月21日

注記12. 為替レート

期末現在、使用された米ドルに対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート
豪ドル	1.4444
ユーロ	0.7923
英ポンド	0.8974

注記13. 担保残高

2019年5月31日現在、為替先渡契約に関し、シリーズ・トラストは以下の担保を受領している。

数量	銘柄	通貨	ブローカー
210,000	US T-BOND 3 15MAY45 COLLATERAL	米ドル	Goldman Sachs
286,000	US T-NOTE 2.00 31JUL20 COLLATERAL	米ドル	Bank of America

注記14. 後発事象

期末より後にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券			
0.03 豪ドル	2019年6月17日	2019年6月18日	2019年6月21日
0.03 豪ドル	2019年7月16日	2019年7月17日	2019年7月22日
0.03 豪ドル	2019年8月16日	2019年8月19日	2019年8月22日
0.03 豪ドル	2019年9月17日	2019年9月18日	2019年9月24日

③【投資有価証券明細表等】

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表
2019年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
債券			米ドル	米ドル	%
1,235,000	AECOM 5.125 15MAR27	米ドル	1,179,229.09	1,218,018.75	0.36
1,250,000	AES CORP/VA 6 15MAY26	米ドル	1,265,843.75	1,306,250.00	0.39
1,020,000	AHERN RENTALS 7.375 15MAY23 144A	米ドル	1,015,479.69	892,500.00	0.26
1,735,000	ALBERTSONS COS L 6.625 15JUN24 WI	米ドル	1,713,062.50	1,752,350.00	0.52
370,000	ALBERTSONS COS LLC 5.75 15MAR25	米ドル	330,225.00	357,975.00	0.11
1,335,000	ALLY FINANCIAL INC 4.625 30MAR25	米ドル	1,301,625.00	1,363,368.75	0.40
1,000,000	ALTICE FINANC SA 7.5 15MAY26 144A	米ドル	961,250.00	983,750.00	0.29
690,000	ALTICE FRANCE SA 5.625 15MAY24 REGS	ユーロ	867,479.26	791,110.67	0.23
520,000	ALTICE FRANCE SA 8.125 01FEB27 144A	米ドル	520,000.00	520,000.00	0.15
378,000	ALTICE SA 7.75 15MAY22 144A	米ドル	394,180.52	382,725.00	0.11
540,000	AMC ENTERTAINMENT 6.375 15NOV24	英ポンド	696,585.28	669,865.59	0.20
1,340,000	AMC ENTERTAINMENT INC 5.75 15JUN25	米ドル	1,334,625.00	1,217,725.00	0.36
1,756,000	AMC NETWORKS INC 5.00 01APR24	米ドル	1,759,533.15	1,749,415.00	0.52
745,000	AMERICAN AXLE & MFG 6.25 01APR25	米ドル	725,736.54	720,940.23	0.21
480,000	AMERIGAS PARTNERS 5.625 20MAY24	米ドル	452,400.00	494,400.00	0.15
565,000	AMERIGAS PARTNERS 5.875 20AUG26	米ドル	547,050.00	579,125.00	0.17
1,105,000	AMIGO LUXEMBG SA 7.625 15JAN24 REGS	英ポンド	1,376,875.97	1,415,420.81	0.42
1,230,000	AMWINS GROUP INC 7.75 01JUL26 144A	米ドル	1,230,000.00	1,239,225.00	0.37
865,000	ANTERO RES CORP 5.125 01DEC22 WI	米ドル	886,152.96	856,350.00	0.25
1,280,000	ARD FINANCE SA 6.625 15SEP23 WI	ユーロ	1,498,963.36	1,444,846.58	0.43
1,805,716	ARD SECURITIES FI 8.75 31JAN23 144A	米ドル	1,857,968.55	1,728,973.07	0.51
505,000	ARDAG PKG FIN 7.25 15MAY24 144A	米ドル	531,512.50	524,568.75	0.16
1,915,000	ARDAGH PKG FINANCE 6 15FEB25 144A	米ドル	1,943,725.00	1,895,850.00	0.56
170,000	ARROW GLOBAL FIN FRN 01MAR26 REGS	ユーロ	187,535.57	183,785.66	0.05
1,580,000	ASCEND LEARNING 6.875 01AUG25 144A	米ドル	1,594,212.50	1,587,900.00	0.47
650,000	ASHTON WOODS USA 6.75 01AUG25 144A	米ドル	654,875.00	607,750.00	0.18
1,020,000	ASSURED PARTNERS INC 7 15AUG25 144A	米ドル	1,020,869.61	969,000.00	0.29
1,465,000	AUTOMATION TOOLING 6.5 15JUN23 144A	米ドル	1,493,756.25	1,507,118.75	0.45
755,000	AVANTOR INC 4.75 01OCT24 REGS	ユーロ	891,256.60	890,865.82	0.26
1,430,000	AVANTOR INC 6.0 01OCT24 144A	米ドル	1,434,027.39	1,485,412.50	0.44
720,000	AVANTOR INC 9 01OCT25 144A	米ドル	736,762.50	789,300.00	0.23
890,000	AVOLON HLDGS LTD 5.25 15MAY24 144A	米ドル	892,900.00	924,416.30	0.27
550,000	AXALTA COATING 4.875 15AUG24 144A	米ドル	541,493.64	547,250.00	0.16
985,000	BAECON ESCROW 4.875 01NOV25 144A	米ドル	971,571.44	928,362.50	0.28
375,000	BANFF MERGER SUB 9.75 01SEP26 144a	米ドル	354,375.00	359,062.50	0.11
805,000	BAUSCH HEALTH COS 7.25 30MAY29 144A	米ドル	807,875.00	799,968.75	0.24
870,000	BERRY GLB ESC CP 4.875 15JUL26 144A	米ドル	867,825.00	866,694.00	0.26
845,000	BIG RIVER STEEL 7.25 01SEP25 144A	米ドル	875,260.58	880,912.50	0.26
1,385,000	BLITZ F 6.00 30JUL26 REGS	ユーロ	1,530,789.91	1,577,752.77	0.47
1,115,000	BLUE RACER LLC 6.625 15JUL26 144A	米ドル	1,118,812.50	1,120,575.00	0.33
650,000	BOMBARDIER INC 6 15OCT22 144A	米ドル	651,218.75	633,750.00	0.19
840,000	BOMBARDIER INC 7.5 15MAR25 144A	米ドル	698,330.77	815,850.00	0.24
1,200,000	BOMBARDIER INC 7.875 15APR27 144A	米ドル	1,220,942.70	1,158,000.00	0.34
910,000	BOYD GAMING CORP 6 15AUG26	米ドル	901,900.00	925,925.00	0.27
835,000	BRACKEN MIDCO 8.875 15OCT23 REGS	英ポンド	1,088,426.11	1,017,211.53	0.30

(*) 百分率で表示された純資産総額に対する時価比率
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）
2019年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率※
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
債券（続き）			米ドル	米ドル	%
2,005,000	BRAND ENERGY INFRA 8.5 15JUL25 144A	米ドル	2,053,828.28	1,689,212.50	0.50
2,180,000	BROOKFIELD PTY R 5.75 15MAY26 144A	米ドル	2,183,600.00	2,212,700.00	0.66
1,075,000	BWAY HOLDING CO 4.75 15APR24 REGS	ユーロ	1,242,699.86	1,221,490.29	0.36
740,000	BWAY HOLDING CO 5.5 15APR24 144A	米ドル	721,962.50	725,200.00	0.21
1,515,000	BWAY HOLDING CO 7.25 15APR25 144a	米ドル	1,515,000.00	1,461,975.00	0.43
1,290,000	CABOT FINANC LUX 7.5 01OCT23 REGS	英ポンド	1,679,085.63	1,649,092.71	0.49
495,000	CALIFORNIA RESOURCES 8 15DEC22 144A	米ドル	422,877.60	348,975.00	0.10
1,100,000	CARRIZO OIL AND GAS 6.25 15APR23	米ドル	1,083,500.00	1,012,000.00	0.30
305,000	CBS RADIO INC 7.25 01NOV24 144A	米ドル	306,525.00	311,862.50	0.09
840,000	CCO HLDGS CAP CO 5.875 01APR24 144A	米ドル	840,000.00	869,400.00	0.26
370,000	CCO HLDGS LLC CAP CORP 5.75 01SEP23	米ドル	377,615.00	376,012.50	0.11
1,200,000	CCO HOLDINGS LLC 5.5 01MAY26 144A	米ドル	1,215,187.50	1,227,000.00	0.36
2,045,000	CCOH SAFARI LLC 5.75 15FEB26 144A	米ドル	2,060,262.50	2,116,575.00	0.63
650,000	CDK GLOBAL INC 5.25 15MAY29 144A	米ドル	650,000.00	646,750.00	0.19
1,445,000	CDW LLC CDW FINANCE 5 01SEP25	米ドル	1,467,443.75	1,459,450.00	0.43
1,335,000	CENTENE CORP 5.375 01JUN26 144A	米ドル	1,389,662.50	1,381,725.00	0.41
880,000	CENTENNIAL RES PR 6.875 1APR27 144A	米ドル	878,469.75	880,000.00	0.26
370,000	CENTURYLINK INC 5.625 01APR25	米ドル	359,825.00	354,737.50	0.11
1,375,000	CENTURYLINK INC 7.5 01APR24 SER Y	米ドル	1,382,281.25	1,454,062.50	0.43
1,395,000	CHANGE HEALTH/FIN 5.75 01MAR25 144A	米ドル	1,408,252.50	1,342,687.50	0.40
610,000	CHEMOURS CO 4 15MAY26	ユーロ	697,428.00	668,297.15	0.20
670,000	CHEMOURS CO 7.00 15MAY25	米ドル	703,500.00	666,650.00	0.20
830,000	CHENIERE CORPUS 5.875 31MAR25 WI	米ドル	856,807.23	894,325.00	0.27
455,000	CHENIERE CORPUS CHRI 7 30JUN24 WI	米ドル	458,022.09	507,325.00	0.15
2,100,000	CHENIERE ENERGY 5.25 01OCT25 WI	米ドル	2,110,331.25	2,105,250.00	0.62
1,035,000	CHESAPEAKE ENERGY 8.0 15JAN25 WI	米ドル	1,036,965.68	952,200.00	0.28
835,000	CINCINNATI BELL INC 7 15JUL24 144A	米ドル	791,916.67	722,275.00	0.21
1,000,000	CIRSA FIN INTL 6.25 20DEC23 REGS	ユーロ	1,138,971.35	1,184,724.28	0.35
1,065,000	CIT GROUP INC 5 01AUG23	米ドル	1,066,825.00	1,107,600.00	0.33
710,000	CIT GROUP INC 5.25 07MAR25	米ドル	715,325.00	747,275.00	0.22
975,000	CLEARWAY ENERG OP 5.75 15OCT25 144A	米ドル	977,887.50	972,562.50	0.29
1,088,000	CLEVELAND CLIFFS 4.875 15JAN24 144A	米ドル	1,080,895.36	1,090,720.00	0.32
1,540,000	COMMERCIAL METALS 5.75 15APR26	米ドル	1,534,375.00	1,532,300.00	0.45
965,000	COMMScope FIN LLC 6 1MAR26 144A	米ドル	965,000.00	970,428.13	0.29
530,000	COMMScope TECH FIN 6 15JUN25 144A	米ドル	530,000.00	487,600.00	0.14
365,000	CONSOLIDATED NRG 6.50 15MAY26 144A	米ドル	354,050.00	360,437.50	0.11
535,000	CONSOLIDATED NRG 6.875 15JUN25 144A	米ドル	532,325.00	537,675.00	0.16
1,555,000	CONSTELLUM NV 6.625 01MAR25 144A	米ドル	1,553,413.64	1,589,987.50	0.47
872,000	CORE & MAIN LP 6.125 15AUG25 144A	米ドル	869,820.00	865,460.00	0.26
920,000	CORECIVIC INC 4.625 01MAY23	米ドル	864,800.00	903,900.00	0.27
1,093,000	COTT HOLDINGS INC 5.5 01APR25 144a	米ドル	1,074,415.00	1,076,605.00	0.32
1,700,000	COVANTA HOLDING CORP 5.875 01MAR24	米ドル	1,679,033.33	1,742,500.00	0.52
670,000	CPUK FINANCE LTD 4.875 28AUG25 REGS	英ポンド	862,289.88	841,665.87	0.25
415,000	CRESTWOOD MID P 5.75 01APR25	米ドル	415,247.02	418,112.50	0.12
1,000,000	CRESTWOOD PART 5.625 01MAY27 144A	米ドル	1,000,000.00	980,000.00	0.29

（※）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）
2019年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
債券（続き）			米ドル	米ドル	%
1,820,000	CROWNROCK LP 5.625 15OCT25 114A	米ドル	1,801,474.79	1,738,100.00	0.52
586,000	CRYSTAL ALMOND SARL 10 01NOV21 REGS	ユーロ	730,919.80	692,516.66	0.21
555,000	CSC HOLDINGS LLC 5.25 01JUN24	米ドル	527,250.00	557,775.00	0.17
1,600,000	CSC HOLDINGS LLC 5.50 15MAY26 144a	米ドル	1,560,000.00	1,626,000.00	0.48
830,000	CSC HOLDINGS LLC 6.5 01FEB29 144A	米ドル	830,000.00	880,837.50	0.26
475,000	CSC HOLDINGS LLC 6.75 15NOV21	米ドル	471,113.64	504,093.75	0.15
1,000,000	CSC HOLDINGS LLC 7.75 15JUL25 144A	米ドル	1,061,250.00	1,063,750.00	0.32
1,055,000	DAVITA HEALTHCARE PARTNER 5 01MAY25	米ドル	1,059,937.11	991,700.00	0.29
1,685,000	DCP MIDSTREAM OPERATI 5.375 15JUL25	米ドル	1,713,035.55	1,743,975.00	0.52
655,000	DIAMOND 1 FIN 6.02 15JUN26 144A	米ドル	678,180.02	709,089.31	0.21
605,000	DIAMOND 1 FIN 7.125 15JUN24 144A	米ドル	651,887.50	637,650.64	0.19
355,000	DISH DBS CORP 5.875 15JUL22	米ドル	351,450.00	348,343.75	0.10
825,000	DISH DBS CORP 6.75 01JUN21	米ドル	852,638.30	850,781.25	0.25
555,000	DKT FINANCE APS 9.375 17JUN23 144A	米ドル	555,000.00	594,127.50	0.18
1,014,000	DYNEGY INC 7.625 01NOV24	米ドル	976,779.37	1,065,967.50	0.32
2,305,000	EAGLE HOLDING CO 7.625 15MAY22 144A	米ドル	2,319,437.50	2,307,881.25	0.68
345,000	EAGLE HOLDING CO 7.75 15MAY22 144A	米ドル	341,550.00	345,862.50	0.10
665,000	EG GLOBL FIN PLC 4.375 07FEB25 REGS	ユーロ	745,664.49	725,448.62	0.22
690,000	EIRCOM FINANCE DAC 3.5 15MAY26	ユーロ	768,729.42	767,252.71	0.23
1,585,000	ELDORADO RESORTS INC 6 01APR25	米ドル	1,606,643.25	1,618,681.25	0.48
840,000	EMBARQ CORP 7.995 01JUN36	米ドル	800,100.00	772,800.00	0.23
915,000	ENERGIZER HLDG INC 5.5 15JUN25 144A	米ドル	894,412.50	903,562.50	0.27
641,000	ENERGIZER HLDGS 6.375 15JUL26 144A	米ドル	623,372.50	642,602.50	0.19
659,000	ENERGIZER HLDGS 7.75 15JAN27 144A	米ドル	680,262.50	683,712.50	0.20
525,000	ENLINK MIDSTREAM PART 4.15 01JUN25	米ドル	482,266.38	504,000.00	0.15
1,070,000	ENLINK MIDSTREAM PART 4.85 15JUL26	米ドル	1,033,125.00	1,048,600.00	0.31
1,535,000	ENPRO INDUST INC 5.75 15OCT26	米ドル	1,535,000.00	1,542,675.00	0.46
145,000	ENTERCOM MED CORP 6.5 01MAY27 144A	米ドル	145,000.00	147,186.60	0.04
345,000	ENVISION HLTHCARE 8.75 15OCT26 144A	米ドル	314,566.07	291,525.00	0.09
1,010,000	ENVIVA PARTNER LP 8.50 01NOV21 WI	米ドル	1,032,990.18	1,050,400.00	0.31
735,000	EQUINIX INC 5.875 15JAN26	米ドル	744,187.50	768,075.00	0.23
1,915,000	EVERI PAYMENTS 7.5 15DEC25 144A	米ドル	1,932,106.25	1,982,025.00	0.59
335,000	EXELA INTERMED FIN 10 15JUL23 144A	米ドル	333,960.98	268,000.00	0.08
900,000	FIRE BC SPA FRN 30SEP24 REGS	ユーロ	1,038,218.35	1,010,391.97	0.30
1,705,000	FIRST QUALITY FIN 5 01JUL25 144A	米ドル	1,675,718.75	1,683,687.50	0.50
1,455,000	FIRST QUANTUM MIN 7.25 01APR23 144A	米ドル	1,434,926.73	1,316,775.00	0.39
840,000	FIRST QUANTUM MNL 6.5 01MAR24 144A	米ドル	840,000.00	726,600.00	0.22
220,000	FIRST QUANTUM MNL 6.875 1MAR26 144A	米ドル	220,000.00	184,250.00	0.05
55,000	FLEX ACQUISITION 6.875 15JAN25 144A	米ドル	50,050.00	49,225.01	0.02
1,115,000	FLEX ACQUISITION 7.875 15JUL26 144A	米ドル	1,085,454.24	1,003,500.00	0.30
1,690,000	FREEMPORT MCMORAN 5.45 15MAR43	米ドル	1,299,301.13	1,432,275.00	0.42
535,000	FRONTDOOR INC 6.75 15AUG26 144A	米ドル	531,656.25	561,750.00	0.17
1,325,000	FS ENERGY & POW FD 7.5 15AUG23 144A	米ドル	1,298,142.25	1,338,250.00	0.40
350,000	GAMENET GROUP SPA FRN 27APR23 REGs	ユーロ	406,542.31	394,568.23	0.12
565,000	GARFUNKELUX HOLDC3 8.5 01NOV22 REGS	英ポンド	843,243.39	606,147.70	0.18

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2019年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
債券（続き）			米ドル	米ドル	%
525,000	GENESIS ENERGY LP 5.625 15JUN24	米ドル	460,687.50	493,500.00	0.15
1,115,000	GENESIS ENERGY LP 6 15MAY23	米ドル	1,131,725.00	1,078,762.50	0.32
2,600,000	GENESYS GREENEDEN 10 30NOV24 144A	米ドル	2,714,400.00	2,814,500.00	0.83
932,000	GEO GROUP INC/THE 6 15APR26	米ドル	934,111.74	855,110.00	0.25
1,505,000	GFL ENVIRONMENT 5.375 01MAR23 144A	米ドル	1,498,000.00	1,467,375.00	0.43
605,000	GFL ENVIRONMENTA 5.625 01MAY22 144A	米ドル	605,000.00	600,462.50	0.18
1,290,000	GMAC INC 8 01NOV31	米ドル	1,448,136.53	1,625,400.00	0.48
1,195,000	GRAY TELEVIS INC 5.875 15JUL26 144A	米ドル	1,162,793.29	1,224,875.00	0.36
550,000	GRAY TELEVISION 5.125 15OCT24 144A	米ドル	540,097.27	551,375.00	0.16
1,480,000	GREASTAR REAL EST 5.75 01DEC25 144A	米ドル	1,481,969.91	1,468,900.00	0.44
1,525,000	GRIFFON CORP 5.25 01MAR22	米ドル	1,516,520.00	1,518,884.75	0.45
1,170,000	GRINDING MED 7.375 15DEC23 144A	米ドル	1,187,798.17	1,088,100.00	0.32
280,000	GTCR AP FINANCE INC 8 15MAY27 144A	米ドル	280,000.00	276,500.00	0.08
940,000	GULFPORT ENERGY CORP 6 15OCT24	米ドル	945,771.54	775,500.00	0.23
1,885,000	H&E EQUIPMENT 5.625 01SEP25	米ドル	1,885,000.00	1,866,150.00	0.55
1,015,000	HAYA FIN 5.25 15NOV22 REGS	ユーロ	1,213,691.19	942,248.59	0.28
880,000	HCA INC 5.25 15JUN26	米ドル	889,064.00	944,224.69	0.28
1,390,000	HCA INC 5.375 01SEP26	米ドル	1,404,000.00	1,442,125.00	0.43
930,000	HD SUPPLY INC 5.375 15OCT26 144A	米ドル	930,000.00	945,112.50	0.28
968,000	HEALTHSOUTH CORP 5.75 01NOV24	米ドル	972,840.00	975,260.00	0.29
860,000	HILL ROM HLDGS 5.75 01SEP23 144A	米ドル	889,025.00	881,500.00	0.26
1,950,000	HUB INTERNATIONAL LTD 7 1MAY26 144A	米ドル	1,950,000.00	1,930,500.00	0.57
1,560,000	HUDBAY MIN INC 7.625 15JAN25 144A	米ドル	1,624,247.55	1,556,100.00	0.46
1,095,000	ICAHN ENTERPRISE 6.25 15MAY26 144A	米ドル	1,095,000.00	1,086,787.50	0.32
1,340,000	ICAHN ENTREPRISES 6 01AUG20	米ドル	1,329,075.00	1,340,000.00	0.40
915,000	INEOS GROUP HLDG 5.625 01AUG24 144A	米ドル	870,580.00	894,412.50	0.27
965,000	INTELSAT CONN FIN 9.5 15FEB23 144A	米ドル	951,796.73	837,137.50	0.25
505,000	INTELSAT JACKSON 8.50 15OCT24 144A	米ドル	505,235.25	491,112.50	0.15
565,000	INTELSAT JACKSON 9.75 15JUL25 144A	米ドル	565,201.79	571,356.25	0.17
1,115,000	INTERNL GAME TECH 6.25 15JAN27 144A	米ドル	1,116,762.50	1,151,237.50	0.34
565,000	INTERTRUST GP BV 3.375 15NOV25 REGS	ユーロ	648,224.20	646,893.22	0.19
760,000	INTERXION HLDG NV 4.75 15JUN25 REGS	ユーロ	889,653.29	895,539.59	0.27
1,450,000	INTL GAME TECH 6.5 15FEB25 144A	米ドル	1,558,092.79	1,526,125.00	0.45
520,000	IQVIA INC 5 15MAY27 144A	米ドル	520,000.00	525,200.00	0.16
550,000	IRON MOUNTAIN INC 5.25 15MAR28 144A	米ドル	532,537.50	522,500.00	0.15
865,000	JAGGED PEAK NRGY 5.875 01MAY26 WI	米ドル	865,000.00	845,537.50	0.25
580,000	JAGUAR HL PPDI 6.375 01AUG23 144A	米ドル	580,000.00	588,700.00	0.17
1,360,000	JDA ESRW JDA BD 7.375 15OCT24 144A	米ドル	1,396,947.80	1,414,808.00	0.42
1,210,000	JERROLD FINCO 6.125 15JAN24 REGS	英ポンド	1,563,999.96	1,548,242.62	0.46
1,090,000	KRATON POLYMERS LLC 7 15APR25 144A	米ドル	1,090,000.00	1,090,000.00	0.32
2,130,000	LADDER CAP FIN 5.25 01OCT25 144A	米ドル	2,100,405.85	2,082,075.00	0.62
1,360,000	LAMAR MEDIA CORP 5.75 01FEB26	米ドル	1,401,500.00	1,416,100.00	0.42
715,000	LENNAR CORP 5.25 01JUN26	米ドル	713,212.50	736,450.00	0.22
719,000	LEVEL 3 FINANCIN 5.375 1MAY25	米ドル	711,810.00	720,797.50	0.21
1,210,000	LEVEL 3 FINANCING 5.375 15JAN24	米ドル	1,199,900.00	1,210,000.00	0.36

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）
2019年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
債券（続き）			米ドル	米ドル	%
1,390,000	LIONS GATE CAP 6.375 01FEB24 144A	米ドル	1,396,950.00	1,424,750.00	0.42
635,000	LKQ EURO HLDG BV 4.125 01APR28 REGS	ユーロ	704,208.69	742,606.06	0.22
940,000	LSF10 WOLVERINE INV 5 15MAR24 REGS	ユーロ	1,112,889.37	1,052,030.26	0.31
915,000	MATADOR RESOU CO 5.875 15SEP26 WI	米ドル	915,000.00	905,850.00	0.27
1,305,000	MATTERHORN TELECOM 4 15NOV27 REGS	ユーロ	1,402,686.92	1,418,113.46	0.42
535,000	MEDNAX INC 5.25 01DEC23 144A	米ドル	529,650.00	532,325.00	0.16
1,410,000	MEDNAX INC 6.25 15JAN27 144A	米ドル	1,413,081.25	1,402,950.00	0.42
760,000	MERCER INTL INC 5.5 15JAN26 WI	米ドル	757,137.27	750,500.00	0.22
355,000	MERCER INTL INC 6.5 01FEB24	米ドル	355,000.00	362,987.50	0.11
870,000	MERCER INTL INC 7.375 15JAN25 144A	米ドル	897,625.00	915,675.00	0.27
290,000	MGM GROWTH/MGM FI 5.75 01FEB27 144A	米ドル	290,000.00	300,512.50	0.09
695,000	MGM RESORT INTL 5.5 15APR27	米ドル	708,900.00	705,425.00	0.21
875,000	MGP GROWTH MGM FIN 5.625 01MAY24	米ドル	878,281.25	903,437.50	0.27
995,000	MIDCONTI COM FIN 6.875 15AUG23 144A	米ドル	999,517.78	1,029,825.00	0.31
885,000	MOBILE MINI INC 5.875 01JUL24	米ドル	898,275.00	908,231.25	0.27
1,680,000	MPH ACQ HOLD 7.125 01JUN24 144A	米ドル	1,753,436.90	1,669,500.00	0.49
395,000	NABORS INDUSTRIES INC 5.50 15JAN23	米ドル	352,537.50	347,600.00	0.10
1,430,000	NAVIENT CORP 5.5 25JAN23	米ドル	1,417,655.21	1,431,787.50	0.42
390,000	NAVIENT CORP 6.5 15JUN22	米ドル	403,650.00	404,137.50	0.12
255,000	NETFLIX INC 5.375 15NOV29 144A	米ドル	255,000.00	257,391.90	0.08
1,280,000	NETFLIX INC 5.75 01MAR24	米ドル	1,348,762.50	1,360,000.00	0.40
515,000	NETFLIX INC 5.875 15FEB25	米ドル	525,300.00	545,900.00	0.16
860,000	NEW ALBERTSONS INC 8 01MAY31	米ドル	828,994.51	808,400.00	0.24
755,000	NEW ENTERPRISE ST 6.25 15MAR26 144A	米ドル	758,412.50	749,337.50	0.22
1,260,000	NEXI CAPITAL SPA 4.125 01NOV23 REGS	ユーロ	1,473,206.47	1,452,681.90	0.43
1,420,000	NIDDA BONDCO GMBH 5.00 30SEP25 REGS	ユーロ	1,546,484.70	1,532,466.40	0.45
320,000	NIDDA BONDCO GMBH 7.25 30SEP25 144a	ユーロ	354,581.56	371,694.98	0.11
740,000	NOVELIS CORP 5.875 30SEP26 144A	米ドル	740,000.00	732,378.00	0.22
1,190,000	NOVELIS CORP 6.25 15AUG24 144A	米ドル	1,198,887.50	1,222,725.00	0.36
1,305,000	NRG ENERGY INC 5.75 15JAN28 WI	米ドル	1,305,000.00	1,358,831.25	0.40
360,000	NRG ENERGY INC 6.625 15JAN27 WI	米ドル	375,750.00	381,150.00	0.11
675,000	NRG ENERGY INC 7.25 15MAY26	米ドル	734,906.25	726,468.75	0.22
556,000	NUMERICABLE GROUP 6.25 15MAY24 144A	米ドル	570,542.96	563,645.00	0.17
1,125,000	NUMERICABLE SFR 7.375 01MAY26 144A	米ドル	1,125,688.77	1,102,500.00	0.33
1,105,000	NVA HOLDINGS 6.875 01APR26 144A	米ドル	1,092,866.83	1,087,043.75	0.32
1,850,000	OLYMPUS MERGER 8.5 15OCT25 144A	米ドル	1,818,407.91	1,473,062.50	0.44
865,000	ONEX YORK ACQ CO 8.5 01OCT22 144A	米ドル	865,000.00	715,787.50	0.21
1,430,000	ORTHO CLINIC INC 6.625 15MAY22 144A	米ドル	1,421,706.25	1,329,900.00	0.39
920,000	PANTHER BF 8.5 15MAY27 144A	米ドル	920,000.00	915,400.00	0.27
1,055,000	PANTHER BF 4.375 15MAY26 REGS	ユーロ	1,196,896.91	1,173,600.27	0.35
670,000	PANTHER BF 6.25 15MAY26 144A	米ドル	670,000.00	690,100.00	0.20
1,305,000	PARSLEY ENERGY 5.375 15JAN25 144A	米ドル	1,308,915.63	1,295,212.50	0.38
1,270,000	PARTY CITY HLDGS 6.625 01AUG26 144A	米ドル	1,245,875.00	1,260,475.00	0.37
900,000	PDC ENERGY INC 6.125 15SEP24	米ドル	917,080.86	868,500.00	0.26
1,790,000	PEABODY NRG CORP 6.375 31MAR25 144A	米ドル	1,746,350.00	1,736,300.00	0.51

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2019年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
債券（続き）			米ドル	米ドル	%
1,480,000	PISCES MIDCO INC 8 15APR26 144A	米ドル	1,480,000.00	1,346,800.00	0.40
755,000	PLAYTECH PLC 4.25 7MAR26	ユーロ	874,411.29	862,615.33	0.26
1,795,000	POLARIS INTERMEDIA 8.5 01DEC22 144A	米ドル	1,808,112.07	1,765,831.25	0.52
375,000	POST HOLDINGS INC 5 15AUG26 144A	米ドル	354,375.00	366,562.50	0.11
1,205,000	POST HOLDINGS INC 5.5 01MAR25 144A	米ドル	1,208,187.50	1,208,012.50	0.36
665,000	PRECIS DRILG CORP 7.75 15DEC23 WI	米ドル	665,000.00	673,312.50	0.20
2,295,000	PRESTIGE BRANDS 6.375 01MAR24 144A	米ドル	2,300,093.75	2,346,637.50	0.70
310,000	PRIME SEC SVCS 5.75 15APR26 144A	米ドル	310,000.00	304,575.00	0.09
310,000	PRIME SECSRVC BRW 5.25 15APR24 144A	米ドル	310,000.00	305,350.00	0.09
838,000	PRIME SECSRVC BRW 9.25 15MAY23 144A	米ドル	851,678.69	877,805.00	0.26
2,070,000	QUICKEN LOANS INC 5.75 01MAY25 144A	米ドル	2,035,952.98	2,049,300.00	0.61
1,610,000	RADIATE HOLD/FIN 6.625 15FEB25 144A	米ドル	1,609,287.44	1,573,775.00	0.47
620,000	RANGE RESOURCES 5 15AUG22 SER	米ドル	613,800.00	582,800.00	0.17
333,000	RANGE RESOURCES 5 15MAR23	米ドル	323,842.50	310,522.50	0.09
1,769,000	RELIANCE INTER 6.5 01APR23 144A	米ドル	1,769,000.00	1,813,225.00	0.54
2,130,000	REYNOLDS GROUP ISS 7 15JUL24 144A	米ドル	2,177,090.82	2,140,650.00	0.63
790,000	ROSE ROCK MIDSTR 5.625 15JUL22	米ドル	794,657.40	782,100.00	0.23
275,000	ROSE ROCK MIDSTR 5.625 15NOV23 WI	米ドル	270,448.75	261,250.00	0.08
1,085,000	SBA COMMUNICATION 4.875 01SEP24	米ドル	1,050,575.00	1,079,575.00	0.32
870,000	SCIENTIFIC GAMES 10 01DEC22	米ドル	791,491.46	912,412.50	0.27
845,000	SCIENTIFIC GAMES 5.5 15FEB26 REGS	ユーロ	1,035,905.87	887,273.35	0.26
1,195,000	SCIENTIFIC GAMES 8.25 15MAR26 144A	米ドル	1,195,000.00	1,215,912.50	0.36
920,000	SENSATA TECHNO 4.875 15OCT23 144A	米ドル	901,600.00	936,100.00	0.28
355,000	SENSATA TECHNOLOGIES 5 01OCT25 144A	米ドル	355,887.50	353,225.00	0.10
420,000	SGL CARBON SE 4.625 30SEP24	ユーロ	471,996.02	476,196.31	0.14
1,350,000	SHELF DRILL HOLD 8.25 15FEB25 144A	米ドル	1,360,125.00	1,282,500.00	0.38
865,000	SIRIUS XM RADIO 5.375 15JUL26 144A	米ドル	845,537.50	869,325.00	0.26
940,000	SM ENERGY CO 5.625 01JUN25	米ドル	890,645.10	813,100.00	0.24
965,000	SOUTHWESTERN ENERGY 7.5 01APR26	米ドル	997,875.00	919,162.50	0.27
855,000	SPECTRUM BRANDS INC 5.75 15JUL25	米ドル	855,552.80	865,687.50	0.26
5,000	SPRINT CAP CORP 8.75 15MAR32	米ドル	6,078.22	5,712.50	0.01
665,000	SPRINT CORP 7.125 15JUN24	米ドル	661,675.00	692,431.25	0.21
1,030,000	SPRINT CORP 7.625 15FEB25	米ドル	1,039,100.00	1,086,650.00	0.32
760,000	SPRINT CORP 7.875 15SEP23	米ドル	763,882.42	813,200.00	0.24
1,199,000	SPRINT NEXTEL CORP 11.50 15NOV21	米ドル	1,249,367.83	1,372,855.00	0.41
845,000	SRC ENERGY INC 6.25 01DEC25 WI	米ドル	853,586.60	787,962.50	0.23
285,000	STANDARD INDUSTRIES 6 15OCT25 144A	米ドル	282,150.00	294,975.00	0.09
1,005,000	STAPLES INC 7.5 15APR26	米ドル	1,005,000.00	964,800.00	0.29
550,000	STAR MERGER SUB 10.25 15FEB27 144A	米ドル	550,000.00	567,187.50	0.17
750,000	STAR MERGER SUB 6.875 15AUG26 144A	米ドル	750,000.00	770,156.25	0.23
1,540,000	STARS GP HLDG 7.0 15JUL26 144A	米ドル	1,558,511.33	1,593,900.00	0.47
885,000	STEVENS HLDG CO 6.125 01OCT26 144A	米ドル	882,650.00	920,400.00	0.27
1,315,000	SUMMIT MID HLDGS LLC 5.75 15APR25	米ドル	1,321,251.36	1,176,925.00	0.35
945,000	T MOBILE USA INC 4.5 01FEB26	米ドル	893,025.00	932,006.25	0.28
365,000	T MOBILE USA INC 4.75 01FEB28	米ドル	353,137.50	360,893.75	0.11

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率
添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2019年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
債券（続き）			米ドル	米ドル	%
875,000	T MOBILE USA INC 5.125 15APR25	米ドル	875,000.00	889,218.75	0.26
975,000	T MOBILE USA INC 6.50 15JAN26	米ドル	975,000.00	1,026,187.50	0.30
1,280,000	TARGA RESOURCES 5.125 01FEB25	米ドル	1,300,800.00	1,288,000.00	0.38
340,000	TARGA RESOURCES 5.875 15APR26	米ドル	340,850.00	351,900.00	0.10
230,000	TARGA RESOURCES 6.5 15JUL27 144A	米ドル	230,000.00	241,500.00	0.07
860,000	TAYLOR MORRISON 5.875 15APR23	米ドル	886,875.00	879,350.00	0.26
540,000	TAYLOR MORRISON 5.875 15JUN27 144A	米ドル	540,000.00	535,950.00	0.16
800,000	TELEFONICA EUROPE BV FRN PERP	ユーロ	859,344.17	860,824.94	0.26
1,430,000	TEMPO ACQUISITION 6.75 01JUN25 144A	米ドル	1,448,509.05	1,440,725.00	0.43
945,000	TEMPUR SEALY INT INC 5.5 15JUN26	米ドル	874,125.00	947,362.50	0.28
1,055,000	TENET HEALTHCARE 5.125 01MAY25	米ドル	1,035,768.75	1,044,450.00	0.31
75,000	TENET HEALTHCARE 6.25 01FEB27 144A	米ドル	75,000.00	76,500.00	0.03
555,000	TENET HEALTHCARE CORP 4.625 15JUL24	米ドル	531,862.50	549,450.00	0.16
745,000	TENET HEALTHCARE CORP 8.125 01APR22	米ドル	800,237.27	778,525.00	0.23
1,030,000	TEVA PHARMACEUTICALS 6 15APR24	米ドル	1,027,925.50	942,450.00	0.28
945,000	THREEAB OPTIQUE DV 4.0 01OCT23 REGS	ユーロ	1,018,241.43	1,046,346.38	0.31
715,000	TITAN ACQ BORROW 7.75 15APR26 144A	米ドル	718,151.30	636,350.00	0.19
1,465,000	TOWNSQUARE MEDIA 6.5 01APR23 144a	米ドル	1,323,927.09	1,446,687.50	0.43
1,360,000	TRANSDIGM INC 6.25 15MAR26	米ドル	1,375,900.00	1,394,850.00	0.41
1,160,000	TRANSDIGM INC 6.5 15MAY25	米ドル	1,204,038.99	1,145,500.00	0.34
612,000	TRANSOCEAN 6.875 01FEB27 144A	米ドル	612,870.00	629,595.00	0.19
610,000	TRANSOCEAN SCTR 5.375 15MAY23 144A	米ドル	606,950.00	600,850.00	0.18
540,000	TRINSEO OP/FIN 5.375 01SEP25 144A	米ドル	540,000.00	502,200.00	0.15
340,000	TRONOX FINANCE PLC 5.75 10CT25 144A	米ドル	331,500.00	307,700.00	0.09
1,670,000	TTM TECHNOLOGIES 5.625 01OCT25 144A	米ドル	1,678,750.00	1,607,375.00	0.48
960,000	TVL FINANCE PLC 8.5 15MAY23 REGS	英ポンド	1,052,803.52	1,005,584.45	0.30
1,109,000	UNIT CORP 6.625 15MAY21	米ドル	1,124,514.57	1,048,005.00	0.31
1,500,000	UNITED GROUP BV 4.875 01JUL24 REGS	ユーロ	1,713,224.49	1,714,537.39	0.51
370,000	UNITED RENTALS NORTH 4.625 15OCT25	米ドル	356,125.00	363,525.00	0.11
365,000	UNITED RENTALS NORTH 5.875 15SEP26	米ドル	358,156.25	377,775.00	0.11
1,330,000	UNITED RENTALS NORTH AM 5.5 15MAY27	米ドル	1,328,100.00	1,336,650.00	0.40
55,000	UNITED STATES STEEL CO 6.25 15MAR26	米ドル	55,000.00	45,100.00	0.02
685,000	UNIVAR INC 6.75 15JUL23 144A	米ドル	699,937.50	693,562.50	0.21
995,000	UNIVISION COMM 5.125 15FEB25 144A	米ドル	878,087.50	909,181.25	0.27
500,000	US T-BILL 0.00 13JUN19	米ドル	495,483.65	499,586.30	0.15
1,156,000	USA COM PART 6.875 01APR26 WI	米ドル	1,165,516.10	1,182,010.00	0.35
370,000	USA COM PARTNERS 6.875 01SEP27 144A	米ドル	372,600.00	379,250.00	0.11
1,865,000	USIS MRGR SUB INC 6.875 1MAY25 144A	米ドル	1,865,000.00	1,813,712.50	0.54
405,000	VALEANT PHARMA 5.5 01MAR23 144A	米ドル	376,143.75	406,012.50	0.12
508,000	VALEANT PHARMA 5.875 15MAY23 144A	米ドル	412,801.63	509,270.00	0.15
2,015,000	VALEANT PHARMA 6.125 15APR25 144A	米ドル	1,668,406.25	1,959,587.50	0.58
780,000	VALEANT PHARMA 9 15DEC25 144A	米ドル	783,520.35	838,500.00	0.25
1,265,000	VENATOR FIN SARL 5.75 15JUL25 144A	米ドル	1,272,860.61	1,141,662.50	0.34

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表（続き）

2019年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面 銘柄	通貨	取得原価	時価	比率＊
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）				
債券（続き）		米ドル	米ドル	%
505,000 VERSCEND EXCR CP 9.75 15AUG26 144A	米ドル	537,193.75	536,562.50	0.16
2,340,000 VFH PARENT LLC 6.75 15JUN22 144A	米ドル	2,383,462.50	2,411,019.00	0.71
1,490,000 VIASAT INC 5.625 15SEP25 144A	米ドル	1,490,825.00	1,445,300.00	0.43
400,000 VIRGIN MEDIA REC 5.5 15SEP24 REGS	英ポンド	541,964.73	514,972.73	0.15
1,075,000 VIRGIN MEDIA SEC 4.875 15JAN27 REGS	英ポンド	1,410,744.68	1,359,118.19	0.40
1,505,000 VIRIDIAN GROUP 4.75 15SEP24 REGS	英ポンド	1,999,757.79	1,837,592.37	0.54
270,000 VISTRA OPERATION 5.625 15FEB27 144A	米ドル	270,000.00	278,437.50	0.08
670,000 VISTRA OPERATIONS 5.50 01SEP26 144A	米ドル	670,000.00	686,750.00	0.20
1,110,000 W/S PACKAGIN HLDGS 9 15APR23 144A	米ドル	1,119,931.25	1,196,025.00	0.35
1,050,000 WAND MERGER CORP 8.125 15JUL23 144A	米ドル	1,078,245.72	1,050,000.00	0.31
1,045,000 WASTE PRO USA INC 5.50 15FEB26 144A	米ドル	1,046,889.17	1,034,550.00	0.31
855,000 WEIGHT WATCHERS 8.625 01DEC25 144A	米ドル	874,237.50	805,837.50	0.24
2,065,000 WEST STREET MERG 6.375 01SEP25 144A	米ドル	2,053,762.50	1,881,731.25	0.56
780,000 WHITING PET CORP 6.625 15JAN26	米ドル	783,312.59	713,700.00	0.21
1,340,000 WILDEHORSE RES DEV 6.875 01FEB25	米ドル	1,371,825.00	1,309,850.00	0.39
1,170,000 WILLIAM LYON HOMES 5.875 31JAN25	米ドル	1,160,815.50	1,123,200.00	0.33
1,070,000 WILLIAMS SCOTSM 6.875 15AUG23 144A	米ドル	1,052,087.50	1,074,012.50	0.32
885,000 WPX ENERGY INC 5.25 15SEP24	米ドル	853,668.75	865,087.50	0.26
670,000 ZIGGO BOND CO BV 4.625 15JAN25 May	ユーロ	760,737.63	759,041.77	0.22
780,000 ZIGGO BOND FIN 4.625 15JAN25 REGS	ユーロ	885,852.07	883,660.57	0.26
債券合計		328,523,465.21	326,094,948.93	96.66
中期債券		米ドル	米ドル	%
745,000 TELECOM ITALIA 7.75 24JAN33 EMTN	ユーロ	1,076,638.90	1,053,345.71	0.31
中期債券合計		1,076,638.90	1,053,345.71	0.31
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計		329,600,104.11	327,148,294.64	96.97
投資有価証券合計		329,600,104.11	327,148,294.64	96.97

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)*
米国	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	15.73
	電気通信	7.00
	原油および天然ガスの採掘	5.88
	本社業務、経営コンサルタント事業	4.29
	電気、ガス、空調設備供給	3.45
	化学薬品および化学製品の製造	2.72
	ヒューマンヘルス事業	2.50
	持株会社の事業	2.22
	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	2.01
	番組制作および放送事業	1.78
	自動車およびオートバイ以外の卸売業	1.70
	ギャンブルおよびベッティング事業	1.64
	出版事業	1.42
	基金属の製造	1.35
	ゴムおよびプラスチック製品の製造	1.32
	レンタルおよびリース事業	1.20
	コンピューター、電子・光学製品の製造	1.17
	不動産事業	1.07
	コンピューター・プログラミング、コンサルタント業 および関連事業	0.91
	採鉱支援サービス事業	0.87
	他の輸送機器の製造	0.75
	金属鉱石の採鉱	0.74
	建物の建設	0.73
	自動車、トレーラーおよびセミトレーラーの製造	0.67
	電気機器の製造	0.66
	保険代理店およびブローカー業	0.66
	自動車およびオートバイ以外の小売業	0.66
	情報サービス事業	0.64
	紙・紙製品の製造	0.60
	保険および年金基金以外の金融サービスに対する その他の補助事業	0.59
	映画、ビデオおよびテレビ番組制作、録音および音楽出版事業	0.56
	石炭および褐炭の採鉱	0.51
	土木工学	0.50
	食品の製造	0.47
	広告および市場調査	0.42
	構造上およびエンジニアリング事業、技術的試験と分析	0.36
	オフィス経営、オフィス支援およびその他のビジネス支援事業	0.35
	他の非金属性鉱産物の製造	0.31
	廃棄物の収集、処理および処分事業；資源回収	0.31
	家具の製造	0.28
	陸上輸送およびパイプラインによる輸送	0.27
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	0.26
	他の個人向けサービス事業	0.24
	宿泊設備	0.21
	建物および景観事業に対する活動	0.17
	科学的研究および開発	0.16
	行政および防衛；強制加入社会保障	0.15
	機械装置設備以外の組立金属製品の製造	0.02
		72.48

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)※
カナダ		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	1.36
	基礎的な化学薬品および医薬品の製造	1.34
	金属鉱石の採鉱	1.12
	他の輸送機器の製造	0.77
	改善事業および他の廃棄物管理サービス	0.61
	機械装置設備の修理および設置	0.45
	原油および天然ガスの採掘	0.20
	機械装置設備の製造（他に分類されないもの）	0.19
		6.04
ルクセンブルグ		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	3.81
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.91
	化学薬品および化学製品の製造	0.49
	電気通信	0.43
		5.64
オランダ		
	本社業務、経営コンサルタント事業	1.25
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	1.21
	基金属の製造	0.47
	コンピューター、電子・光学製品の製造	0.38
	持株会社の事業	0.22
		3.53
イギリス		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	2.06
	ギャンブルおよびベッティング事業	0.78
		2.84
フランス		
	電気通信	0.88
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.31
		1.19
ドイツ		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.56
	持株会社の事業	0.47
	コークスおよび石油精製品の製造	0.14
		1.17

（※）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

ニッポン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表（続き）

未監査

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)※
ケイマン諸島		
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.38
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.27
	原油および天然ガスの採掘	0.19
	採鉱支援サービス事業	0.18
		1.02
アイルランド		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.94
		0.94
イタリア		
	持株会社の事業	0.43
	化学薬品および化学製品の製造	0.30
	本社業務、経営コンサルタント事業	0.12
		0.85
ジャージー		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.55
		0.55
スペイン		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.28
		0.28
マン島		
	ギャンブルおよびベッティング事業	0.26
		0.26
デンマーク		
	保険および年金基金以外のその他金融サービス事業 （他に分類されないもの）	0.18
		0.18
投資有価証券合計		96.97

（※）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at May 31, 2019

Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
Assets		
Investments		
At cost		329,600,104.11
At market value	2.2	327,148,294.64
Cash at bank		9,565,692.89
Interest receivable on bonds	2.6	5,140,343.67
Receivable on investment sold		4,207,389.72
Subscriptions receivable		1,550,739.82
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	406,190.17
Total assets		348,018,650.91
Liabilities		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	5,009,713.84
Payable on investments purchased		4,415,413.44
Redemptions payable		582,398.99
Marketing fees payable	3	242,409.39
Manager fees payable	3	185,452.26
Distributor fees payable	6	71,299.34
Agent Company fees payable	7	28,514.32
Printing and publishing expenses payable		27,448.00
Legal expenses payable		24,185.10
Professional expenses payable		18,596.47
Administrator fees payable	4	17,112.50
Custodian fees payable	5	11,402.60
Trustee fees payable	8	1,297.92
Other liabilities		12,890.87
Total liabilities		10,648,135.04
Total net assets		337,370,515.87
Net assets		
AUD Hedged Class Unit	AUD	487,297,973.12
Number of units outstanding		
AUD Hedged Class Unit		80,441,020.00
Net asset value per unit		
AUD Hedged Class Unit	AUD	6.06

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2019

Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
Income		
Interest on bonds	2.6	22,587,968.54
Bank interests		175,206.87
Other income		41,436.24
Total income		22,804,611.65
Expenses		
Marketing fees	3	3,049,323.46
Manager fees	3	2,332,783.35
Distributor fees	6	896,883.93
Agent Company fees	7	358,684.08
Administrator fees	4	215,261.65
Custodian fees	5	143,431.90
Printing and publishing expenses		44,845.58
Safekeeping fees		40,361.55
Transaction fees		23,382.55
Legal expenses		20,456.39
Professional expenses		18,223.38
Trustee fees	8	7,541.06
Other expenses		18,083.80
Total expenses		7,169,262.68
Net investment gain		15,635,348.97

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2019 (continued)

Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
Net investment gain		15,635,348.97
Net realised		
Gain on foreign exchange	2.3	8,061.18
Loss on investments	2.2	(8,400,630.19)
Loss on forward foreign exchange contracts	2.5	(26,907,652.30)
Net investment gain and net realised loss for the year		(19,664,872.34)
Net change in unrealised		
Appreciation on investments	2.2	1,424,486.32
Depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	(5,337,147.90)
Net decrease in net assets as result of operations		(23,577,533.92)
Movement in capital		
Subscriptions of units		39,821,513.67
Redemptions of units		(51,647,561.47)
Net movement in capital		(11,826,047.80)
Distribution	11	(28,029,530.11)
Net assets at the beginning of the year		400,803,627.70
Net assets at the end of the year		337,370,515.87

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information		UNAUDITED
		Global High Yield Bond Fund
		AUD Hedged Class Unit
Number of units outstanding at the end of the year		
May 31, 2017		96,317,285
May 31, 2018		82,960,417
number of units issued		9,095,280
number of units redeemed		(11,614,677)
May 31, 2019		80,441,020
Total net assets at the end of the year		AUD
May 31, 2017		665,142,229.70
May 31, 2018		529,020,708.20
May 31, 2019		487,297,973.12
Net asset value per unit at the end of the year		AUD
May 31, 2017		6.91
May 31, 2018		6.38
May 31, 2019		6.06

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at May 31, 2019)

Global High Yield Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives**

NIPPON OFFSHORE FUNDS, (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Global High Yield Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and Supplemental Trust Deeds dated August 26, 2010 and July 31, 2015, all between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

AUD Hedged Class Unit (The “Unit”) is available for issue.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income generation and long-term capital appreciation through investment in a diversified portfolio of global high yield bonds, as well as over-the-counter or exchange traded derivative instruments thereon. The credit quality of the bonds should be thoroughly reviewed at the time of purchase and closely monitored thereafter for the bond holdings in the portfolio to avoid default as much as possible.

The portfolio aims to balance the objectives of providing sufficient income to support the stable payment of a monthly distribution, while attempting to provide a long-term total return.

The global high yield bonds in which the Investment Manager and/or its delegates may invest may include but shall not be limited to cash bonds issued by corporations, zero-coupon bonds, payment-in-kind bonds (bonds which pay interest in the form of additional bonds of the same kind), Eurobonds, Yankee bonds, and derivatives thereon. The Investment Manager and/or its delegates may also invest in cash and money market instruments, including but not limited to cash deposits (including custodian sweep accounts), commercial paper, certificates of deposit, Treasury notes and bills and other cash equivalents.

The Investment Manager has delegated to the Sub-Investment Manager its responsibility for the management of the investment and re-investment of the Series Trust's investment portfolio.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional investment advisers or investment managers in its discretion.

The Manager and/or its delegates intend to use currency hedging transactions which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the value of the Units from a depreciation in US dollars (in which the Series Trust is denominated) against AUD, the currency in which the Units are denominated.

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2019)

Global High Yield Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives (continued)**

The Manager may manage the foreign exchange transactions described above using one or more different methods. The Manager may split the currency hedging function by (i) managing part of the currency hedging (through itself or a delegate) and/or (ii) in relation to the remainder of the currency transactions, appointing another party (the "Currency Administrator") to administer and monitor the foreign exchange transactions according to predetermined currency transaction parameters.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2019)

Global High Yield Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Conversion of foreign currencies**

The Series Trust is denominated in US Dollar. The active class of units is denominated in Australian Dollar. Assets and liabilities expressed in other currencies than the US Dollar are translated into US Dollar at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into US Dollar at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Manager fees and marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.65 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.85 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2019)

Global High Yield Bond Fund**Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.25 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2019)

Global High Yield Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at May 31, 2019, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1 - Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
EUR	920,000.00	USD	1,029,800.16	28/06/19	2,358.79
EUR	1,230,000.00	USD	1,377,571.71	28/06/19	3,927.27
EUR	4,000,000.00	USD	4,471,940.00	28/06/19	4,803.59
EUR	6,360,000.00	USD	7,110,383.33	28/06/19	7,636.44
EUR	6,400,000.00	USD	7,155,097.60	28/06/19	7,679.34
EUR	10,450,000.00	USD	11,683,936.00	28/06/19	13,542.12
GBP	5,420,000.00	USD	6,857,264.76	28/06/19	7,208.53
GBP	5,510,000.00	USD	6,972,684.60	28/06/19	8,882.05
USD	358,643.20	EUR	320,000.00	28/06/19	(1,272.29)
USD	617,279.30	EUR	550,000.00	28/06/19	(3,048.05)
USD	1,000,000.00	GBP	790,070.33	28/06/19	(1,471.19)
USD	1,030,584.00	EUR	920,000.00	28/06/19	(3,142.63)

Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management	47,103.97
---	-----------

10.2 - Forward foreign exchange contracts to convert AUD into USD and to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
AUD	367,475.20	USD	255,176.98	04/09/19	100.34
AUD	4,289,067.84	USD	2,981,403.97	04/09/19	4,212.84
USD	19,497.50	AUD	28,243.00	04/09/19	106.60
USD	303,783.77	AUD	437,126.00	04/09/19	(359.60)
USD	924,066.76	AUD	1,329,020.70	04/09/19	(1,546.65)
USD	64,346,880.40	AUD	93,200,563.14	04/09/19	345,732.26
USD	282,038,000.00	AUD	400,000,000.00	13/06/19	(4,998,873.44)

Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit	(4,650,627.65)
--	----------------

Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	(4,603,523.68)
--	----------------

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2019)

Global High Yield Bond Fund

Note 11 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending May 31, 2019 are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
AUD Hedged Class unit			
0.05 AUD	15/06/2018	18/06/2018	21/06/2018
0.05 AUD	17/07/2018	18/07/2018	23/07/2018
0.05 AUD	16/08/2018	17/08/2018	22/08/2018
0.05 AUD	18/09/2018	19/09/2018	25/09/2018
0.05 AUD	15/10/2018	16/10/2018	19/10/2018
0.05 AUD	15/11/2018	16/11/2018	21/11/2018
0.03 AUD	17/12/2018	18/12/2018	21/12/2018
0.03 AUD	15/01/2019	16/01/2019	22/01/2019
0.03 AUD	15/02/2019	19/02/2019	22/02/2019
0.03 AUD	15/03/2019	18/03/2019	22/03/2019
0.03 AUD	15/04/2019	16/04/2019	23/04/2019
0.03 AUD	15/05/2019	16/05/2019	21/05/2019

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against USD used at the end of the year are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	1.4444
EUR	0.7923
GBP	0.8974

Note 13 - Collateral position

As at May 31, 2019 the following collateral positions on forward foreign exchange contracts have been received by the Series Trust:

Quantity	Description	Currency	Broker
210,000	US T-BOND 3 15MAY45 COLLATERAL	USD	Goldman Sachs
286,000	US T-NOTE 2.00 31JUL20 COLLATERAL	USD	Bank of America

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2019)

Global High Yield Bond Fund**Note 14 - Subsequent events**

Distributions made by the Series Trust after the year ended are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
AUD Hedged Class unit			
0.03 AUD	17/06/2019	18/06/2019	21/06/2019
0.03 AUD	16/07/2019	17/07/2019	22/07/2019
0.03 AUD	16/08/2019	19/08/2019	22/08/2019
0.03 AUD	17/09/2019	18/09/2019	24/09/2019

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2019

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
Bonds			USD	USD	%
1,235,000	AECOM 5.125 15MAR27	USD	1,179,229.09	1,218,018.75	0.36
1,250,000	AES CORP/VA 6 15MAY26	USD	1,265,843.75	1,306,250.00	0.39
1,020,000	AHERN RENTALS 7.375 15MAY23 144A	USD	1,015,479.69	892,500.00	0.26
1,735,000	ALBERTSONS COS L 6.625 15JUN24 WI	USD	1,713,062.50	1,752,350.00	0.52
370,000	ALBERTSONS COS LLC 5.75 15MAR25	USD	330,225.00	357,975.00	0.11
1,335,000	ALLY FINANCIAL INC 4.625 30MAR25	USD	1,301,625.00	1,363,368.75	0.40
1,000,000	ALTICE FINANC SA 7.5 15MAY26 144A	USD	961,250.00	983,750.00	0.29
690,000	ALTICE FRANCE SA 5.625 15MAY24 REGS	EUR	867,479.26	791,110.67	0.23
520,000	ALTICE FRANCE SA 8.125 01FEB27 144A	USD	520,000.00	520,000.00	0.15
378,000	ALTICE SA 7.75 15MAY22 144A	USD	394,180.52	382,725.00	0.11
540,000	AMC ENTERTAINMENT 6.375 15NOV24	GBP	696,585.28	669,865.59	0.20
1,340,000	AMC ENTERTAINMENT INC 5.75 15JUN25	USD	1,334,625.00	1,217,725.00	0.36
1,756,000	AMC NETWORKS INC 5.00 01APR24	USD	1,759,533.15	1,749,415.00	0.52
745,000	AMERICAN AXLE & MFG 6.25 01APR25	USD	725,736.54	720,940.23	0.21
480,000	AMERIGAS PARTNERS 5.625 20MAY24	USD	452,400.00	494,400.00	0.15
565,000	AMERIGAS PARTNERS 5.875 20AUG26	USD	547,050.00	579,125.00	0.17
1,105,000	AMIGO LUXEMBG SA 7.625 15JAN24 REGS	GBP	1,376,875.97	1,415,420.81	0.42
1,230,000	AMWINS GROUP INC 7.75 01JUL26 144A	USD	1,230,000.00	1,239,225.00	0.37
865,000	ANTERO RES CORP 5.125 01DEC22 WI	USD	886,152.96	856,350.00	0.25
1,280,000	ARD FINANCE SA 6.625 15SEP23 WI	EUR	1,498,963.36	1,444,846.58	0.43
1,805,716	ARD SECURITIES FI 8.75 31JAN23 144A	USD	1,857,968.55	1,728,973.07	0.51
505,000	ARDADG PKG FIN 7.25 15MAY24 144A	USD	531,512.50	524,568.75	0.16
1,915,000	ARDAGH PKG FINANCE 6 15FEB25 144A	USD	1,943,725.00	1,895,850.00	0.56
170,000	ARROW GLOBAL FIN FRN 01MAR26 REGS	EUR	187,535.57	183,785.66	0.05
1,580,000	ASCEND LEARNING 6.875 01AUG25 144A	USD	1,594,212.50	1,587,900.00	0.47
650,000	ASHTON WOODS USA 6.75 01AUG25 144A	USD	654,875.00	607,750.00	0.18
1,020,000	ASSUREDPARTNERS INC 7 15AUG25 144A	USD	1,020,869.61	969,000.00	0.29
1,465,000	AUTOMATION TOOLING 6.5 15JUN23 144A	USD	1,493,756.25	1,507,118.75	0.45
755,000	AVANTOR INC 4.75 01OCT24 REGS	EUR	891,256.60	890,865.82	0.26
1,430,000	AVANTOR INC 6.0 01OCT24 144A	USD	1,434,027.39	1,485,412.50	0.44
720,000	AVANTOR INC 9 01OCT25 144A	USD	736,762.50	789,300.00	0.23
890,000	AVOLON HLDGS LTD 5.25 15MAY24 144A	USD	892,900.00	924,416.30	0.27
550,000	AXALTA COATING 4.875 15AUG24 144A	USD	541,493.64	547,250.00	0.16
985,000	BAECON ESCROW 4.875 01NOV25 144A	USD	971,571.44	928,362.50	0.28
375,000	BANFF MERGER SUB 9.75 01SEP26 144a	USD	354,375.00	359,062.50	0.11
805,000	BAUSCH HEALTH COS 7.25 30MAY29 144A	USD	807,875.00	799,968.75	0.24
870,000	BERRY GLB ESC CP 4.875 15JUL26 144A	USD	867,825.00	866,694.00	0.26
845,000	BIG RIVER STEEL 7.25 01SEP25 144A	USD	875,260.58	880,912.50	0.26
1,385,000	BLITZ F 6.00 30JUL26 REGS	EUR	1,530,789.91	1,577,752.77	0.47
1,115,000	BLUE RACER LLC 6.625 15JUL26 144A	USD	1,118,812.50	1,120,575.00	0.33
650,000	BOMBARDIER INC 6 15OCT22 144A	USD	651,218.75	633,750.00	0.19
840,000	BOMBARDIER INC 7.5 15MAR25 144A	USD	698,330.77	815,850.00	0.24
1,200,000	BOMBARDIER INC 7.875 15APR27 144A	USD	1,220,942.70	1,158,000.00	0.34
910,000	BOYD GAMING CORP 6 15AUG26	USD	901,900.00	925,925.00	0.27
835,000	BRACKEN MIDCO 8.875 15OCT23 REGS	GBP	1,088,426.11	1,017,211.53	0.30

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2019 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Bonds (continued)			USD	USD	%
2,005,000	BRAND ENERGY INFRA 8.5 15JUL25 144A	USD	2,053,828.28	1,689,212.50	0.50
2,180,000	BROOKFIELD PPTY R 5.75 15MAY26 144A	USD	2,183,600.00	2,212,700.00	0.66
1,075,000	BWAY HOLDING CO 4.75 15APR24 REGS	EUR	1,242,699.86	1,221,490.29	0.36
740,000	BWAY HOLDING CO 5.5 15APR24 144A	USD	721,962.50	725,200.00	0.21
1,515,000	BWAY HOLDING CO 7.25 15APR25 144a	USD	1,515,000.00	1,461,975.00	0.43
1,290,000	CABOT FINANC LUX 7.5 01OCT23 REGS	GBP	1,679,085.63	1,649,092.71	0.49
495,000	CALIFORNIA RESOURCES 8 15DEC22 144A	USD	422,877.60	348,975.00	0.10
1,100,000	CARRIZO OIL AND GAS 6.25 15APR23	USD	1,083,500.00	1,012,000.00	0.30
305,000	CBS RADIO INC 7.25 01NOV24 144A	USD	306,525.00	311,862.50	0.09
840,000	CCO HLDGS CAP CO 5.875 01APR24 144A	USD	840,000.00	869,400.00	0.26
370,000	CCO HLDGS LLC CAP CORP 5.75 01SEP23	USD	377,615.00	376,012.50	0.11
1,200,000	CCO HOLDINGS LLC 5.5 01MAY26 144A	USD	1,215,187.50	1,227,000.00	0.36
2,045,000	CCOH SAFARI LLC 5.75 15FEB26 144A	USD	2,060,262.50	2,116,575.00	0.63
650,000	CDK GLOBAL INC 5.25 15MAY29 144A	USD	650,000.00	646,750.00	0.19
1,445,000	CDW LLC CDW FINANCE 5 01SEP25	USD	1,467,443.75	1,459,450.00	0.43
1,335,000	CENTENE CORP 5.375 01JUN26 144A	USD	1,389,662.50	1,381,725.00	0.41
880,000	CENTENNIAL RES PR 6.875 1APR27 144A	USD	878,469.75	880,000.00	0.26
370,000	CENTURYLINK INC 5.625 01APR25	USD	359,825.00	354,737.50	0.11
1,375,000	CENTURYLINK INC 7.5 01APR24 SER Y	USD	1,382,281.25	1,454,062.50	0.43
1,395,000	CHANGE HEALTH/FIN 5.75 01MAR25 144A	USD	1,408,252.50	1,342,687.50	0.40
610,000	CHEMOURS CO 4 15MAY26	EUR	697,428.00	668,297.15	0.20
670,000	CHEMOURS CO 7.00 15MAY25	USD	703,500.00	666,650.00	0.20
830,000	CHENIERE CORPUS 5.875 31MAR25 WI	USD	856,807.23	894,325.00	0.27
455,000	CHENIERE CORPUS CHRI 7 30JUN24 WI	USD	458,022.09	507,325.00	0.15
2,100,000	CHENIERE ENERGY 5.25 01OCT25 WI	USD	2,110,331.25	2,105,250.00	0.62
1,035,000	CHESAPEAKE ENERGY 8.0 15JAN25 WI	USD	1,036,965.68	952,200.00	0.28
835,000	CINCINNATI BELL INC 7 15JUL24 144A	USD	791,916.67	722,275.00	0.21
1,000,000	CIRSA FIN INTL 6.25 20DEC23 REGS	EUR	1,138,971.35	1,184,724.28	0.35
1,065,000	CIT GROUP INC 5 01AUG23	USD	1,066,825.00	1,107,600.00	0.33
710,000	CIT GROUP INC 5.25 07MAR25	USD	715,325.00	747,275.00	0.22
975,000	CLEARWAY ENERG OP 5.75 15OCT25 144A	USD	977,887.50	972,562.50	0.29
1,088,000	CLEVELAND CLIFFS 4.875 15JAN24 144A	USD	1,080,895.36	1,090,720.00	0.32
1,540,000	COMMERCIAL METALS 5.75 15APR26	USD	1,534,375.00	1,532,300.00	0.45
965,000	COMMSCOPE FIN LLC 6 1MAR26 144A	USD	965,000.00	970,428.13	0.29
530,000	COMMSCOPE TECH FIN 6 15JUN25 144A	USD	530,000.00	487,600.00	0.14
365,000	CONSOLIDATED NRG 6.50 15MAY26 144A	USD	354,050.00	360,437.50	0.11
535,000	CONSOLIDATED NRG 6.875 15JUN25 144A	USD	532,325.00	537,675.00	0.16
1,555,000	CONSTELLUM NV 6.625 01MAR25 144A	USD	1,553,413.64	1,589,987.50	0.47
872,000	CORE & MAIN LP 6.125 15AUG25 144A	USD	869,820.00	865,460.00	0.26
920,000	CORECIVIC INC 4.625 01MAY23	USD	864,800.00	903,900.00	0.27
1,093,000	COTT HOLDINGS INC 5.5 01APR25 144a	USD	1,074,415.00	1,076,605.00	0.32
1,700,000	COVANTA HOLDING CORP 5.875 01MAR24	USD	1,679,033.33	1,742,500.00	0.52
670,000	CPUK FINANCE LTD 4.875 28AUG25 REGS	GBP	862,289.88	841,665.87	0.25
415,000	CRESTWOOD MID P 5.75 01APR25	USD	415,247.02	418,112.50	0.12
1,000,000	CRESTWOOD PART 5.625 01MAY27 144A	USD	1,000,000.00	980,000.00	0.29

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2019 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Bonds (continued)			USD	USD	%
1,820,000	CROWNROCK LP 5.625 15OCT25 114A	USD	1,801,474.79	1,738,100.00	0.52
586,000	CRYSTAL ALMOND SARL 10 01NOV21 REGS	EUR	730,919.80	692,516.66	0.21
555,000	CSC HOLDINGS LLC 5.25 01JUN24	USD	527,250.00	557,775.00	0.17
1,600,000	CSC HOLDINGS LLC 5.50 15MAY26 144a	USD	1,560,000.00	1,626,000.00	0.48
830,000	CSC HOLDINGS LLC 6.5 01FEB29 144A	USD	830,000.00	880,837.50	0.26
475,000	CSC HOLDINGS LLC 6.75 15NOV21	USD	471,113.64	504,093.75	0.15
1,000,000	CSC HOLDINGS LLC 7.75 15JUL25 144A	USD	1,061,250.00	1,063,750.00	0.32
1,055,000	DAVITA HEALTHCARE PARTNER 5 01MAY25	USD	1,059,937.11	991,700.00	0.29
1,685,000	DCP MIDSTREAM OPERATI 5.375 15JUL25	USD	1,713,035.55	1,743,975.00	0.52
655,000	DIAMOND 1 FIN 6.02 15JUN26 144A	USD	678,180.02	709,089.31	0.21
605,000	DIAMOND 1 FIN 7.125 15JUN24 144A	USD	651,887.50	637,650.64	0.19
355,000	DISH DBS CORP 5.875 15JUL22	USD	351,450.00	348,343.75	0.10
825,000	DISH DBS CORP 6.75 01JUN21	USD	852,638.30	850,781.25	0.25
555,000	DKT FINANCE APS 9.375 17JUN23 144A	USD	555,000.00	594,127.50	0.18
1,014,000	DYNEGY INC 7.625 01NOV24	USD	976,779.37	1,065,967.50	0.32
2,305,000	EAGLE HOLDING CO 7.625 15MAY22 144A	USD	2,319,437.50	2,307,881.25	0.68
345,000	EAGLE HOLDING CO 7.75 15MAY22 144A	USD	341,550.00	345,862.50	0.10
665,000	EG GLOBL FIN PLC 4.375 07FEB25 REGS	EUR	745,664.49	725,448.62	0.22
690,000	EIRCOM FINANCE DAC 3.5 15MAY26	EUR	768,729.42	767,252.71	0.23
1,585,000	ELDORADO RESORTS INC 6 01APR25	USD	1,606,643.25	1,618,681.25	0.48
840,000	EMBARQ CORP 7.995 01JUN36	USD	800,100.00	772,800.00	0.23
915,000	ENERGIZER HLDG INC 5.5 15JUN25 144A	USD	894,412.50	903,562.50	0.27
641,000	ENERGIZER HLDGS 6.375 15JUL26 144A	USD	623,372.50	642,602.50	0.19
659,000	ENERGIZER HLDGS 7.75 15JAN27 144A	USD	680,262.50	683,712.50	0.20
525,000	ENLINK MIDSTREAM PART 4.15 01JUN25	USD	482,266.38	504,000.00	0.15
1,070,000	ENLINK MIDSTREAM PART 4.85 15JUL26	USD	1,033,125.00	1,048,600.00	0.31
1,535,000	ENPRO INDUST INC 5.75 15OCT26	USD	1,535,000.00	1,542,675.00	0.46
145,000	ENTERCOM MED CORP 6.5 01MAY27 144A	USD	145,000.00	147,186.60	0.04
345,000	ENVISION HLTHCARE 8.75 15OCT26 144A	USD	314,566.07	291,525.00	0.09
1,010,000	ENVIVA PARTNER LP 8.50 01NOV21 WI	USD	1,032,990.18	1,050,400.00	0.31
735,000	EQUINIX INC 5.875 15JAN26	USD	744,187.50	768,075.00	0.23
1,915,000	EVERI PAYMENTS 7.5 15DEC25 144A	USD	1,932,106.25	1,982,025.00	0.59
335,000	EXELA INTERMED FIN 10 15JUL23 144A	USD	333,960.98	268,000.00	0.08
900,000	FIRE BC SPA FRN 30SEP24 REGS	EUR	1,038,218.35	1,010,391.97	0.30
1,705,000	FIRST QUALITY FIN 5 01JUL25 144A	USD	1,675,718.75	1,683,687.50	0.50
1,455,000	FIRST QUANTUM MIN 7.25 01APR23 144A	USD	1,434,926.73	1,316,775.00	0.39
840,000	FIRST QUANTUM MNL 6.5 01MAR24 144A	USD	840,000.00	726,600.00	0.22
220,000	FIRST QUANTUM MNL 6.875 1MAR26 144A	USD	220,000.00	184,250.00	0.05
55,000	FLEX ACQUISITION 6.875 15JAN25 144A	USD	50,050.00	49,225.01	0.02
1,115,000	FLEX ACQUISITION 7.875 15JUL26 144A	USD	1,085,454.24	1,003,500.00	0.30
1,690,000	FREEMPORT MCMORAN 5.45 15MAR43	USD	1,299,301.13	1,432,275.00	0.42
535,000	FRONTDOOR INC 6.75 15AUG26 144A	USD	531,656.25	561,750.00	0.17
1,325,000	FS ENERGY & POW FD 7.5 15AUG23 144A	USD	1,298,142.25	1,338,250.00	0.40
350,000	GAMENET GROUP SPA FRN 27APR23 REGS	EUR	406,542.31	394,568.23	0.12
565,000	GARFUNKELUX HOLDC3 8.5 01NOV22 REGS	GBP	843,243.39	606,147.70	0.18

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2019 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Bonds (continued)			USD	USD	%
525,000	GENESIS ENERGY LP 5.625 15JUN24	USD	460,687.50	493,500.00	0.15
1,115,000	GENESIS ENERGY LP 6 15MAY23	USD	1,131,725.00	1,078,762.50	0.32
2,600,000	GENESYS GREENEDEN 10 30NOV24 144A	USD	2,714,400.00	2,814,500.00	0.83
932,000	GEO GROUP INC/THE 6 15APR26	USD	934,111.74	855,110.00	0.25
1,505,000	GFL ENVIRONMENT 5.375 01MAR23 144A	USD	1,498,000.00	1,467,375.00	0.43
605,000	GFL ENVIRONMENTA 5.625 01MAY22 144A	USD	605,000.00	600,462.50	0.18
1,290,000	GMAC INC 8 01NOV31	USD	1,448,136.53	1,625,400.00	0.48
1,195,000	GRAY TELEVIS INC 5.875 15JUL26 144A	USD	1,162,793.29	1,224,875.00	0.36
550,000	GRAY TELEVISION 5.125 15OCT24 144A	USD	540,097.27	551,375.00	0.16
1,480,000	GREASTAR REAL EST 5.75 01DEC25 144A	USD	1,481,969.91	1,468,900.00	0.44
1,525,000	GRIFFON CORP 5.25 01MAR22	USD	1,516,520.00	1,518,884.75	0.45
1,170,000	GRINDING MED 7.375 15DEC23 144A	USD	1,187,798.17	1,088,100.00	0.32
280,000	GTCR AP FINANCE INC 8 15MAY27 144A	USD	280,000.00	276,500.00	0.08
940,000	GULFPORT ENERGY CORP 6 15OCT24	USD	945,771.54	775,500.00	0.23
1,885,000	H&E EQUIPMENT 5.625 01SEP25	USD	1,885,000.00	1,866,150.00	0.55
1,015,000	HAYA FIN 5.25 15NOV22 REGS	EUR	1,213,691.19	942,248.59	0.28
880,000	HCA INC 5.25 15JUN26	USD	889,064.00	944,224.69	0.28
1,390,000	HCA INC 5.375 01SEP26	USD	1,404,000.00	1,442,125.00	0.43
930,000	HD SUPPLY INC 5.375 15OCT26 144A	USD	930,000.00	945,112.50	0.28
968,000	HEALTHSOUTH CORP 5.75 01NOV24	USD	972,840.00	975,260.00	0.29
860,000	HILL ROM HLDGS 5.75 01SEP23 144A	USD	889,025.00	881,500.00	0.26
1,950,000	HUB INTERNATIONAL LTD 7 1MAY26 144A	USD	1,950,000.00	1,930,500.00	0.57
1,560,000	HUDBAY MIN INC 7.625 15JAN25 144A	USD	1,624,247.55	1,556,100.00	0.46
1,095,000	ICAHN ENTERPRISE 6.25 15MAY26 144A	USD	1,095,000.00	1,086,787.50	0.32
1,340,000	ICAHN ENTREPRISES 6 01AUG20	USD	1,329,075.00	1,340,000.00	0.40
915,000	INEOS GROUP HLDG 5.625 01AUG24 144A	USD	870,580.00	894,412.50	0.27
965,000	INTELSAT CONN FIN 9.5 15FEB23 144A	USD	951,796.73	837,137.50	0.25
505,000	INTELSAT JACKSON 8.50 15OCT24 144A	USD	505,235.25	491,112.50	0.15
565,000	INTELSAT JACKSON 9.75 15JUL25 144A	USD	565,201.79	571,356.25	0.17
1,115,000	INTERNL GAME TECH 6.25 15JAN27 144A	USD	1,116,762.50	1,151,237.50	0.34
565,000	INTERTRUST GP BV 3.375 15NOV25 REGS	EUR	648,224.20	646,893.22	0.19
760,000	INTERXION HLDG NV 4.75 15JUN25 REGS	EUR	889,653.29	895,539.59	0.27
1,450,000	INTL GAME TECH 6.5 15FEB25 144A	USD	1,558,092.79	1,526,125.00	0.45
520,000	IQVIA INC 5 15MAY27 144A	USD	520,000.00	525,200.00	0.16
550,000	IRON MOUNTAIN INC 5.25 15MAR28 144A	USD	532,537.50	522,500.00	0.15
865,000	JAGGED PEAK NRGY 5.875 01MAY26 WI	USD	865,000.00	845,537.50	0.25
580,000	JAGUAR HL PPDI 6.375 01AUG23 144A	USD	580,000.00	588,700.00	0.17
1,360,000	JDA ESRW JDA BD 7.375 15OCT24 144A	USD	1,396,947.80	1,414,808.00	0.42
1,210,000	JERROLD FINCO 6.125 15JAN24 REGS	GBP	1,563,999.96	1,548,242.62	0.46
1,090,000	KRATON POLYMERS LLC 7 15APR25 144A	USD	1,090,000.00	1,090,000.00	0.32
2,130,000	LADDER CAP FIN 5.25 01OCT25 144A	USD	2,100,405.85	2,082,075.00	0.62
1,360,000	LAMAR MEDIA CORP 5.75 01FEB26	USD	1,401,500.00	1,416,100.00	0.42
715,000	LENNAR CORP 5.25 01JUN26	USD	713,212.50	736,450.00	0.22
719,000	LEVEL 3 FINANCIN 5.375 1MAY25	USD	711,810.00	720,797.50	0.21
1,210,000	LEVEL 3 FINANCING 5.375 15JAN24	USD	1,199,900.00	1,210,000.00	0.36

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2019 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Bonds (continued)			USD	USD	%
1,390,000	LIONS GATE CAP 6.375 01FEB24 144A	USD	1,396,950.00	1,424,750.00	0.42
635,000	LKQ EURO HLDG BV 4.125 01APR28 REGS	EUR	704,208.69	742,606.06	0.22
940,000	LSF10 WOLVERINE INV 5 15MAR24 REGS	EUR	1,112,889.37	1,052,030.26	0.31
915,000	MATADOR RESOU CO 5.875 15SEP26 WI	USD	915,000.00	905,850.00	0.27
1,305,000	MATTERHORN TELECOM 4 15NOV27 REGS	EUR	1,402,686.92	1,418,113.46	0.42
535,000	MEDNAX INC 5.25 01DEC23 144A	USD	529,650.00	532,325.00	0.16
1,410,000	MEDNAX INC 6.25 15JAN27 144A	USD	1,413,081.25	1,402,950.00	0.42
760,000	MERCER INTL INC 5.5 15JAN26 WI	USD	757,137.27	750,500.00	0.22
355,000	MERCER INTL INC 6.5 01FEB24	USD	355,000.00	362,987.50	0.11
870,000	MERCER INTL INC 7.375 15JAN25 144A	USD	897,625.00	915,675.00	0.27
290,000	MGM GROWTH/MGM FI 5.75 01FEB27 144A	USD	290,000.00	300,512.50	0.09
695,000	MGM RESORT INTL 5.5 15APR27	USD	708,900.00	705,425.00	0.21
875,000	MGP GROWTH MGM FIN 5.625 01MAY24	USD	878,281.25	903,437.50	0.27
995,000	MIDCONTI COM FIN 6.875 15AUG23 144A	USD	999,517.78	1,029,825.00	0.31
885,000	MOBILE MINI INC 5.875 01JUL24	USD	898,275.00	908,231.25	0.27
1,680,000	MPH ACQ HOLD 7.125 01JUN24 144A	USD	1,753,436.90	1,669,500.00	0.49
395,000	NABORS INDUSTRIES INC 5.50 15JAN23	USD	352,537.50	347,600.00	0.10
1,430,000	NAVIENT CORP 5.5 25JAN23	USD	1,417,655.21	1,431,787.50	0.42
390,000	NAVIENT CORP 6.5 15JUN22	USD	403,650.00	404,137.50	0.12
255,000	NETFLIX INC 5.375 15NOV29 144A	USD	255,000.00	257,391.90	0.08
1,280,000	NETFLIX INC 5.75 01MAR24	USD	1,348,762.50	1,360,000.00	0.40
515,000	NETFLIX INC 5.875 15FEB25	USD	525,300.00	545,900.00	0.16
860,000	NEW ALBERTSONS INC 8 01MAY31	USD	828,994.51	808,400.00	0.24
755,000	NEW ENTERPRISE ST 6.25 15MAR26 144A	USD	758,412.50	749,337.50	0.22
1,260,000	NEXI CAPITAL SPA 4.125 01NOV23 REGS	EUR	1,473,206.47	1,452,681.90	0.43
1,420,000	NIDDA BONDCO GMBH 5.00 30SEP25 REGS	EUR	1,546,484.70	1,532,466.40	0.45
320,000	NIDDA BONDCO GMBH 7.25 30SEP25 144a	EUR	354,581.56	371,694.98	0.11
740,000	NOVELIS CORP 5.875 30SEP26 144A	USD	740,000.00	732,378.00	0.22
1,190,000	NOVELIS CORP 6.25 15AUG24 144A	USD	1,198,887.50	1,222,725.00	0.36
1,305,000	NRG ENERGY INC 5.75 15JAN28 WI	USD	1,305,000.00	1,358,831.25	0.40
360,000	NRG ENERGY INC 6.625 15JAN27 WI	USD	375,750.00	381,150.00	0.11
675,000	NRG ENERGY INC 7.25 15MAY26	USD	734,906.25	726,468.75	0.22
556,000	NUMERICABLE GROUP 6.25 15MAY24 144A	USD	570,542.96	563,645.00	0.17
1,125,000	NUMERICABLE SFR 7.375 01MAY26 144A	USD	1,125,688.77	1,102,500.00	0.33
1,105,000	NVA HOLDINGS 6.875 01APR26 144A	USD	1,092,866.83	1,087,043.75	0.32
1,850,000	OLYMPUS MERGER 8.5 15OCT25 144A	USD	1,818,407.91	1,473,062.50	0.44
865,000	ONEX YORK ACQ CO 8.5 01OCT22 144A	USD	865,000.00	715,787.50	0.21
1,430,000	ORTHO CLINIC INC 6.625 15MAY22 144A	USD	1,421,706.25	1,329,900.00	0.39
920,000	PANTHER BF 8.5 15MAY27 144A	USD	920,000.00	915,400.00	0.27
1,055,000	PANTHER BF 4.375 15MAY26 REGs	EUR	1,196,896.91	1,173,600.27	0.35
670,000	PANTHER BF 6.25 15MAY26 144A	USD	670,000.00	690,100.00	0.20
1,305,000	PARSLEY ENERGY 5.375 15JAN25 144A	USD	1,308,915.63	1,295,212.50	0.38
1,270,000	PARTY CITY HLDGS 6.625 01AUG26 144A	USD	1,245,875.00	1,260,475.00	0.37
900,000	PDC ENERGY INC 6.125 15SEP24	USD	917,080.86	868,500.00	0.26
1,790,000	PEABODY NRG CORP 6.375 31MAR25 144A	USD	1,746,350.00	1,736,300.00	0.51

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2019 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Bonds (continued)			USD	USD	%
1,480,000	PISCES MIDCO INC 8 15APR26 144A	USD	1,480,000.00	1,346,800.00	0.40
755,000	PLAYTECH PLC 4.25 7MAR26	EUR	874,411.29	862,615.33	0.26
1,795,000	POLARIS INTERMEDIA 8.5 01DEC22 144A	USD	1,808,112.07	1,765,831.25	0.52
375,000	POST HOLDINGS INC 5 15AUG26 144A	USD	354,375.00	366,562.50	0.11
1,205,000	POST HOLDINGS INC 5.5 01MAR25 144A	USD	1,208,187.50	1,208,012.50	0.36
665,000	PRECIS DRILG CORP 7.75 15DEC23 WI	USD	665,000.00	673,312.50	0.20
2,295,000	PRESTIGE BRANDS 6.375 01MAR24 144A	USD	2,300,093.75	2,346,637.50	0.70
310,000	PRIME SEC SVCS 5.75 15APR26 144A	USD	310,000.00	304,575.00	0.09
310,000	PRIME SECSRV C BRW 5.25 15APR24 144A	USD	310,000.00	305,350.00	0.09
838,000	PRIME SECSRV C BRW 9.25 15MAY23 144A	USD	851,678.69	877,805.00	0.26
2,070,000	QUICKEN LOANS INC 5.75 01MAY25 144A	USD	2,035,952.98	2,049,300.00	0.61
1,610,000	RADIATE HOLD/FIN 6.625 15FEB25 144A	USD	1,609,287.44	1,573,775.00	0.47
620,000	RANGE RESOURCES 5 15AUG22 SER	USD	613,800.00	582,800.00	0.17
333,000	RANGE RESOURCES 5 15MAR23	USD	323,842.50	310,522.50	0.09
1,769,000	RELIANCE INTER 6.5 01APR23 144A	USD	1,769,000.00	1,813,225.00	0.54
2,130,000	REYNOLDS GROUP ISS 7 15JUL24 144A	USD	2,177,090.82	2,140,650.00	0.63
790,000	ROSE ROCK MIDSTR 5.625 15JUL22	USD	794,657.40	782,100.00	0.23
275,000	ROSE ROCK MIDSTR 5.625 15NOV23 WI	USD	270,448.75	261,250.00	0.08
1,085,000	SBA COMMUNICATION 4.875 01SEP24	USD	1,050,575.00	1,079,575.00	0.32
870,000	SCIENTIFIC GAMES 10 01DEC22	USD	791,491.46	912,412.50	0.27
845,000	SCIENTIFIC GAMES 5.5 15FEB26 REGS	EUR	1,035,905.87	887,273.35	0.26
1,195,000	SCIENTIFIC GAMES 8.25 15MAR26 144A	USD	1,195,000.00	1,215,912.50	0.36
920,000	SENSATA TECHNO 4.875 15OCT23 144A	USD	901,600.00	936,100.00	0.28
355,000	SENSATA TECHNOLOGIES 5 01OCT25 144A	USD	355,887.50	353,225.00	0.10
420,000	SGL CARBON SE 4.625 30SEP24	EUR	471,996.02	476,196.31	0.14
1,350,000	SHELF DRILL HOLD 8.25 15FEB25 144A	USD	1,360,125.00	1,282,500.00	0.38
865,000	SIRIUS XM RADIO 5.375 15JUL26 144A	USD	845,537.50	869,325.00	0.26
940,000	SM ENERGY CO 5.625 01JUN25	USD	890,645.10	813,100.00	0.24
965,000	SOUTHWESTERN ENERGY 7.5 01APR26	USD	997,875.00	919,162.50	0.27
855,000	SPECTRUM BRANDS INC 5.75 15JUL25	USD	855,552.80	865,687.50	0.26
5,000	SPRINT CAP CORP 8.75 15MAR32	USD	6,078.22	5,712.50	0.01
665,000	SPRINT CORP 7.125 15JUN24	USD	661,675.00	692,431.25	0.21
1,030,000	SPRINT CORP 7.625 15FEB25	USD	1,039,100.00	1,086,650.00	0.32
760,000	SPRINT CORP 7.875 15SEP23	USD	763,882.42	813,200.00	0.24
1,199,000	SPRINT NEXTEL CORP 11.50 15NOV21	USD	1,249,367.83	1,372,855.00	0.41
845,000	SRC ENERGY INC 6.25 01DEC25 WI	USD	853,586.60	787,962.50	0.23
285,000	STANDARD INDUSTRIES 6 15OCT25 144A	USD	282,150.00	294,975.00	0.09
1,005,000	STAPLES INC 7.5 15APR26	USD	1,005,000.00	964,800.00	0.29
550,000	STAR MERGER SUB 10.25 15FEB27 144A	USD	550,000.00	567,187.50	0.17
750,000	STAR MERGER SUB 6.875 15AUG26 144A	USD	750,000.00	770,156.25	0.23
1,540,000	STARS GP HLDG 7.0 15JUL26 144A	USD	1,558,511.33	1,593,900.00	0.47
885,000	STEVENS HLDG CO 6.125 01OCT26 144A	USD	882,650.00	920,400.00	0.27
1,315,000	SUMMIT MID HLDGS LLC 5.75 15APR25	USD	1,321,251.36	1,176,925.00	0.35
945,000	T MOBILE USA INC 4.5 01FEB26	USD	893,025.00	932,006.25	0.28
365,000	T MOBILE USA INC 4.75 01FEB28	USD	353,137.50	360,893.75	0.11

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2019 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Bonds (continued)			USD	USD	%
875,000	T MOBILE USA INC 5.125 15APR25	USD	875,000.00	889,218.75	0.26
975,000	T MOBILE USA INC 6.50 15JAN26	USD	975,000.00	1,026,187.50	0.30
1,280,000	TARGA RESOURCES 5.125 01FEB25	USD	1,300,800.00	1,288,000.00	0.38
340,000	TARGA RESOURCES 5.875 15APR26	USD	340,850.00	351,900.00	0.10
230,000	TARGA RESOURCES 6.5 15JUL27 144A	USD	230,000.00	241,500.00	0.07
860,000	TAYLOR MORRISON 5.875 15APR23	USD	886,875.00	879,350.00	0.26
540,000	TAYLOR MORRISON 5.875 15JUN27 144A	USD	540,000.00	535,950.00	0.16
800,000	TELEFONICA EUROPE BV FRN PERP	EUR	859,344.17	860,824.94	0.26
1,430,000	TEMPO ACQUISITION 6.75 01JUN25 144A	USD	1,448,509.05	1,440,725.00	0.43
945,000	TEMPUR SEALY INT INC 5.5 15JUN26	USD	874,125.00	947,362.50	0.28
1,055,000	TENET HEALTHCARE 5.125 01MAY25	USD	1,035,768.75	1,044,450.00	0.31
75,000	TENET HEALTHCARE 6.25 01FEB27 144A	USD	75,000.00	76,500.00	0.03
555,000	TENET HEALTHCARE CORP 4.625 15JUL24	USD	531,862.50	549,450.00	0.16
745,000	TENET HEALTHCARE CORP 8.125 01APR22	USD	800,237.27	778,525.00	0.23
1,030,000	TEVA PHARMACEUTICALS 6 15APR24	USD	1,027,925.50	942,450.00	0.28
945,000	THREEAB OPTIQUE DV 4.0 01OCT23 REGS	EUR	1,018,241.43	1,046,346.38	0.31
715,000	TITAN ACQ BORROW 7.75 15APR26 144A	USD	718,151.30	636,350.00	0.19
1,465,000	TOWNSQUARE MEDIA 6.5 01APR23 144a	USD	1,323,927.09	1,446,687.50	0.43
1,360,000	TRANSDIGM INC 6.25 15MAR26	USD	1,375,900.00	1,394,850.00	0.41
1,160,000	TRANSDIGM INC 6.5 15MAY25	USD	1,204,038.99	1,145,500.00	0.34
612,000	TRANSOCEAN 6.875 01FEB27 144A	USD	612,870.00	629,595.00	0.19
610,000	TRANSOCEAN SENTR 5.375 15MAY23 144A	USD	606,950.00	600,850.00	0.18
540,000	TRINSEO OP/FIN 5.375 01SEP25 144A	USD	540,000.00	502,200.00	0.15
340,000	TRONOX FINANCE PLC 5.75 1OCT25 144A	USD	331,500.00	307,700.00	0.09
1,670,000	TTM TECHNOLOGIES 5.625 01OCT25 144A	USD	1,678,750.00	1,607,375.00	0.48
960,000	TVL FINANCE PLC 8.5 15MAY23 REGS	GBP	1,052,803.52	1,005,584.45	0.30
1,109,000	UNIT CORP 6.625 15MAY21	USD	1,124,514.57	1,048,005.00	0.31
1,500,000	UNITED GROUP BV 4.875 01JUL24 REGS	EUR	1,713,224.49	1,714,537.39	0.51
370,000	UNITED RENTALS NORTH 4.625 15OCT25	USD	356,125.00	363,525.00	0.11
365,000	UNITED RENTALS NORTH 5.875 15SEP26	USD	358,156.25	377,775.00	0.11
1,330,000	UNITED RENTALS NORTH AM 5.5 15MAY27	USD	1,328,100.00	1,336,650.00	0.40
55,000	UNITED STATES STEEL CO 6.25 15MAR26	USD	55,000.00	45,100.00	0.02
685,000	UNIVAR INC 6.75 15JUL23 144A	USD	699,937.50	693,562.50	0.21
995,000	UNIVISION COMM 5.125 15FEB25 144A	USD	878,087.50	909,181.25	0.27
500,000	US T-BILL 0.00 13JUN19	USD	495,483.65	499,586.30	0.15
1,156,000	USA COM PART 6.875 01APR26 WI	USD	1,165,516.10	1,182,010.00	0.35
370,000	USA COM PARTNERS 6.875 01SEP27 144A	USD	372,600.00	379,250.00	0.11
1,865,000	USIS MRGR SUB INC 6.875 1MAY25 144A	USD	1,865,000.00	1,813,712.50	0.54
405,000	VALEANT PHARMA 5.5 01MAR23 144A	USD	376,143.75	406,012.50	0.12
508,000	VALEANT PHARMA 5.875 15MAY23 144A	USD	412,801.63	509,270.00	0.15
2,015,000	VALEANT PHARMA 6.125 15APR25 144A	USD	1,668,406.25	1,959,587.50	0.58
780,000	VALEANT PHARMA 9 15DEC25 144A	USD	783,520.35	838,500.00	0.25
1,265,000	VENATOR FIN SARL 5.75 15JUL25 144A	USD	1,272,860.61	1,141,662.50	0.34

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2019 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
Bonds (continued)			USD	USD	%
505,000	VERSCEND EXCR CP 9.75 15AUG26 144A	USD	537,193.75	536,562.50	0.16
2,340,000	VFH PARENT LLC 6.75 15JUN22 144A	USD	2,383,462.50	2,411,019.00	0.71
1,490,000	VIASAT INC 5.625 15SEP25 144A	USD	1,490,825.00	1,445,300.00	0.43
400,000	VIRGIN MEDIA REC 5.5 15SEP24 REGS	GBP	541,964.73	514,972.73	0.15
1,075,000	VIRGIN MEDIA SEC 4.875 15JAN27 REGS	GBP	1,410,744.68	1,359,118.19	0.40
1,505,000	VIRIDIAN GROUP 4.75 15SEP24 REGS	GBP	1,999,757.79	1,837,592.37	0.54
270,000	VISTRA OPERATION 5.625 15FEB27 144A	USD	270,000.00	278,437.50	0.08
670,000	VISTRA OPERATIONS 5.50 01SEP26 144A	USD	670,000.00	686,750.00	0.20
1,110,000	W/S PACKAGIN HLDGS 9 15APR23 144A	USD	1,119,931.25	1,196,025.00	0.35
1,050,000	WAND MERGER CORP 8.125 15JUL23 144A	USD	1,078,245.72	1,050,000.00	0.31
1,045,000	WASTE PRO USA INC 5.50 15FEB26 144A	USD	1,046,889.17	1,034,550.00	0.31
855,000	WEIGHT WATCHERS 8.625 01DEC25 144A	USD	874,237.50	805,837.50	0.24
2,065,000	WEST STREET MERG 6.375 01SEP25 144A	USD	2,053,762.50	1,881,731.25	0.56
780,000	WHITING PET CORP 6.625 15JAN26	USD	783,312.59	713,700.00	0.21
1,340,000	WILDEHORSE RES DEV 6.875 01FEB25	USD	1,371,825.00	1,309,850.00	0.39
1,170,000	WILLIAM LYON HOMES 5.875 31JAN25	USD	1,160,815.50	1,123,200.00	0.33
1,070,000	WILLIAMS SCOTSMA 6.875 15AUG23 144A	USD	1,052,087.50	1,074,012.50	0.32
885,000	WPX ENERGY INC 5.25 15SEP24	USD	853,668.75	865,087.50	0.26
670,000	ZIGGO BOND CO BV 4.625 15JAN25 MAY	EUR	760,737.63	759,041.77	0.22
780,000	ZIGGO BOND FIN 4.625 15JAN25 REGS	EUR	885,852.07	883,660.57	0.26
Total bonds			328,523,465.21	326,094,948.93	96.66
Medium term notes			USD	USD	%
745,000	TELECOM ITALIA 7.75 24JAN33 EMTN	EUR	1,076,638.90	1,053,345.71	0.31
Total medium term notes			1,076,638.90	1,053,345.71	0.31
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			329,600,104.11	327,148,294.64	96.97
Total investments			329,600,104.11	327,148,294.64	96.97

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
-------------------------------	-----------

Global High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%)*
USA		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	15.73
	Telecommunications	7.00
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	5.88
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	4.29
	Electricity, Gas, Steam And Air Conditioning Supply	3.45
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	2.72
	Human Health Activities	2.50
	Activities Of Holding Companies	2.22
	Trusts, Funds And Similar Financial Entities	2.01
	Programming And Broadcasting Activities	1.78
	Wholesale Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	1.70
	Gambling And Betting Activities	1.64
	Publishing Activities	1.42
	Manufacture Of Basic Metals	1.35
	Manufacture Of Rubber And Plastic Products	1.32
	Rental And Leasing Activities	1.20
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	1.17
	Real Estate Activities	1.07
	Computer Programming, Consultancy And Related Activities	0.91
	Mining Support Service Activities	0.87
	Manufacture Of Other Transport Equipment	0.75
	Mining Of Metal Ores	0.74
	Construction Of Buildings	0.73
	Manufacture Of Motor Vehicles, Trailers And Semi-Trailers	0.67
	Manufacture Of Electrical Equipment	0.66
	Activities Of Insurance Agents And Brokers	0.66
	Retail Trade, Except Of Motor Vehicles And Motorcycles	0.66
	Information Service Activities	0.64
	Manufacture Of Paper And Paper Products	0.60
	Other Activities Auxiliary To Financial Services, Except Insurance And Pension Funding	0.59
	Motion Picture, Video And Television Programme Production, Sound Recording And Music	0.56
	Publishing Activities	0.56
	Mining Of Coal And Lignite	0.51
	Civil Engineering	0.50
	Manufacture Of Food Products	0.47
	Advertising And Market Research	0.42
	Architectural And Engineering Activities; Technical Testing And Analysis	0.36
	Office Administrative, Office Support And Other Business Support Activities	0.35
	Manufacture Of Other Non-Metallic Mineral Products	0.31
	Waste Collection, Treatment And Disposal Activities; Materials Recovery	0.31
	Manufacture Of Furniture	0.28
	Land Transport And Transport Via Pipelines	0.27
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	0.26
	Other Personal Service Activities	0.24
	Accommodation	0.21
	Services To Buildings And Landscape Activities	0.17

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Global High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%)*
	Scientific Research And Development	0.16
	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	0.15
	Manufacture Of Fabricated Metal Products, Except Machinery And Equipment	0.02
		72.48
Canada		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	1.36
	Manufacture Of Basic Pharmaceutical Products And Pharmaceutical Preparations	1.34
	Mining Of Metal Ores	1.12
	Manufacture Of Other Transport Equipment	0.77
	Remediation Activities And Other Waste Management Services	0.61
	Repair And Installation Of Machinery And Equipment	0.45
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.20
	Manufacture Of Machinery And Equipment N.E.C.	0.19
		6.04
Luxembourg		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	3.81
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.91
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	0.49
	Telecommunications	0.43
		5.64
Netherlands		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	1.25
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	1.21
	Manufacture Of Basic Metals	0.47
	Manufacture Of Computer, Electronic And Optical Products	0.38
	Activities Of Holding Companies	0.22
		3.53
United Kingdom		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	2.06
	Gambling And Betting Activities	0.78
		2.84
France		
	Telecommunications	0.88
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.31
		1.19

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Global High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector		
Country	Economical sector	Ratio (%)*
Germany		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.56
	Activities Of Holding Companies	0.47
	Manufacture Of Coke And Refined Petroleum Products	0.14
		1.17
Cayman Islands		
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.38
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.27
	Extraction Of Crude Petroleum And Natural Gas	0.19
	Mining Support Service Activities	0.18
		1.02
Ireland		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.94
		0.94
Italy		
	Activities Of Holding Companies	0.43
	Manufacture Of Chemicals And Chemical Products	0.30
	Activities Of Head Offices; Management Consultancy Activities	0.12
		0.85
Jersey		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.55
		0.55
Spain		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.28
		0.28
Isle Of Man		
	Gambling And Betting Activities	0.26
		0.26
Denmark		
	Other Financial Service Activities, Except Insurance And Pension Funding N.E.C.	0.18
		0.18
Total investments		96.97

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

（２）【2018年５月31日終了年度】

①【貸借対照表】

ニッポン・オフショア・ファンズ
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
純資産計算書
2018年５月31日現在
(米ドルで表示)

		グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	
	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券			
取得原価		387,819,047.53	41,857,310
時価評価額	2.2	383,942,751.74	41,438,941
現金預金		11,165,282.04	1,205,069
債券にかかる未収利息	2.6	6,241,356.52	673,630
未収投資有価証券売却代金	2.5,10	2,186,142.67	235,950
為替先渡契約にかかる 未実現評価益		2,003,141.42	216,199
受益証券発行未収金		160,643.91	17,338
資産合計		405,699,318.30	43,787,127
負債			
未払投資有価証券購入代金	2.5,10	1,970,212.40	212,645
為替先渡契約にかかる 未実現評価損		1,269,517.19	137,019
未払買戻支払額		925,796.88	99,921
未払販売管理報酬	3	288,119.15	31,097
未払管理報酬	3	220,416.67	23,790
未払販売報酬	6	84,743.30	9,146
未払代行協会員報酬	7	33,890.76	3,658
未払印刷および公告費		27,895.93	3,011
未払管理事務代行報酬	4	20,339.28	2,195
未払専門家費用	5	19,538.60	2,109
未払保管報酬		13,552.38	1,463
未払弁護士報酬		10,053.97	1,085
未払受託報酬	8	1,256.86	136
その他の負債		10,357.23	1,118
負債合計		4,895,690.60	528,392
純資産総額		400,803,627.70	43,258,736
純資産額			
豪ドルヘッジ・ 豪ドル建て受益証券		529,020,708.20 豪ドル	38,570,899,835 円
発行済受益証券口数			
豪ドルヘッジ・ 豪ドル建て受益証券		82,960,417.00 口	
1口当たり純資産価格			
豪ドルヘッジ・ 豪ドル建て受益証券		6.38 豪ドル	465 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

②【損益計算書】

ニッポン・オフショア・ファンズ
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
運用計算書および純資産変動計算書
2018年5月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドル	千円
収益			
債券にかかる利息	2.6	28,365,191.34	3,061,455
預金利息	2.6	124,511.85	13,439
その他の収益		85,164.26	9,192
収益合計		28,574,867.45	3,084,085
費用			
販売管理報酬	3	3,932,210.10	424,403
管理報酬	3	3,008,202.55	324,675
販売報酬	6	1,156,562.78	124,828
代行協会員報酬	7	462,535.95	49,922
管理事務代行報酬	4	277,587.58	29,960
保管報酬	5	184,960.36	19,963
保護預り費用		53,043.26	5,725
印刷および公告費		46,868.35	5,059
弁護士報酬		22,430.79	2,421
取引手数料		22,233.45	2,400
専門家費用		19,830.38	2,140
受託報酬	8	7,500.00	809
その他の費用		29,578.65	3,192
費用合計		9,223,544.20	995,497
投資純利益		19,351,323.25	2,088,588
以下にかかる実現純損益：			
投資有価証券	2.2	10,134,740.78	1,093,843
為替先渡契約	2.5	4,834,850.63	521,825
外国為替	2.3	2,420,342.45	261,228
当期実現純利益		36,741,257.11	3,965,484
以下にかかる未実現評価損益の純変動：			
為替先渡契約	2.2	3,074,644.35	331,846
投資有価証券	2.5	(22,815,098.09)	(2,462,434)
運用による純資産の純増加		17,000,803.37	1,834,897
資本の変動			
受益証券発行手取額		34,394,031.04	3,712,148
受益証券買戻支払額		(104,597,464.44)	(11,289,204)
資本の変動、純額		(70,203,433.40)	(7,577,057)
支払分配金	11	(41,554,932.63)	(4,485,024)
期首現在純資産額		495,561,190.36	53,485,919
期末現在純資産額		400,803,627.70	43,258,736

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッポン・オフショア・ファンズ
統計情報(未監査)

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券

期末現在発行済受益証券口数

2016年5月31日	106,848,402 口
2017年5月31日	96,317,285 口
発行口数	6,585,040 口
買戻口数	(19,941,908)口
2018年5月31日	82,960,417 口

期末現在純資産総額

	豪ドル	千円
2016年5月31日	716,224,023.20	52,219,894
2017年5月31日	665,142,229.70	48,495,520
2018年5月31日	529,020,708.20	38,570,900

豪ドル

円

期末現在1口当たり純資産価格

2016年5月31日	6.70	488
2017年5月31日	6.91	504
2018年5月31日	6.38	465

ニッポン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2018年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

注記1. 活動および目的

ニッポン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間に締結された基本信託証書および2010年8月26日および2015年7月31日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券（以下「受益証券」という。）が発行されている。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引される派生商品を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。債務不履行のリスクを可能な限り回避するため、債券の信用力は、投資時において調査され、ファンドのポートフォリオに保有されている間、管理される。

シリーズ・トラストのポートフォリオの目標は、長期的なトータル・リターンを提供を狙いつつ、毎月の分配金を安定的に支払うため十分な収益を確保することである。

投資運用会社および／または委託先が投資し得る世界のハイ・イールド債券には、現物社債、ゼロクーポン債、PIK債（同種の追加債券の形態で利息を支払う債券）、ユーロ債、 Yankee債およびこれらの派生商品を含むことがあるが、これらに限定されないものとする。投資運用会社および／または委託先はまた、現金および短期金融商品（預金（カストディアン・スウィープ・アカウントを含む。）、コマーシャル・ペーパー、預金証書、米国財務省短期・中期証券およびその他の現金相当金融商品を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。

投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

投資運用会社は随時、その裁量にて別のまたは追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

管理会社および／またはその委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない）ため、また、受益証券が表示される通貨である豪ドルに対する（シリーズ・トラストが表示される）米ドルの値下りから受益証券の価値を保護するため、為替ヘッジ取引を使用する予定である。

管理会社は、上記に詳述した外国為替取引を1つあるいは複数の手段をもって運営することができる。管理会社は、為替ヘッジに関する機能を（i）為替ヘッジの一部を（自社またはその委託先を通じて）運営すること、および／または（ii）残りの部分の為替ヘッジを事前に取り決められた為替ヘッジに関するパラメータに基づき管理および監視する第三者（以下「為替管理会社」という。）を指名することによって分割して運営することができる。

注記2. 重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券への投資の評価

- （a）下記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記（c）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- （b）下記（c）および（e）の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- （c）純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記（a）または（b）に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- （d）上記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- （e）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

シリーズ・トラストは米ドルで表示されている。活動中の受益証券のクラスは豪ドル建てである。米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は、運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費

設立費はすべて償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

為替先渡契約から生じる損益は、運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注記3．管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.85パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、取引手数料および諸費用とともに毎月後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.25パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記７．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、毎月後払いで支払われる。

注記８．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記９．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10. 為替先渡契約

2018年5月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

10.1ーポートフォリオ管理における為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
ユーロ	3,910,000.00	米ドル	4,616,158.51	2018年6月29日	27,819.86
ユーロ	3,430,000.00	米ドル	4,049,012.10	2018年6月29日	23,947.76
ユーロ	5,410,000.00	米ドル	6,384,070.50	2018年6月29日	35,499.62
ユーロ	490,000.00	米ドル	571,796.68	2018年6月29日	(3,212.51)
ユーロ	500,000.00	米ドル	591,627.50	2018年6月29日	4,883.43
ユーロ	4,660,000.00	米ドル	5,499,116.88	2018年6月29日	30,662.11
英ポンド	6,200,000.00	米ドル	8,324,988.00	2018年6月29日	50,381.79
英ポンド	6,000,000.00	米ドル	8,058,654.00	2018年6月29日	50,970.57
米ドル	372,421.28	英ポンド	280,000.00	2018年6月29日	1,270.61
ポートフォリオ管理における為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					222,223.24

10.2ー豪ドルの米ドルへの換算および豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
豪ドル	14,881.00	米ドル	11,427.18	2018年6月8日	152.95
豪ドル	16,412.50	米ドル	12,662.38	2018年6月8日	227.85
豪ドル	21,254.40	米ドル	16,315.09	2018年6月8日	212.21
豪ドル	42,055.00	米ドル	32,784.02	2018年6月8日	922.09
豪ドル	50,368.00	米ドル	37,987.19	2018年6月8日	(172.89)
豪ドル	66,119.40	米ドル	52,126.22	2018年6月8日	2,032.49
豪ドル	78,139.60	米ドル	60,192.11	2018年6月8日	991.57
豪ドル	86,892.10	米ドル	67,311.05	2018年6月8日	1,479.40
豪ドル	98,533.80	米ドル	74,037.21	2018年6月8日	(614.52)
豪ドル	109,741.20	米ドル	86,330.77	2018年6月8日	3,188.07
豪ドル	118,000.80	米ドル	91,235.39	2018年6月8日	1,835.00
豪ドル	123,646.50	米ドル	93,662.10	2018年6月8日	(15.64)
豪ドル	127,834.00	米ドル	95,454.54	2018年6月8日	(1,395.76)
豪ドル	130,612.50	米ドル	100,600.10	2018年6月8日	1,644.76
豪ドル	138,598.00	米ドル	109,194.02	2018年6月8日	4,188.69
豪ドル	164,023.20	米ドル	127,359.75	2018年6月8日	3,091.63
豪ドル	164,668.50	米ドル	123,090.20	2018年6月8日	(1,666.86)
豪ドル	169,462.80	米ドル	128,249.62	2018年6月8日	(139.72)
豪ドル	180,908.00	米ドル	136,802.45	2018年6月8日	(258.06)
豪ドル	198,268.50	米ドル	154,732.31	2018年6月8日	4,519.09
豪ドル	210,789.80	米ドル	162,942.20	2018年6月8日	3,242.52
豪ドル	224,510.00	米ドル	174,134.67	2018年6月8日	4,040.22
豪ドル	230,680.80	米ドル	172,894.57	2018年6月8日	(1,875.10)
豪ドル	265,155.20	米ドル	205,653.58	2018年6月8日	4,765.30
豪ドル	314,400.00	米ドル	246,284.61	2018年6月8日	8,087.25
豪ドル	361,500.30	米ドル	280,960.93	2018年6月8日	7,079.18
豪ドル	371,652.40	米ドル	280,743.25	2018年6月8日	(830.07)
豪ドル	406,362.00	米ドル	320,086.47	2018年6月8日	12,216.40
豪ドル	409,365.70	米ドル	318,258.91	2018年6月8日	8,113.12
豪ドル	410,856.00	米ドル	309,287.47	2018年6月8日	(1,987.51)
豪ドル	472,678.20	米ドル	364,558.73	2018年6月8日	6,445.77
豪ドル	503,750.00	米ドル	391,338.19	2018年6月8日	9,684.48

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
豪ドル	521,935.20	米ドル	394,845.02	2018年6月8日	(586.37)
豪ドル	535,908.10	米ドル	401,555.40	2018年6月8日	(4,462.25)
豪ドル	564,697.50	米ドル	419,739.09	2018年6月8日	(8,090.18)
豪ドル	573,824.30	米ドル	442,640.61	2018年6月8日	7,896.80
豪ドル	629,082.72	米ドル	473,320.58	2018年6月8日	(3,288.52)
豪ドル	824,554.40	米ドル	631,423.97	2018年6月8日	6,720.65
豪ドル	1,108,690.50	米ドル	837,817.45	2018年6月8日	(2,154.69)
豪ドル	1,244,577.92	米ドル	959,936.73	2018年6月8日	17,013.02
豪ドル	1,262,350.80	米ドル	982,477.53	2018年6月8日	26,088.72
豪ドル	1,375,457.30	米ドル	1,043,340.76	2018年6月8日	1,259.34
豪ドル	1,456,205.55	米ドル	1,091,013.95	2018年6月8日	(12,244.54)
豪ドル	1,643,646.65	米ドル	1,250,552.12	2018年6月8日	5,283.67
豪ドル	2,129,216.00	米ドル	1,606,318.88	2018年6月8日	(6,829.39)
豪ドル	2,446,466.67	米ドル	1,847,818.72	2018年6月8日	(5,686.71)
豪ドル	3,276,897.64	米ドル	2,545,349.90	2018年6月8日	62,689.54
豪ドル	3,307,997.40	米ドル	2,573,790.69	2018年6月8日	67,568.41
豪ドル	4,523,692.71	米ドル	3,484,252.17	2018年6月8日	56,988.11
豪ドル	4,553,067.64	米ドル	3,433,513.84	2018年6月8日	(16,006.17)
米ドル	5,605.39	豪ドル	7,215.00	2018年6月8日	(139.12)
米ドル	12,713.35	豪ドル	16,524.00	2018年6月8日	(194.35)
米ドル	18,087.69	豪ドル	23,457.60	2018年6月8日	(315.61)
米ドル	23,489.14	豪ドル	30,491.20	2018年6月8日	(388.23)
米ドル	27,851.60	豪ドル	36,102.60	2018年6月8日	(499.36)
米ドル	53,170.35	豪ドル	68,578.50	2018年6月8日	(1,213.55)
米ドル	62,081.85	豪ドル	79,788.00	2018年6月8日	(1,632.44)
米ドル	71,929.24	豪ドル	95,594.40	2018年6月8日	495.51
米ドル	88,466.12	豪ドル	116,251.20	2018年6月8日	(391.26)
米ドル	118,700.92	豪ドル	153,295.80	2018年6月8日	(2,560.15)
米ドル	131,595.18	豪ドル	169,715.70	2018年6月8日	(3,014.27)
米ドル	148,274.35	豪ドル	191,797.40	2018年6月8日	(2,963.79)
米ドル	162,525.93	豪ドル	211,565.00	2018年6月8日	(2,238.93)
米ドル	203,726.60	豪ドル	270,126.00	2018年6月8日	927.74
米ドル	657,187.06	豪ドル	872,555.60	2018年6月8日	3,883.29
米ドル	1,304,825.91	豪ドル	1,678,534.93	2018年6月8日	(33,125.49)
米ドル	1,345,686.34	豪ドル	1,734,639.31	2018年6月8日	(31,479.80)
米ドル	1,515,185.51	豪ドル	1,950,982.27	2018年6月8日	(37,072.10)
米ドル	46,642,254.59	豪ドル	60,137,229.24	2018年6月8日	(1,080,771.29)
米ドル	377,380,000.00	豪ドル	500,000,000.00	2018年6月8日	1,432,730.84
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					511,400.99
為替先渡契約にかかる未実現純評価益合計					733,624.23

注記11. 支払分配金

2018年5月31日に終了した年度中にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券			
0.05 豪ドル	2017年6月15日	2017年6月16日	2017年6月21日
0.05 豪ドル	2017年7月18日	2017年7月19日	2017年7月24日
0.05 豪ドル	2017年8月16日	2017年8月17日	2017年8月22日
0.05 豪ドル	2017年9月15日	2017年9月19日	2017年9月22日
0.05 豪ドル	2017年10月16日	2017年10月17日	2017年10月20日
0.05 豪ドル	2017年11月15日	2017年11月16日	2017年11月21日
0.05 豪ドル	2017年12月15日	2017年12月18日	2017年12月21日
0.05 豪ドル	2018年1月16日	2018年1月17日	2018年1月22日
0.05 豪ドル	2018年2月15日	2018年2月16日	2018年2月22日
0.05 豪ドル	2018年3月15日	2018年3月16日	2018年3月22日

0.05 豪ドル	2018年4月16日	2018年4月17日	2018年4月20日
0.05 豪ドル	2018年5月15日	2018年5月16日	2018年5月22日

注記12. 為替レート

期末現在、使用された米ドルに対する為替レートは以下のとおりである。

通貨	為替レート
豪ドル	1.3199
ユーロ	0.8538
英ポンド	0.7501

注記13. 担保残高

2018年5月31日現在、為替先渡契約に関し、シリーズ・トラストは以下の担保を受領している。

数量	銘柄	通貨	ブローカー
269,000	US T-NOTE 1.50 31MAY20 COLLATERAL	米ドル	バンク・オブ・アメリカ
406,000	US T-NOTE 1.625 30NOV20 COLLATERAL	米ドル	バンク・オブ・アメリカ
267,000	US T-NOTE 1.625 31AUG19 COLLATERAL	米ドル	バンク・オブ・アメリカ
270,000	US T-NOTE 2.125 15MAY25 COLLATERAL	米ドル	ゴールドマン・サックス
246,000	US T-NOTE 2.5 15FEB46 COLLATERAL	米ドル	ゴールドマン・サックス
432,000	US T-NOTE 3.00 15NOV44 COLLATERAL	米ドル	ゴールドマン・サックス

注記14. 後発事象

期末より後にシリーズ・トラストが行った分配は以下のとおりである。

受益証券1口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券			
0.05 豪ドル	2018年6月15日	2018年6月18日	2018年6月21日
0.05 豪ドル	2018年7月17日	2018年7月18日	2018年7月23日
0.05 豪ドル	2018年8月16日	2018年8月17日	2018年8月22日
0.05 豪ドル	2018年9月18日	2018年9月19日	2018年9月25日

[次へ](#)

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at May 31, 2018

Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
Assets		
Investments		
At cost		387,819,047.53
At market value	2.2	383,942,751.74
Cash at bank		11,165,282.04
Interest receivable on bonds	2.6	6,241,356.52
Receivable on investment sold		2,186,142.67
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	2,003,141.42
Subscriptions receivable		160,643.91
Total assets		405,699,318.30
Liabilities		
Payable on investments purchased		1,970,212.40
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	1,269,517.19
Redemptions payable		925,796.88
Marketing fees payable	3	288,119.15
Manager fees payable	3	220,416.67
Distributor fees payable	6	84,743.30
Agent Company fees payable	7	33,890.76
Printing and publishing expenses payable		27,895.93
Administrator fees payable	4	20,339.28
Professional expenses payable		19,538.60
Custodian fees payable	5	13,552.38
Legal expenses payable		10,053.97
Trustee fees payable	8	1,256.86
Other liabilities		10,357.23
Total liabilities		4,895,690.60
Total net assets		400,803,627.70
Net assets		
AUD Hedged Class Unit	AUD	529,020,708.20
Number of units outstanding		
AUD Hedged Class Unit		82,960,417.00
Net asset value per unit		
AUD Hedged Class Unit	AUD	6.38

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2018

Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
Income		
Interest on bonds	2.6	28,365,191.34
Bank interests	2.6	124,511.85
Other income		85,164.26
Total income		28,574,867.45
Expenses		
Marketing fees	3	3,932,210.10
Manager fees	3	3,008,202.55
Distributor fees	6	1,156,562.78
Agent Company fees	7	462,535.95
Administrator fees	4	277,587.58
Custodian fees	5	184,960.36
Safekeeping fees		53,043.26
Printing and publishing expenses		46,868.35
Legal expenses		22,430.79
Transaction fees		22,233.45
Professional expenses		19,830.38
Trustee fees	8	7,500.00
Other expenses		29,578.65
Total expenses		9,223,544.20
Net investment gain		19,351,323.25

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended May 31, 2018 (continued)

Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
Net investment gain		19,351,323.25
Net realised		
Gain on investments	2.2	10,134,740.78
Gain on forward foreign exchange contracts	2.5	4,834,850.63
Gain on foreign exchange	2.3	2,420,342.45
Net realised gain for the year		36,741,257.11
Net change in unrealised		
Appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5	3,074,644.35
Depreciation on investments	2.2	(22,815,098.09)
Net increase in net assets as result of operations		17,000,803.37
Movement in capital		
Subscriptions of units		34,394,031.04
Redemptions of units		(104,597,464.44)
Net movement in capital		(70,203,433.40)
Distribution	11	(41,554,932.63)
Net assets at the beginning of the year		495,561,190.36
Net assets at the end of the year		400,803,627.70

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Statistical information		UNAUDITED
		Global High Yield Bond Fund AUD Hedged Class Unit
Number of units outstanding at the end of the year		
May 31, 2016		106,848,402
May 31, 2017		96,317,285
number of units issued		6,585,040
number of units redeemed		(19,941,908)
May 31, 2018		82,960,417
Total net assets at the end of the year		AUD
May 31, 2016		716,224,023.20
May 31, 2017		665,142,229.70
May 31, 2018		529,020,708.20
Net asset value per unit at the end of the year		AUD
May 31, 2016		6.70
May 31, 2017		6.91
May 31, 2018		6.38

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements**

(As at May 31, 2018)

Global High Yield Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives**

NIPPON OFFSHORE FUNDS, (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Global High Yield Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and Supplemental Trust Deeds dated August 26, 2010 and July 31, 2015, all between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

AUD Hedged Class Unit (The “Unit”) is available for issue.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income generation and long-term capital appreciation through investment in a diversified portfolio of global high yield bonds, as well as over-the-counter or exchange traded derivative instruments thereon. The credit quality of the bonds should be thoroughly reviewed at the time of purchase and closely monitored thereafter for the bond holdings in the portfolio to avoid default as much as possible.

The portfolio aims to balance the objectives of providing sufficient income to support the stable payment of a monthly distribution, while attempting to provide a long-term total return.

The global high yield bonds in which the Investment Manager and/or its delegates may invest may include but shall not be limited to cash bonds issued by corporations, zero-coupon bonds, payment-in-kind bonds (bonds which pay interest in the form of additional bonds of the same kind), Eurobonds, Yankee bonds, and derivatives thereon. The Investment Manager and/or its delegates may also invest in cash and money market instruments, including but not limited to cash deposits (including custodian sweep accounts), commercial paper, certificates of deposit, Treasury notes and bills and other cash equivalents.

The Investment Manager has delegated to the Sub-Investment Manager its responsibility for the management of the investment and re-investment of the Series Trust's investment portfolio.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional investment advisers or investment managers in its discretion.

The Manager and/or its delegates intend to use currency hedging transactions which are designed to reduce, but not eliminate, exchange-rate risk and protect the value of the Units from a depreciation in US dollars (in which the Series Trust is denominated) against AUD, the currency in which the Units are denominated.

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2018)

Global High Yield Bond Fund**Note 1 - Activity and objectives (continued)**

The Manager may manage the foreign exchange transactions described above using one or more different methods. The Manager may split the currency hedging function by (i) managing part of the currency hedging (through itself or a delegate) and/or (ii) in relation to the remainder of the currency transactions, appointing another party (the "Currency Administrator") to administer and monitor the foreign exchange transactions according to predetermined currency transaction parameters.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2018)

Global High Yield Bond Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Conversion of foreign currencies**

The Series Trust is denominated in US Dollar. The active class of units is denominated in Australian Dollar. Assets and liabilities expressed in other currencies than the US Dollar are translated into US Dollar at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into US Dollar at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

Gains or losses resulting from forward exchange contracts are recognised in the statement of operations and changes in net assets.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Manager fees and marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.65 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at a rate of 0.85 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager is responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2018)

Global High Yield Bond Fund**Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fees

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.25 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Trustee fees

The Trustee is entitled to a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 9 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2018)

Global High Yield Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts

As at May 31, 2018, the following forward foreign exchange contracts were open:

10.1 - Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
EUR	3,910,000.00	USD	4,616,158.51	29/06/18	27,819.86
EUR	3,430,000.00	USD	4,049,012.10	29/06/18	23,947.76
EUR	5,410,000.00	USD	6,384,070.50	29/06/18	35,499.62
EUR	490,000.00	USD	571,796.68	29/06/18	(3,212.51)
EUR	500,000.00	USD	591,627.50	29/06/18	4,883.43
EUR	4,660,000.00	USD	5,499,116.88	29/06/18	30,662.11
GBP	6,200,000.00	USD	8,324,988.00	29/06/18	50,381.79
GBP	6,000,000.00	USD	8,058,654.00	29/06/18	50,970.57
USD	372,421.28	GBP	280,000.00	29/06/18	1,270.61
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management					222,223.24

10.2 - Forward foreign exchange contracts to convert AUD into USD and to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
AUD	14,881.00	USD	11,427.18	08/06/18	152.95
AUD	16,412.50	USD	12,662.38	08/06/18	227.85
AUD	21,254.40	USD	16,315.09	08/06/18	212.21
AUD	42,055.00	USD	32,784.02	08/06/18	922.09
AUD	50,368.00	USD	37,987.19	08/06/18	(172.89)
AUD	66,119.40	USD	52,126.22	08/06/18	2,032.49
AUD	78,139.60	USD	60,192.11	08/06/18	991.57
AUD	86,892.10	USD	67,311.05	08/06/18	1,479.40
AUD	98,533.80	USD	74,037.21	08/06/18	(614.52)
AUD	109,741.20	USD	86,330.77	08/06/18	3,188.07
AUD	118,000.80	USD	91,235.39	08/06/18	1,835.00
AUD	123,646.50	USD	93,662.10	08/06/18	(15.64)
AUD	127,834.00	USD	95,454.54	08/06/18	(1,395.76)
AUD	130,612.50	USD	100,600.10	08/06/18	1,644.76
AUD	138,598.00	USD	109,194.02	08/06/18	4,188.69
AUD	164,023.20	USD	127,359.75	08/06/18	3,091.63
AUD	164,668.50	USD	123,090.20	08/06/18	(1,666.86)
AUD	169,462.80	USD	128,249.62	08/06/18	(139.72)
AUD	180,908.00	USD	136,802.45	08/06/18	(258.06)
AUD	198,268.50	USD	154,732.31	08/06/18	4,519.09
AUD	210,789.80	USD	162,942.20	08/06/18	3,242.52

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2018)

Global High Yield Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at May 31, 2018, the following forward foreign exchange contracts were open (continued):

10.2 - Forward foreign exchange contracts to convert AUD into USD and to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit (continued)

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
AUD	224,510.00	USD	174,134.67	08/06/18	4,040.22
AUD	230,680.80	USD	172,894.57	08/06/18	(1,875.10)
AUD	265,155.20	USD	205,653.58	08/06/18	4,765.30
AUD	314,400.00	USD	246,284.61	08/06/18	8,087.25
AUD	361,500.30	USD	280,960.93	08/06/18	7,079.18
AUD	371,652.40	USD	280,743.25	08/06/18	(830.07)
AUD	406,362.00	USD	320,086.47	08/06/18	12,216.40
AUD	409,365.70	USD	318,258.91	08/06/18	8,113.12
AUD	410,856.00	USD	309,287.47	08/06/18	(1,987.51)
AUD	472,678.20	USD	364,558.73	08/06/18	6,445.77
AUD	503,750.00	USD	391,338.19	08/06/18	9,684.48
AUD	521,935.20	USD	394,845.02	08/06/18	(586.37)
AUD	535,908.10	USD	401,555.40	08/06/18	(4,462.25)
AUD	564,697.50	USD	419,739.09	08/06/18	(8,090.18)
AUD	573,824.30	USD	442,640.61	08/06/18	7,896.80
AUD	629,082.72	USD	473,320.58	08/06/18	(3,288.52)
AUD	824,554.40	USD	631,423.97	08/06/18	6,720.65
AUD	1,108,690.50	USD	837,817.45	08/06/18	(2,154.69)
AUD	1,244,577.92	USD	959,936.73	08/06/18	17,013.02
AUD	1,262,350.80	USD	982,477.53	08/06/18	26,088.72
AUD	1,375,457.30	USD	1,043,340.76	08/06/18	1,259.34
AUD	1,456,205.55	USD	1,091,013.95	08/06/18	(12,244.54)
AUD	1,643,646.65	USD	1,250,552.12	08/06/18	5,283.67
AUD	2,129,216.00	USD	1,606,318.88	08/06/18	(6,829.39)
AUD	2,446,466.67	USD	1,847,818.72	08/06/18	(5,686.71)
AUD	3,276,897.64	USD	2,545,349.90	08/06/18	62,689.54
AUD	3,307,997.40	USD	2,573,790.69	08/06/18	67,568.41
AUD	4,523,692.71	USD	3,484,252.17	08/06/18	56,988.11
AUD	4,553,067.64	USD	3,433,513.84	08/06/18	(16,006.17)
USD	5,605.39	AUD	7,215.00	08/06/18	(139.12)
USD	12,713.35	AUD	16,524.00	08/06/18	(194.35)
USD	18,087.69	AUD	23,457.60	08/06/18	(315.61)
USD	23,489.14	AUD	30,491.20	08/06/18	(388.23)
USD	27,851.60	AUD	36,102.60	08/06/18	(499.36)
USD	53,170.35	AUD	68,578.50	08/06/18	(1,213.55)
USD	62,081.85	AUD	79,788.00	08/06/18	(1,632.44)
USD	71,929.24	AUD	95,594.40	08/06/18	495.51
USD	88,466.12	AUD	116,251.20	08/06/18	(391.26)
USD	118,700.92	AUD	153,295.80	08/06/18	(2,560.15)

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2018)

Global High Yield Bond Fund

Note 10 - Forward foreign exchange contracts (continued)

As at May 31, 2018, the following forward foreign exchange contracts were open (continued):

10.2 - Forward foreign exchange contracts to convert AUD into USD and to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ depreciation/
					USD
USD	131,595.18	AUD	169,715.70	08/06/18	(3,014.27)
USD	148,274.35	AUD	191,797.40	08/06/18	(2,963.79)
USD	162,525.93	AUD	211,565.00	08/06/18	(2,238.93)
USD	203,726.60	AUD	270,126.00	08/06/18	927.74
USD	657,187.06	AUD	872,555.60	08/06/18	3,883.29
USD	1,304,825.91	AUD	1,678,534.93	08/06/18	(33,125.49)
USD	1,345,686.34	AUD	1,734,639.31	08/06/18	(31,479.80)
USD	1,515,185.51	AUD	1,950,982.27	08/06/18	(37,072.10)
USD	46,642,254.59	AUD	60,137,229.24	08/06/18	(1,080,771.29)
USD	377,380,000.00	AUD	500,000,000.00	08/06/18	1,432,730.84
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit					511,400.99
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts					733,624.23

NIPPON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2018)

Global High Yield Bond Fund

Note 11 - Distribution

Distributions made by the Series Trust during the year ending May 31, 2018 are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
AUD Hedged Class unit			
0.05 AUD	15/06/2017	16/06/2017	21/06/2017
0.05 AUD	18/07/2017	19/07/2017	24/07/2017
0.05 AUD	16/08/2017	17/08/2017	22/08/2017
0.05 AUD	15/09/2017	19/09/2017	22/09/2017
0.05 AUD	16/10/2017	17/10/2017	20/10/2017
0.05 AUD	15/11/2017	16/11/2017	21/11/2017
0.05 AUD	15/12/2017	18/12/2017	21/12/2017
0.05 AUD	16/01/2018	17/01/2018	22/01/2018
0.05 AUD	15/02/2018	16/02/2018	22/02/2018
0.05 AUD	15/03/2018	16/03/2018	22/03/2018
0.05 AUD	16/04/2018	17/04/2018	20/04/2018
0.05 AUD	15/05/2018	16/05/2018	22/05/2018

Note 12 - Exchange rates

The exchange rates against USD used at the end of the year are as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	1.3199
EUR	0.8538
GBP	0.7501

Note 13 - Collateral position

As at May 31, 2018 the following collateral positions on forward foreign exchange contracts have been received by the Series Trust:

Quantity	Description	Currency	Broker
269,000	US T-NOTE 1.50 31MAY20 COLLATERAL	USD	Bank of America
406,000	US T-NOTE 1.625 30NOV20 COLLATERAL	USD	Bank of America
267,000	US T-NOTE 1.625 31AUG19 COLLATERAL	USD	Bank of America
270,000	US T-NOTE 2.125 15MAY25 COLLATERAL	USD	Goldman Sachs
246,000	US T-NOTE 2.5 15FEB46 COLLATERAL	USD	Goldman Sachs
432,000	US T-NOTE 3.00 15NOV44 COLLATERAL	USD	Goldman Sachs

NIPPON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2018)

Global High Yield Bond Fund**Note 14 - Subsequent events**

Distributions made by the Series Trust after the year ended are as follows:

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
AUD Hedged Class unit			
0.05 AUD	15/06/2018	18/06/2018	21/06/2018
0.05 AUD	17/07/2018	18/07/2018	23/07/2018
0.05 AUD	16/08/2018	17/08/2018	22/08/2018
0.05 AUD	18/09/2018	19/09/2018	25/09/2018

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年9月末日現在)

		豪ドル（Ⅳを除く）	千円（ⅣおよびⅤを除く）
I	資産総額	527,142,938.26	38,433,992
II	負債総額	850,887.62	62,038
III	純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	526,292,050.64	38,371,953
IV	発行済口数	85,524,515口	
V	1口当たり純資産価格（Ⅲ／Ⅳ）	6.15	448円

（注）ファンドの投資対象は米ドル建てで管理されているが、現在発行されている受益証券は豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券のみであり、Ⅰ、Ⅱ、ⅢおよびⅤの数値は豪ドルで表示されている。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

文書の提供および閲覧

信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および／または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の日本における販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除く。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

（ハ）受益者等に対する特典

受益者に対する特典はない。

（ニ）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、自らが保有するいずれの受益証券についても譲渡することができる。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する法域における法律規定、政府その他の要件もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社または適法に授權された受託会社の代理人が要求する情報を事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、（a）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、（b）譲受人が専ら投資目的のために自己勘定で受益証券を取得すること、および（c）受託会社はその裁量により要求するその他の事項につき、書面で受託会社に対して表明する必要がある。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項なし。

第三部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2018年12月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円（全額払込済）、授權株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株、純資産の額は約75億円である。

最近5年間に資本金の増減はなされていない。ただし、2007年7月1日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

（2）管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。2019年9月末日現在、同社の取締役会は、以下の3名の取締役から構成される。

スコット・レノン	取締役
リチャード・T・クリングマン	取締役
ジョゼフ・ジェナコ	取締役

権限を授權された取締役がファンドに関して管理会社を代理する。

管理会社は、ファンドの管理事務をSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務をBNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2019年8月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	19	505,258,020,519円

3【管理会社の経理状況】

- (1) 管理会社であるBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表

（１）【貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2017年12月31日)	当事業年度 (2018年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,582,306	1,681,223
未収委託者報酬	269,459	249,131
前払販売関連費用	6,391,211	6,339,519
未収入金	442,099	529,456
デリバティブ債権	—	16,824
流動資産計	8,685,076	8,816,155
資産合計	8,685,076	8,816,155
負債の部		
流動負債		
未払金	946,745	642,298
未払費用	732,673	688,124
デリバティブ債務	4,395	—
流動負債計	1,683,814	1,330,422
負債合計	1,683,814	1,330,422
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,807,184	6,291,655
株主資本合計	7,001,261	7,485,732
純資産合計	7,001,261	7,485,732
負債・純資産合計	8,685,076	8,816,155

（２）【損益計算書】

(単位：千円)		
	前事業年度 (自 2017年1月1日 至 2017年12月31日)	当事業年度 (自 2018年1月1日 至 2018年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	3,148,250	3,100,923
販売管理報酬等	3,326,879	3,278,975
営業収益計	6,475,129	6,379,898
営業費用		
支払手数料	2,759,020	2,720,221
販売関連費用	2,924,190	2,944,151
営業費用計	5,683,210	5,664,372
一般管理費		
事務委託費	351,359	243,170
諸経費	19,115	20,298
一般管理費計	370,475	263,469
営業利益	421,443	452,056
営業外収益		
受取利息	354	241
為替差益	—	35,061
営業外収益計	354	35,303
営業外費用		
支払利息	8,741	—
為替差損	34,285	—
営業外費用計	43,027	—
経常利益	378,770	487,360
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	—	* 1 2,889
税引前当期純利益	378,770	484,470
当期純利益	378,770	484,470

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	5,428,414	6,622,490	6,622,490
当期変動額					
当期純利益			378,770	378,770	378,770
当期変動額合計	—	—	378,770	378,770	378,770
当期末残高	246	1,193,830	5,807,184	7,001,261	7,001,261

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	5,807,184	7,001,261	7,001,261
当期変動額					
当期純利益			484,470	484,470	484,470
当期変動額合計	—	—	484,470	484,470	484,470
当期末残高	246	1,193,830	6,291,655	7,485,732	7,485,732

注記事項

（重要な会計方針）

1. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

2. 前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

（損益計算書関係）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

＊1. 前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	—	—	1,000
優先株式（株）	1,000	—	—	1,000

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	—	—	1,000
優先株式（株）	1,000	—	—	1,000

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っております。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて短期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、短期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2017年12月31日）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,582,306	1,582,306	—
(2) 未収委託者報酬	269,459	269,459	—
(3) 未収入金	442,099	442,099	—
資産計	2,293,864	2,293,864	—
(1) 未払金	946,745	946,745	—
(2) 未払費用	732,673	732,673	—
負債計	1,679,418	1,679,418	—
デリバティブ取引（※1）			
(1) ヘッジ会計が適用 されていないもの	(4,395)	(4,395)	—
(2) ヘッジ会計が適用 されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	(4,395)	(4,395)	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当事業年度（2018年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,681,223	1,681,223	—
(2) 未収委託者報酬	249,131	249,131	—
(3) 未収入金	529,456	529,456	—
資産計	2,459,810	2,459,810	—
(1) 未払金	642,298	642,298	—
(2) 未払費用	688,124	688,124	—
負債計	1,330,422	1,330,422	—
デリバティブ取引（※1）			
(1) ヘッジ会計が適用 されていないもの	16,824	16,824	—
(2) ヘッジ会計が適用 されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	16,824	16,824	—

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、並びに(3) 未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払金、並びに(2) 未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2017年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,582,306	—	—	—
未収委託者報酬	269,459	—	—	—
未収入金	442,099	—	—	—
合 計	2,293,864	—	—	—

当事業年度（2018年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	1,681,223	—	—	—
未収委託者報酬	249,131	—	—	—
未収入金	529,456	—	—	—
合 計	2,459,810	—	—	—

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前事業年度（2017年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	1,314,384	—	△4,395	△4,395
合計		1,314,384	—	△4,395	△4,395

当事業年度（2018年12月31日）

区分	取引の 種類	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)	評価損益 (千円)
市場取引 以外の 取引	為替予約取引 売建 オーストラリアドル	793,350	—	16,824	16,824
合計		793,350	—	16,824	16,824

(注) 時価の算定方法

契約を締結している金融機関から提示された価格によっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前事業年度（2017年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2018年12月31日）

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	3,148,250	3,326,879	6,475,129

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	3,100,923	3,278,975	6,379,898

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者との取引)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自 2017年1月1日 至 2017年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	795 百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託 役員の兼任	投資運用委託 (注2)	2,619,144	未払費用	623,629
							事務委託 (注4)	346,848		
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	1,135 百万米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の引出 (純額) (注3)	349,327	預金	1,545,854
						資金の借入	資金の借入 (注3)	1,662,535	短期借入金	—
							資金の返済 (注3)	2,010,632		
							利息の支払 (注3)	8,741		
						デリバティブ取引	デリバティブ取引による支出 (注3)	71,472	デリバティブ債務	4,395

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

当事業年度（自 2018年1月1日 至 2018年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	東京都千代田区	795 百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託 役員の兼任	投資運用委託 (注2)	2,589,840	未払費用	602,841
							事務委託 (注4)	239,271		
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	1,135 百万米ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の引出 (純額) (注3)	28,837	預金	1,515,030
						デリバティブ取引	デリバティブ取引による入金 (注3)	32,141	デリバティブ債権	16,824

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っております。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 〔 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 〕	当事業年度 〔 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 〕
1株当たり純資産額	3,500,630円62銭	3,742,866円6銭
1株当たり当期純利益金額	189,385円47銭	242,235円44銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自 2017年1月1日 至 2017年12月31日 〕	当事業年度 〔 自 2018年1月1日 至 2018年12月31日 〕
当期純利益（千円）	378,770	484,470
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	378,770	484,470
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「**関係当事者**」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがある。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「**関連当事者**」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる

が、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。ただし、上記（a）乃至（c）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして実行され、かつ、以下に従うものとする。

- （i）独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
- （ii）該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
- （iii）上記（i）または（ii）に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- （d）関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。
- （e）関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。
- （f）関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含む。）を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

5【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

（2）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「MIHC」という。）が保有していた。その後MIHCは解散し、この解散に伴い、その当時MIHCの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」という。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くMIHCの資産および負債をすべて引受けた。

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除くすべての資産をメロン・オーバースーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」という。）に提供した。管理会社のすべての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はMOICの完全子会社になった。

その後、MOICは、MOICが保有する管理会社の全ての発行済株式を同じくBNYメロン・グループのグループ会社であるエムビーシー・インベストメンツ・コーポレーション（以下「MBC」という。）に譲渡したため、2019年9月末日現在、管理会社はMBCの完全子会社である。

（3）出資の状況

該当事項なし。

（4）訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

① 資本金の額

2019年6月末日現在、受託会社の払込資本金の額は、25,921,000米ドル（約27億9,765万円）である。

② 事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2018年改訂）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

（2）SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

① 資本金の額

2019年9月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約106億3,913万円）である。

（注）ユーロの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2019年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=118.01円）による。

② 事業の内容

SMB C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行である。

（3）BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

① 資本金の額

2019年9月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円である。

② 事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいる。

（4）メロン・インベストメンツ・コーポレーション（「**副投資運用会社**」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、副投資運用会社の払込資本金の額は、0.5百万米ドル（約5,397万円）である。

② 事業の内容

有価証券等にかかる投資運用業務を営んでいる。

(5) SMBC日興証券株式会社（「**代行協会員**」）

① 資本金の額

2019年9月末日現在、代行協会員の資本金の額は、100億円である。

② 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、SMBC日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

(6) 株式会社三井住友銀行（「**販売会社**」）

① 資本金の額

2019年3月末日現在、販売会社の資本金の額は、約1兆7,709億円である。

② 事業の内容

金融商品取引法に基づく日本における登録金融機関である。日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会および一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入している。

2【関係業務の概要】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行う。

(2) SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれる。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行う。

(4) メロン・インベストメンツ・コーポレーション（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドに関する副投資運用業務を行う。

(5) SMBC日興証券株式会社（「**代行協会員**」）

代行協会員の業務を行う。

(6) 株式会社三井住友銀行（「**販売会社**」）

受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

3【資本関係】

(1) CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

該当事項なし。

(2) SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社は、SMBC日興証券株式会社の100%子会社である。

(3) BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社である。

(4) メロン・インベストメンツ・コーポレーション（「**副投資運用会社**」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの子会社である。

(5) SMBC日興証券株式会社（「**代行協会員**」）

SMBC日興証券株式会社は、SMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社の株式の100%を保有している。また、SMBC日興証券株式会社は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの100%子会社である。

(6) 株式会社三井住友銀行（「**販売会社**」）

株式会社三井住友銀行は、株式会社三井住友フィナンシャルグループの100%子会社である。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（2018年改訂）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（2018年改訂）または地域会社（管理）法（2019年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2018年12月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は10,992（2,946のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2019年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2018年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ii）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（iii）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ii）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（iii）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2018年改訂）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（2018年改訂）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。

CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- （a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2018年改訂）（以下「会社法」という。）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられおり、以下の特性を有する。
- （b）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- （c）存続期限のある／存続期間限定会社 — 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- （d）投資信託がいったん登録された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

- (i) 各会社は、ケイマン諸島に登録上の事務所を有さなければならない。
- (ii) 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
- (iii) 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
- (iv) 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
- (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
- (vi) 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2018年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とししない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2018年改訂）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - (ii) 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
 - (iii) リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - (iv) リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（2017年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- (vi) 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
 - (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合

- (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合

7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。

- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
- (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
- (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
- (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること

7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。

- (a) 第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
- (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
- (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
- (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
- (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが实际的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。

7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。

7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。

7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。

- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。

7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。

- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること

- （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申し立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- （a）ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - （b）同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- （a）免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合

- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合

8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。

- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - (ii) CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - (iii) 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - (iv) 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - (vi) 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - (vii) 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - (viii) CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
- (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
- (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること

8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。

- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
- (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
- (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
- (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
- (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること

8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

8.12 第8.10 (d) 項または第8.10 (e) 項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。

8.13 第8.10 (e) 項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。

8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。

- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- （a）規制投資信託
 - （b）免許投資信託管理者
 - （c）規制投資信託であった人物、または
 - （d）免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1（a）項から第9.1（d）項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば2016年秘密情報公開法、犯罪収益に関する法律（2019年改訂）または薬物濫用法（2017年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ii）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2019年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2019年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）

14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2018年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- （i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- （ii）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- （iii）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること

- (iv) 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - (vi) 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - (vii) 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - (viii) 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または同等の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「同等の法域」とは、犯罪収益に関する法律の下でケイマン諸島のマネー・ロンダリング防止対策グループにより承認された法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2019年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条（4）項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - (ii) 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、
本（ii）項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- (iii) 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- (iv) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (vi) 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - (ii) 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - (iii) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - (ii) マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - (iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パートVIは一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監 査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パートVIIIは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）条および第4（6）条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - (ii) 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - (iii) 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - (iv) 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - (vi) 下記の（x x ii）、（x x iii）および（x x iv）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - (vii) 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - (viii) 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - (ix) 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x i) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x ii) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x iii) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x iv) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x vi) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報

- (x vii) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x viii) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x ix) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (x x) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (x x i) 以下の記述
- 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (x x ii) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (x x iii) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
- (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (x x iv) 投資顧問会社（下記事項を含む）
- (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
- (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
- (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、代行協会、販売会社および／またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。

- (2) 交付目論見書には次の趣旨の文章および事項が記載することがある。

「ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。」

「この交付目論見書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。」

「ファンドに関するより詳細な情報を含む投資信託説明書（請求目論見書）が必要な場合は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆様がその旨を記録しておくこととされております。」

「EDINET（金融庁の開示書類閲覧ホームページ）で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト（<http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/>）でもご覧いただけます。」

「ファンドは、主に外貨建て債券等を投資対象としています。ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられた債券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドに組入れられた債券等は、その発行者等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により値動きするため、ファンドの1口当たり純資産価格も変動し、投資元本を割り込むことがあります。」

「投資信託は預貯金と異なります。」

「投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。これらの運用および為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆様に帰属いたします。」

「ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。」

「ご投資にあたっては「外国証券取引口座」が必要です。（開設・口座管理料等に関しては販売会社にお問い合わせ下さい。）。」

有価証券届出書の提出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
クローズド期間がない旨

- (3) 請求目論見書の表紙には次の文章が記載される。

「請求目論見書とは、金融商品取引法第15条第3項の規定により、同法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書のこと、投資者から交付の請求があったときには、直ちに、交付しなければならない目論見書です。」

請求を行った場合には投資者の皆様がその旨の記録をしておくこととなっております。」

- (4) 交付目論見書に最新の運用実績を記載することがある。

- (5) ファンド証券の券面は発行されない。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有する。

「受渡営業日」および 「日本における営業日」	日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。
「営業日」および 「ファンド営業日」	ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「英文目論見書」	ファンドに関する2004年6月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足される。
「S&P」	S&Pグローバル・レーティングをいう。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいう。
「オーストラリア・ドル」 および「豪ドル」	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいう。
「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいう。
「買戻日」	各営業日またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「管理会社」	BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいう。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としての資格におけるSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された2006年3月30日付管理事務代行契約をいい、適宜変更または補足される。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法をいう。

「現地分配基準日」	各月の15暦日もしくは当該日が営業日ではない場合には直後の営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできる各年のその他の日をいう。
「現地分配日」	各現地分配基準日の後4営業日目の日またはファンドに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含む。
「受益証券」	豪ドル建ての「豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券」と指定されるファンドの受益証券をいう。
「受益者決議」	1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいう。
「受託会社」	トラストの受託者としてのCIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
「純資産総額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいう。
「シリーズ・トラスト」および「ファンド」	受託会社と管理会社との間の信託証書に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである、グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドをいう。
「設定日」	2010年9月30日
「代行協会員」	SMBC日興証券株式会社をいう。
「適格投資家」	（a）以下の（i）から（iv）に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。 （i）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ii）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く。）、（iii）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（iv）上記（i）から（iii）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または （b）受託会社がファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいう。
「投資運用会社」	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。

「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間で締結された2010年9月1日付投資運用契約（改訂済）をいう。
「投資対象通貨」	ファンドの投資対象が表示される通貨をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるニッポン・オフショア・ファンズをいう。
「取引日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「販売会社」または 「日本における販売会社」	株式会社三井住友銀行をいう。
「1口当たり純資産価格」	純資産総額（各評価日に管理事務代行会社が決定する為替レートで豪ドルに換算される。）を評価時に発行済の受益証券の口数で除して算出される額をいう。
「評価日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会においてファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により可決された決議をいう。
「副投資運用会社」	メロン・インベストメンツ・コーポレーションをいう。
「副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社との間で締結された2010年9月1日付副投資運用契約をいう。
「分配期間」	前の現地分配基準日の翌暦日に開始し、現地分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「米ドル」、「USD」 および「US\$」	米国の法定通貨であるドルをいう。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格におけるSMBC日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。

「保管契約」

受託会社と保管会社との間で締結された2006年3月30日付保管契約を
いい、適宜変更または補足される。

「ユーロ」および「€」

1992年2月7日にマーストリヒトで署名された欧州連合条約に従って
単一通貨を採用した欧州連合参加加盟国の共通通貨をいう。

独立監査人報告書

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受託会社としての
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ニッポン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストであるグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2019年5月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

シリーズ・トラストの財務書類は、以下により構成される。

- ・2019年5月31日現在の純資産計算書
- ・2019年5月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってシリーズ・トラストから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（シリーズ・トラストの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

シリーズ・トラストの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

シリーズ・トラストの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、シリーズ・トラストの受託会社としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2019年9月25日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Global High Yield Bond Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Global High Yield Bond Fund (the Series Trust), a series - trust of Nippon Offshore Funds, as at May 31, 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at May 31, 2019;
- the statement of investments as at May 31, 2019;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
September 25, 2019

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2019年4月23日

BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 三 上 和 彦 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経営状況」に掲げられているBNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2018年1月1日から2018年12月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの2018年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

独立監査人報告書

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受託会社としての
CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して、ニッポン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストであるグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）の2018年5月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

シリーズ・トラストの財務書類は、以下により構成される。

- ・2018年5月31日現在の純資産計算書
- ・2018年5月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下「ISA」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下「IESBA規程」という。）に従ってシリーズ・トラストから独立した立場にある。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

経営陣は、年次報告書を構成するその他の情報（シリーズ・トラストの財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

シリーズ・トラストの財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

シリーズ・トラストの財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して真実かつ公正に表示された当財務書類の作成、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、経営陣は、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がシリーズ・トラストの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・シリーズ・トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・経営陣が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、シリーズ・トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、シリーズ・トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、シリーズ・トラストの受託会社としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はない。我々は、当意見を述べるにあたり、その他の目的に対して、または、我々の事前の書面による明確な同意なしに当報告書が提示される、または当報告書を入手するその他の者に対して責任を負わない。

プライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2018年9月25日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Global High Yield Bond Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Global High Yield Bond Fund (the Series Trust), a series - trust of Nippon Offshore Funds, as at May 31, 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

What we have audited

The Series Trust's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at May 31, 2018;
- the statement of investments as at May 31, 2018;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Series Trust in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the Series Trust's financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the Series Trust's financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the Series Trust's financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other Matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Series Trust in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
September 25, 2018

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。